

## 第2 業務内容と実績

## 第2 業務内容と実績（ 課名は平成17年度の名称）

### 生活環境施策（生活環境課）

#### 1 食品衛生

##### （1）食品衛生

##### ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例

内容（ア）飲食店、給食施設、そうざい製造業等の食品を調理加工する施設  
スーパー等食品販売施設の監視指導

（イ）食品・添加物等の細菌・理化学検査

（ウ）食中毒調査

（エ）衛生教育等

##### 成果・実績

平成17年度の総監視件数は、3,820件で、内飲食店（一般食堂・レストラン）は1,323件、監視率は34.6%であった（統計編 2-(1)）。また、管内には有数の大型ホテルがあり、県内の観光客、修学旅行者の多くが利用している（統計編 2-(5)）。

食中毒の発生は5件であった（統計編 2-(6)）。また、食品に関する苦情は、異物混入が主であった（統計編 2-(9)）。給食施設、ホテル、飲食店等で調理従事者を対象に行った食品衛生講習会は右表のとおりである。

平成17年度食品衛生講習会	
回数	受講生（人）
35	1,354

##### イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

##### 成果・実績

平成17年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
50	1,600	7	503	6,294	3,721

## 2 環境保全

### (1) 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止対策

#### ア 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止

目的 大気汚染の防止、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭の発生防止

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県公害防止条例

内容 地域住民の生活環境の保全を図るために、法律や県条例に規定されたばい煙発生施設、粉じん発生施設、騒音に係る特定施設や悪臭に係る特定施設(廃棄物焼却炉、ボイラ、破砕機、空気圧縮機、畜舎等)の届出指導及び公害発生防止に関する監視指導業務

#### 成果・実績

平成17年度届出件数(大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び沖縄県公害防止条例)

特定施設の種類	届出の内容	件数		特定施設の種類	届出の内容	件数
				ばい煙発生施設	特定施設設置届出数	4
	特定施設使用廃止届出数	2			特定施設使用廃止届出数	7
粉じん発生施設	特定施設設置届出数	17	大気汚染防止法	粉じん発生施設	特定施設設置届出数	3
	特定施設使用廃止届出数	0				特定施設使用廃止届出数
騒音に係る特定施設	特定施設設置届出数	146	ダイオキシン 特措法	特定粉じん排出等作業届出数		11
	特定施設使用廃止届出数	1		特定施設の種類	届出の内容	件数
悪臭に係る特定施設	特定施設設置届出数	6	ダイオキシン 特措法	大気基準適用施設	施設設置届出数	4
	特定施設使用廃止届出数	1				施設使用廃止届出数

#### イ フロン回収破壊法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器やカーエアコンを廃棄する際には、県知事の登録を受けた事業者により引取、回収させる必要があり、保健所においては各事業者の登録指導及び受付業務を行っている。

#### 成果・実績

平成14年4月1日付(経過措置有り)で施行された法律で第1種フロン類回収業、第2種フロン類回収業及び特例第2種フロン類回収業の管内登録業者数は次のとおりである。

第1種フロン類 回収業者登録数	第2種フロン類 回収業者登録数	特例第2種フロン類 回収業者登録数
64(280)	68(173)	67(174)

特例第2種フロン類回収業者とは、自動車分解整備事業者が地方運輸局長へ特例申し出方式により都道府県知事に通知されて登録される。

( )内は、沖縄県全体の登録数である。

## (2) 水質汚濁防止対策

### ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県公害防止条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

成果・実績

(ア) 平成17年度届出件数

平成17年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は14件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	7	飲料品製造業1、豆腐又は煮豆の製造業1、旅館業3、畜産食料品製造業1、し尿処理施設1
構造等変更届	2	旅館業2
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	5	

(イ) 平成17年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m<sup>3</sup>を超える37施設の排水を採取し、排水基準の基準の遵守状況を調査した。調査の結果、1施設においてCOD（化学的酸素要求量）が基準に不適合であったので改善指導を行った。他の水質項目では排水基準に不適合な施設はなかった。（統計編3-(1)）

### イ 公共用水域の水質監視

目的 公共用水域の水質の監視

根拠 水質汚濁防止法 平成17年度公共用水域の水質測定計画

内容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域、伊佐海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

成果・実績

公共用水域の水質調査結果を統計編3-(2)、海水浴場の調査結果は統計編3-(3)に示す。

## (3) 赤土等流出防止対策

目的 赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図る。

根拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内容 1,000m<sup>2</sup>を超える一団の土地における土地の形質を変える事業行為（宅地造成、道路工事、農地造成等）を行う者は、県知事に、赤土等の流出防止対策を記載した届出書（民間事業）もしくは通知書（公共工事）を事前に提出することになっており、保健所は届出書等の受付及び審査、現場の対策指導及び監視を行っている。

## 成果・実績

沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為の通知及び届出件数は合計で167件であり、10,000m<sup>2</sup>以上（本庁審査）は28件、10,000m<sup>2</sup>以下（保健所審査）は139件であった。（統計編3-(4)）

### (4) 廃棄物対策

**目的** 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

**根拠** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ちゅら島環境美化条例

**内容** 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

**成果・実績** 平成17年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ940件の立ち入り検査を行い、7件の文書指導を行った。又、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

### (5) 浄化槽

**目的** 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

**根拠** 浄化槽法

**内容** 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理に関する指導などを行っている。

#### 成果・実績

平成17年度末現在、中部保健所管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が30,579基、合併処理浄化槽が5,557基の計36,136基である。

当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

### (6) 公害苦情処理

**内容** 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

**成果・実績** 平成17年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数	発 生 源 等
大気汚染	6	製造業 等
水質汚濁	17	魚類のへい死事故8、米軍基地関連2、製造業 等
悪 臭	5	個人 等
その他	5	建設業 等
合 計	33	

### 3 生活衛生

#### (1) 簡易専用水道

目的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根拠 水道法

内容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m<sup>3</sup>を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成17年度は19件の設置届があり、管内の届出総数は725件となっている。  
また、年1回の定期検査の実施状況は98.8%であった。

#### (2) 生活衛生関係営業施設

目的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、これら営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成17年度は、特にクリーニング所・旅館業台帳の整備を行った。

平成17年度生活衛生関係営業施設届出件数

	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	12	35	13	28	20	0
変更	34	35	6	10	2	0
廃止	53	25	153	72	6	0
その他	17	20	0	1	17	0

#### (3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- |                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| 1 建築物清掃業         | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業                     |
| 2 建築物空気環境測定業     | 6 建築物排水管清掃業                        |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業                     |
| 4 建築物飲料水水質検査業    | 8 建築物環境衛生総合管理業<br>(旧：建築物環境衛生一般管理業) |

平成17年度建築物衛生関係届出件数

	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	8	25
変更	28	20
廃止	0	4

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

内容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成17年度の個人墓地の許可件数は204件だった。

(5) 狂犬病予防業務

目的 狂犬病の発生の予防、まん延の防止及び撲滅

根拠 狂犬病予防法

内容

ア 犬の抑留

未登録の犬、若しくは登録されるが鑑札を装着していない犬、又は狂犬病予防注射未実施の犬、若しくは注射されるが注射済票を装着していない犬の捕獲・抑留

イ 咬傷事故調査及び咬傷犬の検診

ウ 狂犬病発生時の緊急対応

発生区域の犬への係留命令

発生区域の犬の検診及び予防注射

未係留の犬の抑留もしくは薬殺

実績(統計編4-(6)参照)

抑留頭数：2,256頭 咬傷事故件数：19件

(6) 動物愛護業務

目的 動物を愛護する気風を招来し住民に生命尊重等の情操を涵養すると共に、動物による人への侵害を防止する。

根拠 動物の愛護及び管理に関する法律

内容

ア 毒蛇等の危険動物を取扱う業者に対するの飼養に関する許認可業務、ペットショップ等からの動物取扱業者に係る届出書の受理

イ 特定動物の飼養者及び動物取扱業者に対する調査・指導・取締り

ウ 動物の愛護と適正な飼養に関する教育及び広報活動

エ 犬及び猫の引き取り

オ 負傷動物の収容

実績

ア ペットショップ等への立ち入り調査：19件

- イ 動物愛護週間（9月20日～26日）関連行事の実施
  - （ア）図画・作文の展示（9月21日～22日）
    - 場所：県庁一階県民ホール
    - 内容：動物愛護図画・作文コンクールの優秀作品の展示
  - （イ）動物愛護の集い 9月23日（金・秋分の日）
    - 場所：沖縄こども未来ゾーン
    - 内容：図画・作文各優秀作品の表彰  
犬、猫の飼い方・しつけ方教室、  
動物ふれあいコーナー等の設置
  - （ウ）動物慰霊祭 9月26日（月） 会場：動物愛護センター
- ウ 犬及び猫の引き取り頭数（統計編4-(6)）
  - 犬：947頭 猫：2,325頭
- エ 負傷動物の収容（統計編4-(6)）
  - 犬：21頭 猫：27頭

#### （7）海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成17年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で97件（内ハブクラゲは60件）だった。

## 4 医務業務

### （1）医事

目的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供施設等の確保を図る。

根拠 医療従事者免許につき、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法など病院、診療所等の構造設備等につき、医療法

内容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

#### ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条により立入検査を実施している。

病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。



## イ 市町村別医療施設状況

平成18年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が404施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

## ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、資料編の病院施設の項に一覧表を掲げてある。

## (2) 薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、薬店等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根拠 薬剤師免許につき、薬剤師法

薬局等につき、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法など

内容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

## ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、薬事法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は、疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等に当たっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

## イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は統計編5-(2)のとおりである。

## ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は統計編5-(3)のとおりである。

## オ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が55名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

### (3) 医薬分業

管内における医薬分業の推進を図り、将来の医薬分業の定着に資することを目的として、関係医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の代表から成る中部保健所地区医薬分業推進協議会が設置された。

平成15年9月及び平成16年2月の協議会開催を経て、次の提言をとりまとめた。

なお、医薬分業推進協議会支援事業による医薬分業関係事業は、平成15年度で終了となる。

#### 協議結果

- ・ 薬剤師会は、医師会、歯科医師会及び保健所等関係団体と連携し、「くすりと健康の週間」等における催しの実施により、住民に対する医薬分業の啓発と推進を図る必要があること。
- ・ 医薬分業のメリットを実感できるように、患者に対する適正使用のための副作用情報の提供など服薬指導にきめ細かな配慮が必要であること。
- ・ 薬局においては、医薬品の重複投与や相互作用による副作用を未然に防止するため、電子媒体等による効率的な薬歴管理が望まれること。
- ・ 休日・夜間の応需体制等の確立など課題解決のため医師会、歯科医師会及び薬剤師会の三者協議の場を設けることが望ましいこと。
- ・ 薬剤師会は保険薬局の所在マップを作成し、地域の医療機関に配布するなど連携を図る必要があること。

### (4) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

当所管内には、献血思想の普及について、県知事から委嘱を受けた献血推進員が1名配置されており、管内11市町村において献血に対する住民の協力と理解を深める活動を行っている。

また、各市町村に、献血の一層の推進を図るため献血推進協議会が組織されている。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

## 健康づくり施策（健康推進課）

### 1 健康増進

#### （1）たばこ対策

##### ア 法的根拠

平成 12 年 3 月 31 日付厚生省発健医第 115 号事務次官通知「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について」各論「たばこ」

平成 14 年 8 月 2 日「健康増進法」公布、平成 15 年 5 月 1 日施行。第 25 条「受動喫煙の防止」

##### イ 事業内容

###### （ア）受動喫煙防止推進事業

平成 16 年 1 月沖縄県が行った「分煙状況実態調査」により、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止のための禁煙・分煙対策が十分に講じられていないことが明らかになった。

このような状況を踏まえ、管内の受動喫煙防止に取り組んでいる施設に認定証及び推奨シールを発行し、今後の受動喫煙防止対策の取り組みを支援することを目的に平成 16 年 5 月 1 日より事業を開始した。

平成 17 年度は 24 施設を調査し、医療機関 6 施設、官公庁 4 施設、飲食店 2 施設、ホテル 1 施設、学校 1 施設、その他の施設 1 施設の計 15 施設を認定した。世界禁煙デー及び禁煙週間では官公庁施設を重点におき、取り組み状況を確認した。16 施設中 8 施設が非該当のため、受動喫煙防止対策の必要性や具体的な方法について指導を行った。

食品衛生協会主催の講習会で飲食店に禁煙・分煙を呼びかけているが、申請する施設が広がらないことから、次年度県全体で取り組む際には、広報を強化し認知度を高める等の対策が必要である。

###### （イ）未成年者の喫煙防止対策

管内学校や市町村から講師派遣依頼の際には、保健所として事業の企画や運営に対する支援、教材の貸し出しを行っている。また、中部地区医師会、中部地区薬剤師会、沖縄県薬物乱用防止協会中部支部等の講師を紹介している。沖縄県教育委員会主催の地区別薬物乱用防止教育研修会の講師として医師及び保健師が参加した。

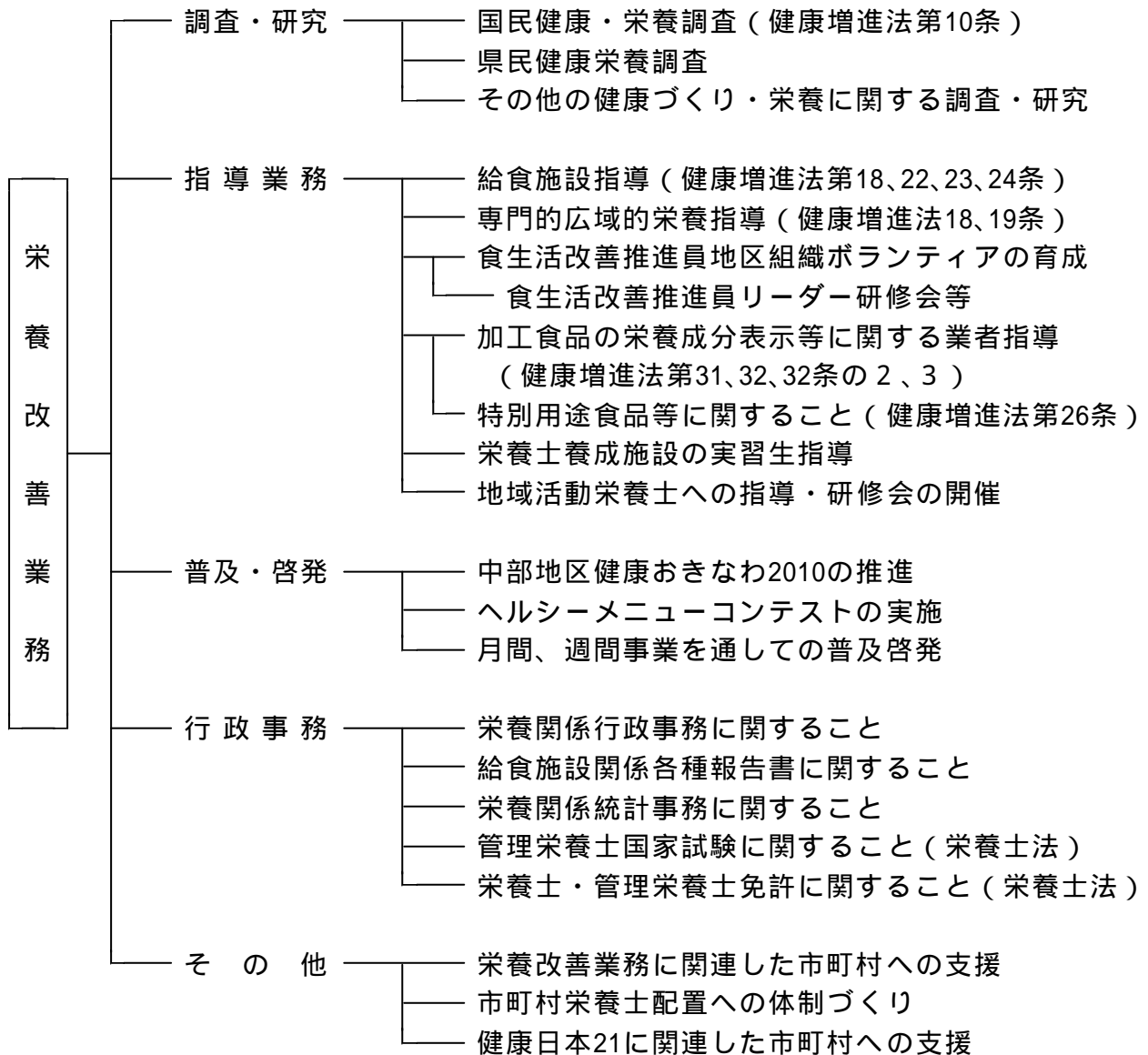
###### （ウ）世界禁煙デー及び禁煙週間行事

平成 17 年度の世界禁煙デーのテーマ「たばこの規制と保健医療専門家の役割」を受け、保健所の役割を周知する目的で保健所が実施している受動喫煙防止事業について県立中部病院、宜野湾市保健センターにてパネル展示を実施した。

また、市町村、学校、医療機関等へビデオやパネル等の貸し出しや普及啓発用の資料提供を行った。

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、栄養関連企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導（延人員）							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
9	3	19	8	5	1	6	1	15	0	0	0	0

## イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	その他	回数	延施設数
0	22	11	0	0	0	2	135

## ウ 栄養成分表示等相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
138件	2件

## エ 研修会の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地域組織組織や地域活動栄養士の相互理解と知識の向上を目指すため研修会を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
7月29日	食生活改善推進員研修会	80人
10月5日	食生活改善推進員研修会	58人
12月6日	食生活改善推進員リーダー研修会	21人
12月7日	食生活改善推進員リーダー研修会	20人

オ 地区組織の育成

地域住民の食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業等で活躍している。

各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成17年4月1日現在

市町村名		協議会結成年月日	協議会会員数
宜野湾市		平成15年4月9日	65人
沖縄市		平成元年5月29日	187人
うるま市	石川市	平成11年12月14日	44人
	具志川市	平成7年5月22日	30人
	与那城町	平成11年4月1日 (沖縄県組織加入)	15人
	勝連町	平成17年2月1日	23人
読谷村		平成12年1月11日	36人
中部支部		平成14年12月12日	400人

カ ヘルシーメニュー推進事業

健康づくりの基本である望ましい食生活について普及啓発を行い、さらに実践につなげるため、高校生を対象としてヘルシーメニューコンテストを実施した。

コンテストを通して、高校生が自ら健康づくりの主役として健全な食生活を考えると共に、県民の食生活に影響がある関係機関と協力し、ヘルシーメニューの普及及び健全な食環境づくりを目的とする。

応募数は弁当部門46点、単品部門183点であり、保健所内での審査を経て、各部門優秀賞5点、入選5点を表彰した。

キ 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。

その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
12	5	1	33	10	2	63

ク 国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

表7 調査概要

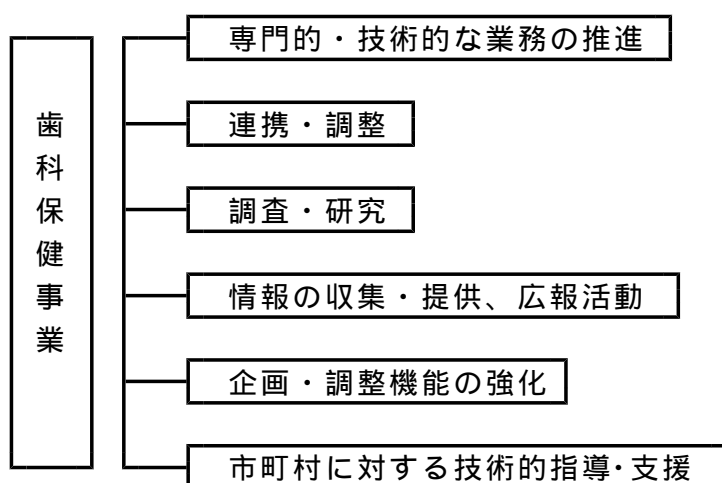
調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成13年度	国民	石川市	27	83	栄養摂取状況調査 身体状況調査 健康意識調査（～H14） 生活習慣調査（H15～） * H15読谷村は、国民・県民重複
平成14年度	国民	金武町	7	22	
平成15年度	国民	読谷村	25	80	
	県民	宜野座村	60	196	
		恩納村	29	80	
		石川市	38	106	
		読谷村	25	80	
	沖縄市	49	156		
	北谷町	35	108		
平成16年度	該当地区なし				
平成17年度	国民	宜野湾市	21	55	栄養摂取状況調査 身体状況調査 生活習慣調査
		北谷町	10	28	

### (3) 歯科保健事業

平成15年5月「健康増進法」が施行され、基本方針に歯の健康保持が記載された。保健所においては、歯と口腔に関する知識を広め、歯科疾患を予防することによって、健康の維持増進を図り、生活の質の向上をめざした歯科保健活動を推進している。歯科保健業務は生涯をとおした各ライフステージ毎の歯科保健対策、特に自分の歯で食べることは、高齢化社会におけるQOLの向上にとって重要であることから、「8020運動」を展開し歯の健康づくり、フッ化物利用推進の普及啓発を行っている。

#### ア 法的根拠

地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）



(歯科保健業務指針より抜粋：平成9年3月3日健政第138号)

#### イ 歯科検診・保健指導・予防処置・健康教育等

	検診・保健指導延人数			予防処置	健康教育	研修会
	乳幼児	その他	計			
個別指導延人数	24	377	401	13		
集団指導	開設回数	1	2	0	4	1
	延人数	7	50	0	50	38

\* フッ化物塗布は平成17年9月まで実施

乳幼児に対する検診及び保健指導は、月1回本庁の歯科医師の応援にて、障害児及びハイリスク児等に対する歯科相談等で、検診・歯科保健指導・予防処置を実施した。継続管理を実施し障害児の歯科保健の推進を目指し、地域と連携を取り、必要に応じてかかりつけ歯科医、県歯科医師会口腔衛生センター等を紹介した。

管内歯科医療機関調査結果（H17年9月調査）から78%の診療所がフッ素塗布を実施していることがわかった、十分環境が整っていることから障害児及び乳幼児のフッ化物塗布を中止、平成17年10月からは歯科相談、歯科保健指導を月1回で事業を継続している。他に電話相談、健康教育や研修会等を実施した。



## ウ 歯科保健研修

### (ア) 高齢者口腔ケアについて(出前研修)

内容：在宅要介護高齢者の口腔ケアの技術の向上を目的

実施月日：平成17年6月

参加職種：ヘルパー、ケアマネジャー、その他 参加者数：13名

### (イ) 障害児(者)の口腔ケア

対象：障害児(者)施設通所者の保護者等

内容：健診結果と家庭での支援について

実施月日：平成18年月1月25日、2月20日 参加人数：15名

## エ 普及啓発

### (ア) 「母と子の良い歯のコンクール」

今回審査に参加した母子は管内市町村で平成16年度に3歳児健診を受診した4767人の中から、各市町村より推薦のあった77人の良い歯の母子の中から8組を保健所で2次審査し、う蝕・歯周疾患・不正咬合等のない上位1組を選出し、県審査に推薦した。

### (イ) 「歯の衛生週間」「いい歯の日」における普及啓発

保健所内でのパネル展示とリーフレットの配布

## オ その他

(ア) 歯科疾患実態調査 2地区(宜野湾市、北谷町) 50名

(イ) 管内保育所におけるフッ化物応用に関する調査(健康増進課と共催)

(4) 健康おきなわ 2010 推進

ア 保健所としての取り組み

(ア) 中部地区健康おきなわ 2010 推進会議の開催

平成 15 年度より中部地区健康おきなわ 2010 推進大会を開催している。また、平成 16 年度より中部地区健康おきなわ 2010 推進会議を開催している。中部地区において健康おきなわ 2010 を推進し、健康づくり運動を積極的に展開するとともに、市町村健康増進計画の策定、モニタリング、評価を支援する目的で開催する。

<平成 17 年度第 1 回中部地区健康おきなわ 2010 推進会議>

a 日時：平成 17 年 8 月 18 日（水）午後 2 時～ 4 時

b 場所：中部福祉保健所 3 階会議室

c 内容：

- 1) 中部地区における平成 16 年度健康おきなわ 2010 の推進事業について  
保健所における健康おきなわ 2010 推進事業について  
ヘルシーおきなわシティ 2010 の取り組みについて
- 2) 中部地区における平成 17 年度の健康おきなわ 2010 推進計画について  
平成 17 年度より沖縄県食品衛生協会中部支部長が議長を引き受けて下さり会議を運営している。  
子ども達の食育、タバコ対策等が早期に対応していく課題として上げられ、中部地区 P T A 連合会長にも委員になって頂いた。

<平成 17 年度第 2 回中部地区健康おきなわ 2010 推進会議>

a 日時：平成 18 年 1 月 19 日（木）午後 2 時～ 4 時

b 場所：中部福祉保健所 3 階会議室

c 内容：

- 1) 今後の生活習慣病対策について
- 2) 中部地区健康おきなわ 2010 中間評価  
委員の所属する団体や機関の取り組み状況について報告がある。  
健診後の保健指導等で職域との連携が必要である。  
適切な運動処方や禁煙指導する機関についての情報がない等の課題が出された。

(イ) 第 3 回中部地区健康おきなわ 2010 推進大会の開催

中部地区において健康おきなわ 2010 推進活動を総括し、地域が一丸となって健康づくりに邁進するため各々の活動を確認し、より大きな活動になるよう「広げよう 中部から 健康おきなわ 2010 ～みんなで楽しくランラン RUN ～」をキャッチフレーズに推進大会と車両パレードを開催した。

開催に向け、市町村及び関係機関・関係団体で構成する実行委員会を開催し、関係機関が主体的な大会運営となり、推進大会と車両パレードに約 900 人の関係機関や関係団体から参加があった。

a 日時：平成 18 年 2 月 16 日（木）午後 1 時～ 5 時

b 場所：沖縄市美里公園及び管内市町村車両パレード

c 内容：地域住民への健康おきなわ 2010 推進大会の大会宣言及びアピール文の広報

イ 管内市町村健康増進計画策定支援状況

(ア) 健康づくり担当者研修会の開催

平成 14 年8月2日に「健康増進法」が公布され、地域の実情にあった健康づくり市町村計画策定の必要性が法的に裏付けられ、中部福祉保健所管内では9ヵ所の市町村（合併前）が策定し、計画を推進している。また、平成17年度には4市町村（新市うるま市を含む）が策定に取り組んでいる。

そのような中、健康づくり担当者を対象に沖縄県及び管内市町村の課題のひとつであり、生活習慣病の大半を占める循環器疾患予防についての研修会を開催した。愛媛大学医学部教授の小西正光先生を講師に「これからの健診について～循環器疾患予防のために～」をテーマ開催し、52人の参加があった。

(イ) 市町村計画策定支援状況

NO	市町村名	策定年度	支援内容	
1	宜野湾市	平成 15 年度	健康づくり推進協議会の委員として参加。	
2	沖縄市	平成 14 ～ 15 年度	健康づくり推進協議会の委員として参加。 健康づくり推進シンポジウムの企画等の支援	
3	うるま市	旧 石川市	平成 14 ～ 15 年度	重点事業の推進に関する支援及びモニタリング指標の支援
		旧 与那城町	平成 16 年度	壮年期男性を対象に職域との連携事業を企画支援
		平成 17 ～ 18 年度	健康づくり推進協議会、幹事会、策定部会の委員として参加、計画の全体企画及び部会等の進め方等事務局の支援	
4	恩納村	平成 16 年度	健康づくり推進協議会の委員として参加。	
5	宜野座村	平成 14 ～ 16 年度	計画推進のため計画の周知と生活習慣病予防のための講演会等の支援	
6	読谷村	平成 15 ～ 16 年度	健康づくり推進協議会の委員として参加	
7	嘉手納町	平成 16 ～ 17 年度	健康づくり推進協議会や策定部会の委員として参加、計画の全体企画及び部会等の進め方等事務局の支援	
8	北谷町	平成 17 年度	健康づくり推進協議会の委員として参加、計画の全体企画及び部会等の進め方等事務局の支援 既存データから見える健康の現状についての資料作成への支援	
9	北中城村	平成 17 年度	策定委員会の委員としての参加。計画の全体企画及び策定委員会等の進め方等事務局の支援。	
10	中城村	平成 15 年度	計画の見直しに伴う健康づくり推進協議会の委員としての参加。	

## 2 一般健康相談

一般健康相談室は主に健康診断（職場検診、就職、進学等の目的）を行っている。有所見者には、医療機関への紹介、保健指導及び栄養指導を行っている。

開設回数は98回、一日平均受診者数は37.7人である。

なお、保健所業務の見直しにより今後は、感染症対策の強化を図るため、中部保健所における一般健康相談は、平成17年度で廃止となった。

### (1) 健康相談実施状況

#### ア 目的別受診状況

来職 所場 目的 的診 人数	現 場 に 入 る	就 職						進 学	営 業 許 可				免 許 申 請				そ の 他 の 健 康 診 断	そ の 他 明 計	不 明 計	総 計	
		公 務 員	教 員	出 稼 ぎ	警 備	軍 人	そ の 他		理 美 容	薬 局	ク リ ー ニ ン グ	タ ク シ ー	そ の 他	調 理 師	医 療 関 係	理 美 容					そ の 他
263	219	644	53	93	126	19	1088	463	70	0	0	7	9	172	34	21	56	53	326	0	3716

複数の発行目的あり実人員3693人、目的別で集計すると3716人である。

#### イ 市町村別受診状況

市 町 村 名	宜 野 湾 市	沖 縄 市	う る ま 市	恩 納 村	宜 野 座 村	金 武 町	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	そ の 他	総 計
件数	330	1292	1289	31	10	30	190	82	131	121	73	114	3693

#### ウ 健康診断有所見者（肥満・高血圧）

##### (ア) 肥満者（身長・体重測定者中）

判 定	や せ	正 常	肥 満	総 計
B M I	18.5	18.5～ 25未満	25以上	
人 数	164	781	288	1233

##### (イ) 高血圧者（血圧測定者中）

収縮期 (mmHg)	正 常	境界域	高 血 圧	総 計
	139 以下	140～159	160 以上	
人 数	2899	318	97	3314
拡張期 (mmHg)	正 常	境界域	高 血 圧	総 計
	89 以下	90～94	95 以上	
人 数	2926	164	224	3314

### (2) エックス線検査

ア レントゲン室において健康診断書（職場検診、就職、進学等）に必要なエックス線検査を実施した件数は、下記のとおりである。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
件数	266	223	259	177	250	197	249	208	209	263	294	300	2895

### (3) 健康相談等における検査

ア 臨床検査室では、健康相談来所者について、尿、糞便、血液、痰等の検査、生理検査としての心電図、肺機能検査等を行っている。

#### イ 検査件数

検査項目	尿検査	血液検査	生化学検査	生理検査	梅毒検査	肝炎検査	糞便検査
検体件数	2535	352	252	930	7	24	554

### Ⅲ 疾病対策（健康推進課）

#### 1 感染症対策事業

##### （1）感染症予防事業

###### ア 法的根拠

平成11年4月に「感染症その予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行された。その後、SARS、鳥インフルエンザなど重篤な新興感染症が発生し、感染症に対する新たな対策が施策化され平成15年11月に法改正された。この法においては感染力や症状の重篤性などの危険性が高い順に類型化された一～五類感染症において、発生時の感染拡大防止の対策を講じたり、平常時より予防に関する啓発等を行う。

県独自の取り組みとしては、麻しん発生を迅速に把握するとともに、麻しん発生時における各機関の具体的対応を示すことにより、「2005年までに麻しん発生0」を目指し、平成15年10月に「沖縄県麻しん発生時対応ガイドライン」が制定された。

###### イ 保健所における感染症対策

- （ア）発生予防・・・①予防接種の推進 ②平時における感染症発生動向調査  
③平時から予防対策にあたって所内関係課相互の連携
- （イ）蔓延防止・・・①健康診断・就業制限・入院 ②消毒及び衛生教育  
③積極的疫学調査
- （ウ）普及啓発と人権への配慮
- （エ）緊急時の連絡体制・・・市町村・県・医療機関との連絡体制

##### （2）感染症発生動向調査事業

###### ア 法的根拠

平成15年11月に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」12～16条により、一～五類感染症について、届出や発生状況及び動向の把握、情報の公表等について定められている。

###### イ 事業内容

1～5類感染症について、医療機関より届出を受け動向を分析し、その情報を公表している。また感染症発生動向調査システムにより県へ情報を送っている。医療機関からの報告は全数把握のものと定点把握のものがある。

- （ア）全数把握：全ての医師は、全数把握対象の感染症を診断した場合、保健所を経由し都道府県知事に届け出なければならない。
- （イ）定点把握：指定届出機関の医師が定点把握対象感染症を診断した場合、保健所を経由し都道府県知事へ届け出る。

<中部保健所管内の定点医療機関数（県全体の定点医療機関数との対比含む）>

	定点種別	定点数（中部）	定点数（県）	備考
週報	インフルエンザ	20カ所	58カ所	左記定点医療機関は感染症法令等により、主に保健所管内人口規模を指標として設定されている。
	小児科	12カ所	34カ所	
	眼科	3カ所	10カ所	
	基幹	2カ所	7カ所	
月報	基幹	2カ所	7カ所	なお、STD定点の設定は本島内保健所のみである。
	STD（性感染症）	4カ所	12カ所	

ウ 感染症法の対象疾患

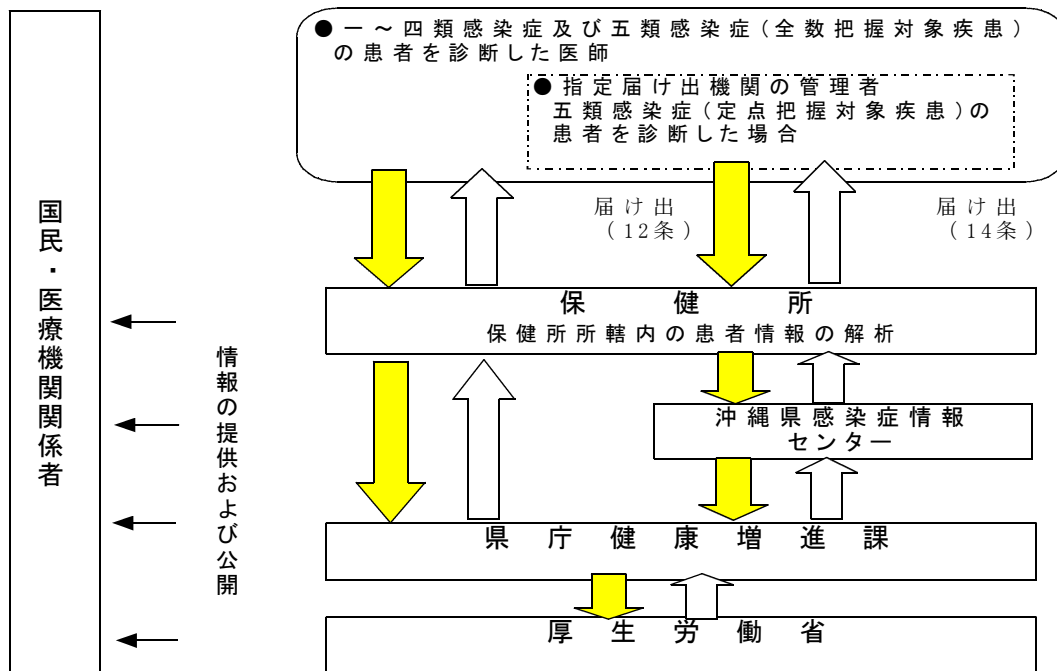
感染症法の対象疾患

平成15年11月法改正より

類型	医師の届出	疾患名
一類	直ちに	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 <b>SARS、天然痘</b>
二類	直ちに	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
三類	直ちに	腸管出血性大腸菌感染症
四類	直ちに	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、炭疽、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリア、ライムレジオネラ症 <b>急性A型ウイルス肝炎、急性E型ウイルス肝炎、高病原性トリ型インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兔病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症、ボツリヌス症</b>
五類	7日以内	（全数把握） アメーバ赤痢、急性ウイルス肝炎（A型及びE型を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風疹症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、 <b>バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、急性脳炎</b>
		（定点把握） 咽頭結膜熱、インフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、咽頭性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、成人麻疹、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、百日咳、風疹、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻疹（成人麻疹を除く）、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、 <b>RSウイルス感染症</b> <b>尖圭コンジローマ</b>

※疾患名の太斜体文字は平成15年11月法改正に追加変更のあったもの

感染症法に基づく感染症発生動向調査の概要



一～三類感染症発生状況

区分		平成15年		平成16年		平成17年	
		管内	沖縄県	管内	沖縄県	管内	沖縄県
一類感染症	エボラ出血熱						
	クリミア・コンゴ出血熱						
	ペスト						
	マールブルグ病						
	ラッサ熱						
二類感染症	急性灰白髄炎						
	コレラ				1		
	細菌性赤痢			1	2		3
	ジフテリア						
	腸チフス						
	パラチフス				1		
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	19	25	3	30		38
	0-157	18		1		1	
	0-26	1		1		1	
	0-111						
	0-119						
	0-161						
	型不明			1			

中部保健所管内（年齢別）

平成17年（単位：人）

疾病	～6月	～12月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～	15～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	合計
1 インフルエンザ	31	103	317	315	312	308	340	356	404	410	308	851	294	818	954	534	320	201	211	7,387
2 咽頭結膜熱	0	0	1	1	3	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	1	3	9	25	35	44	28	30	25	6	13	19	0	1	0	0	0	0	0	239
4 感染性胃腸炎	23	82	195	126	102	77	78	69	73	57	42	120	27	142	0	0	0	0	0	1,213
5 水痘	72	100	365	349	214	121	59	41	25	15	7	19	2	1	0	0	0	0	0	1,390
6 手足口病	11	78	409	368	181	88	42	10	17	9	10	16	1	0	0	0	0	0	0	1,240
7 伝染性紅斑	0	2	2	1	7	8	6	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	36
8 突発性発疹	32	148	105	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299
9 百日咳	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10 風疹	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
11 ヘルパンギーナ	2	18	33	12	9	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77
12 麻疹	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
13 流行性耳下腺炎	0	8	88	216	264	278	194	132	105	50	34	63	14	35	0	0	0	0	0	1,481
14 急性出血性結膜炎	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
15 流行性角結膜炎	0	8	20	23	24	19	19	12	12	4	6	18	13	63	70	31	26	17	9	394
16 急性脳炎（日本脳炎除く）	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
17 細菌性髄膜炎（真菌性含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 クラミジア肺炎（オウム病除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 成人麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	172	551	1,550	1,450	1,157	946	769	654	667	553	421	1,109	351	1,062	1,024	565	346	218	220	13,785

中部保健所管内（市町村別）

平成17年（単位：人）

疾病	宜野湾	沖縄市	うるま	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	その他	合計
1 インフルエンザ	654	1629	2211	129	463	751	649	250	308	122	68	153	7,387
2 咽頭結膜熱	2	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	3	10
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	13	40	77	3	1	8	51	11	27	3	1	4	239
4 感染性胃腸炎	321	212	304	15	4	24	156	36	89	20	4	28	1,213
5 水痘	258	325	317	18	7	21	221	60	86	26	16	35	1,390
6 手足口病	179	266	335	26	6	17	202	59	81	33	21	15	1,240
7 伝染性紅斑	1	8	1	1	0	0	11	3	7	4	0	0	36
8 突発性発疹	9	74	93	7	2	6	58	11	27	5	1	6	299
9 百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10 風疹	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
11 ヘルパンギーナ	5	16	18	1	0	0	21	4	9	1	0	2	77
12 麻疹	0	2	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	6
13 流行性耳下腺炎	421	268	326	18	0	40	174	68	85	27	16	38	1,481
14 急性出血性結膜炎	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
15 流行性角結膜炎	42	131	119	6	3	23	11	7	30	5	7	10	394
16 急性脳炎（日本脳炎除く）	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
17 細菌性髄膜炎（真菌性含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 クラミジア肺炎（オウム病除く）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 成人麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1907	2974	3809	224	486	890	1557	510	752	247	135	294	13,785



### (3) 感染症診査協議会

#### ア 委員名簿

項目	氏名	所属・職名
委員	遠藤 和郎	県立中部病院内科副部長
委員	大湾 勤子	独立行政法人沖縄病院医師
委員	大湾 朝謙	那覇家庭裁判所参与員

#### イ 概要

- a 設置根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第24条5項に基づき、沖縄県感染症診査協議会条例を制定
- b 設置目的：同法20条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、都道府県知事の諮問に応じ、各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。
- c 開催日時：平成15～17年度中の開催はなし

### (4) エイズ対策事業

#### ア 法的根拠

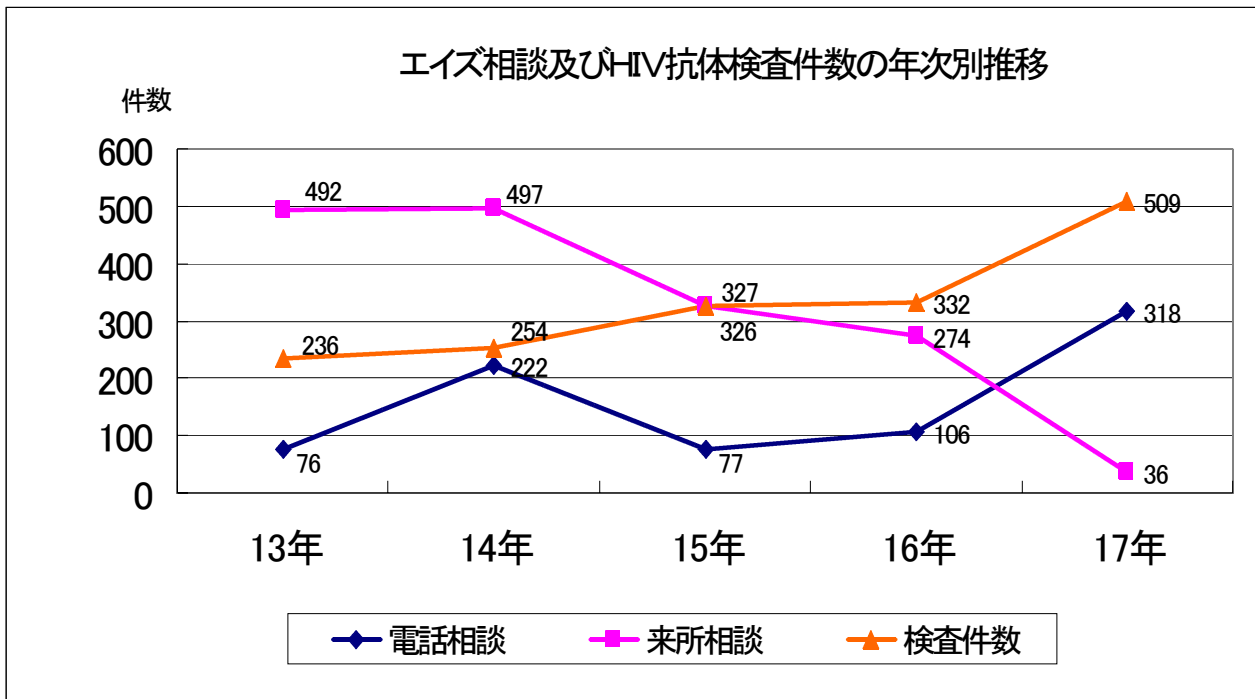
これまで独自に制定されていた「エイズ予防法」に基づいて実施されていた当事業は、平成11年4月より施行された「感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて継続して事業が実施される事になった。

#### イ 事業内容

保健所においては、昭和62年よりエイズに関する相談やH I V抗体検査の採血を実施しているが、より検査を受けやすくするために、平成5年10月よりH I V抗体検査が匿名受け付けでかつ無料という態勢で開始された。

さらに平成17年4月から、その日のうちに結果がわかるH I V抗体検査の迅速検査（予約制で実施日は毎週水曜日）が開始された。

その他エイズに関する啓発活動としては、12月1日の世界エイズデーに向けた機運を盛り上げかつ特に若者への意識づけを目的に、沖縄国際大学構内にて本島内各保健所別H I V検査体制一覧表を添付したポケットティッシュやS T D予防教育用パンフレットの配布を行った。所内においても県内エイズの統計パネル展示、パンフレット配布を行い、健康診断等保健所来所者への啓発を行った。さらに、管内市町村及び小中高等学校へパネル・図書・ビデオ等の貸し出しなどを実施した。



ウ 中部保健所地域エイズ対策連絡協議会

(ア) 委員名簿

項目	氏名	所属・職名
委員	桑江喜代子	上村病院 看護師総婦長
委員	村山 秀子	うるま市市民健康課 保健指導係長
委員	寛山 淳	北谷町健康保険課 健康係長
委員	高良 利佳	沖縄東中学校 養護教諭
委員	喜舎場直美	宜野湾高校 養護教諭
委員	石川 正信	中頭教育事務所 指導主事
委員	加賀美裕子	HIV 人権ネットワーク沖縄
委員	遠藤 和郎	県立中部病院 内科副部長
委員	勝連 宏子	沖縄市PTA連合会
委員	久保田真希	琉球大学法文学部 学生
委員	平良 千秋	中部美容専門学校 学生
委員	上地 智恵	中部美容専門学校 学生
委員	国吉 秀樹	中部保健所 健康推進課長

(イ) 概要

- a 設置根拠：厚生省保保健医療局通知（平成14年3月27日付健発第327013号）エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、中部保健所地域対策エイズ対策連絡協議会設置要綱を定める。
- b 設置目的：エイズ対策の円滑かつ効果的な推進について、関係団体等と協議し、地域の連携と協力体制づくりを図ることを目的とする。
- c 開催日時：平成17年11月21日（月）

(5) 予防接種事業

ア 法的根拠

「予防接種法」に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種に対し指導を行っている。

イ 事業内容

市町村の実施に対する助言や、住民・市町村担当からの問い合わせ対応、管内市町村の実施状況の取りまとめを行う。(平成17年定期予防接種の状況は統計編へ掲載)

< 予防接種従事者研修会・会議 >

期日：①平成17年9月16日(金) 午後2時00分～4時30分 県医療福祉センター

②平成17年5月20日(金) 午後2時00分～4時00分 保健所3階研修室

③平成17年10月25日(火) 午後3時00分～5時00分 保健所3階研修室

対象：①県内市町村予防接種担当課長及び担当者・保健師等 参加者約100名

②管内市町村予防接種担当課長及び担当者・保健師等 参加者約50名

③管内市町村予防接種担当課長及び担当者・保健師等 参加者約30名

内容：①「麻しん及び風しんに係る定期予防接種について」

県福祉保健部健康増進課結核感染症班 田盛広三

②「BCG予防接種・コッホ現象について」

③「麻しん及び風しんに係る積極的な予防接種事業の推進について」

予防接種に関する相談件数

平成17年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話	14	7	16	22	15			11	16	13	5	8	127
来所		1	1		1					1			4

ウ 沖縄県麻疹全数把握調査報告

保健所別麻疹発生報告数

平成17年

	県						合計
	北部	中央	南部	宮古	八重山	中部	
報告数	0	6	9	3	1	10	29
麻しん	0	0	0	0	0	0	0
否定	0	6	9	3	1	10	29

※上記調査報告は県独自の調査であり、いわゆる感染症法に基づく発生動向調査とは異なる。

(当初は) 麻しんと診断されたものの内訳

年齢		県	中部
		1歳未満	7
1歳	1歳	14	6
	2歳以上	6	2
	成人	2	0
接種歴	あり	14	6
	なし	13	4
	不明	2	0

＜各レベルにおける保健所の役割＞

- **レベル1** . . . ①麻疹検体を医療機関より回収し県衛生環境研究所へ搬送  
②麻疹発生情報を管内市町村予防接種担当・教育委員会・地区医師会へ提供する。
- **レベル2** . . . レベル①②に加え、麻疹発生があった市町村と連携し保育所・学校等における予防接種実施状況を取りまとめ、未接種者へ早期接種を勧奨する。
- **レベル3** . . . 県内の麻疹発生動向に注意し、市町村等関係機関と連携し、住民への積極的な情報提供、相談など地域の麻疹蔓延防止を図る

(6) その他

感染症に関する住民からの相談として、性行為感染症、B型肝炎・C型肝炎相談抗体検査等を実施している。

平成17年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
S T D	電話	3	4	7	2	3	5	2	1			2		29	
	来所	11	10	6	5	1	2	1		1	1			38	
B 型 肝 炎	電話	3	1	1	2	3	1		1					12	
	来所	2		2		1								5	
C 型 肝 炎	電話	5	1		3	2	3	1						15	
	来所	5	2	4		2		1						14	
予 防 接 種	電話	14	7	16	22	15				11	16	13	5	8	127
	来所		1	1		1						1			4
感 染 の 症 他	電話	8		4	5	5	1	1	2		3	3	3	35	
	来所	2	1	1		3								7	
月合計		53	27	42	39	36	12	6	15	17	18	10	11	286	

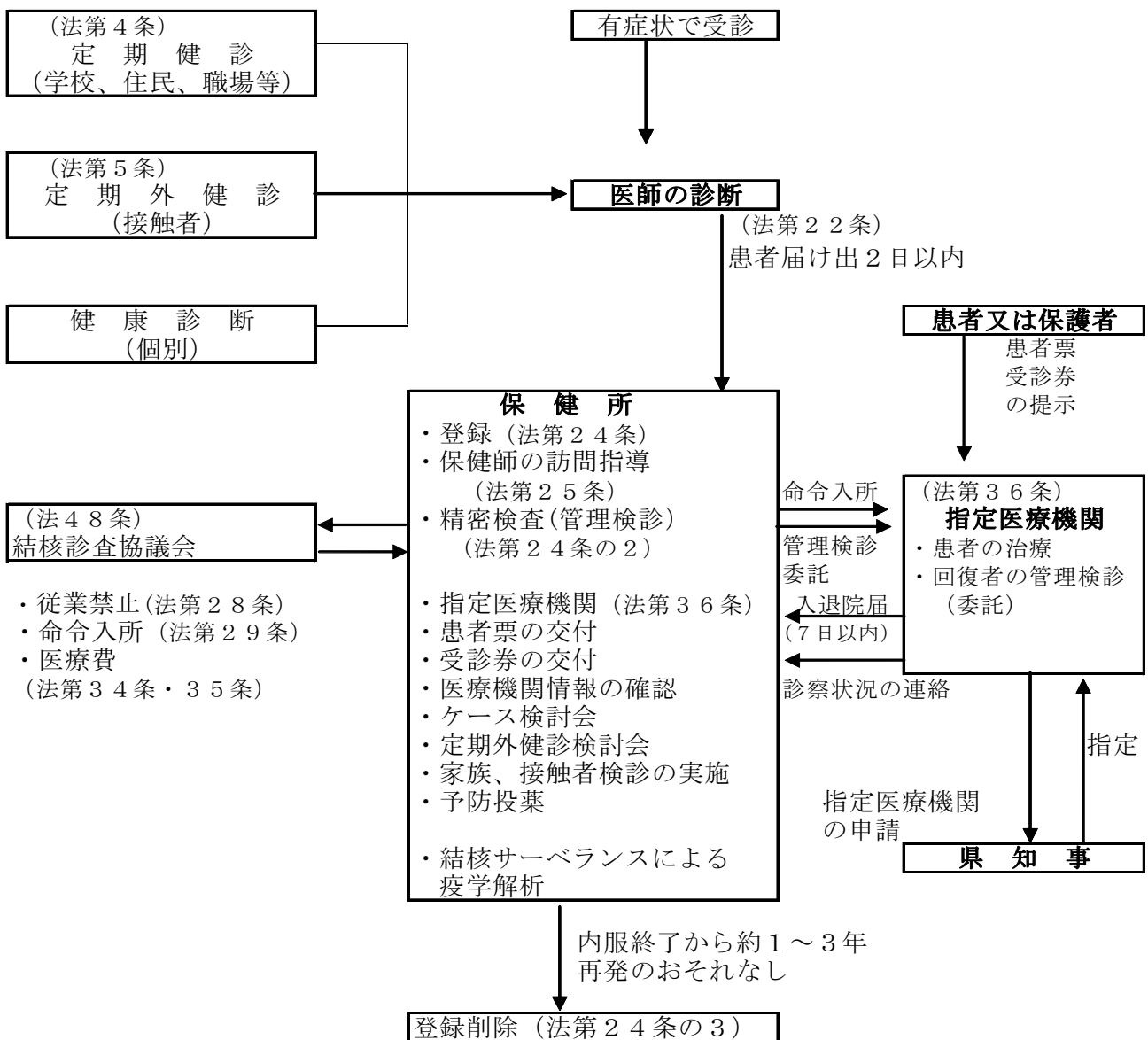
## 2 結核対策事業

結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する事を目的とする。

### (1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、結核予防法に基づいて行われており、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し保健所で把握された諸情報、訪問で把握された情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

### (2) 体系図 結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

	中部保健所				沖縄県		全国	
	新登録者 (人)		罹患率		新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
	石川	コザ	石川	コザ				
昭和50年	137	238	127.1	109.4	1163	111.6	108088	96.6
昭和60年	75	111	62.8	43.5	585	49.6	58567	48.4
平成13年	34	88	24.5	26.8	383	28.8	35489	27.9
平成14年	99		21.8		294	22.0	32828	25.8
平成15年	96		20.9		329	24.4	29717	23.3
平成16年	104		22.5		339	25.0	29736	23.3
平成17年	114		24.4		310	22.7		

\* 罹患率：人口10万対

- ・平成17年の新登録患者数は114人、罹患率は24.4となっており、新登録数は平成14年から増加傾向にある。又、県の罹患率22.7より高くなっている。

イ 年齢階級別新登録数

	県	平成13年				平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		管内		県	管内	県	管内	県	管内	県	管内		
		石川	コザ										
総数	383	34	85	119	238	99	329	96	339	104	310	114	
年齢階級別	0～4	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	3	0
	5～9	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0
	10～14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	15～19	10	0	0	0	2	0	1	0	2	1	2	2
	20～29	25	1	7	8	30	13	17	2	15	3	15	3
	30～39	25	3	6	9	20	9	30	11	24	7	26	8
	40～49	49	8	9	17	32	10	37	14	30	9	25	11
	50～59	44	4	11	15	42	15	47	12	54	17	39	14
	60～69	76	6	13	19	43	14	62	19	63	27	48	16
70才以上	153	12	39	51	64	36	135	38	150	40	150	60	

\* 資料：結核の現状（沖縄県）

- ・平成17年の新登録者数は、114人で前年比で10人増であるが、死亡後の登録が7人いた。70歳以上の割合は52.6%で、県の割合48.3%より高くなっている。

ウ 学会分類別新登録患者年次推移

年次		活動性結核								マル初 (別掲)	非結核性 抗酸症 (別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核 活動性		
			総数	喀痰塗沫陽性		その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他	総数			
				総数	初回治療					再治療	
平成14年	中部	99	70	33	32	1	13	24	29	34	6
	県	294	222	101	96	5	56	65	72	81	32
平成15年	中部	96	69	36	35	1	10	23	27	12	15
	県	329	242	127	120	7	53	62	87	56	35
平成16年	中部	104	72	37	34	3	24	11	32	21	9
	県	339	237	119	109	10	70	48	102	67	39
平成17年	中部	114	76	35	33	2	28	13	38	6	4
	県	310	211	90	82	8	84	37	99	29	24

\* 資料：結核の現状（沖縄県）

- 平成 17 年 4 月より結核予防法改正により非結核性抗酸菌症は、定期外となったため減少している。4 件は法改正前 1 月～3 月までの件数である。

エ 市町村別新登録患者年次推移

	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	
宜野湾市	20	22.7	16	18.1	22	24.6	22	24.4	
沖縄市	22	17.9	35	28.2	32	25.5	32	26.0	
うるま市	石川市	9	40.7	5	22.5	4	17.9	5	
	具志川市	11	17.6	9	14.3	14	21.9	12	
	与那城町	4	30.2	6	45.5	4	30.7	3	
	勝連町	5	37.0	4	29.6	5	36.7	4	
	小計	29		24		27	23.9	24	21.7
恩納村	6	64.7	2	21.4	3	31.6	3	31.1	
宜野座村	6	122.1	2	40.1	1	20.0	1	19.8	
金武町	4	38.8	2	19.2	2	19.2	3	28.3	
読谷村	5	13.6	6	16.2	6	16.0	10	26.4	
嘉手納町	0	0	3	21.8	5	36.6	9	66.0	
北谷町	3	11.5	2	7.6	2	7.5	3	11.1	
北中城村	1	6.2	1	6.4	4	24.5	5	30.5	
中城村	3	19.5	3	18.4	0	0	1	6.1	
管内総数	99	21.8	96	20.9	104	22.5	114	24.4	
沖縄県	294	22.0	329	24.4	339	25.0	310	22.6	

- 平成 17 年の市町村別罹患率は、管内平均が 24.4 で県平均 22.6 より高い。県平均より高くなっている市町村は嘉手納町 66.0、恩納村 31.1、北中城村 30.5、金武町 28.3、読谷村 26.4、沖縄市 26.0、宜野湾市 24.4 である。

(4) 患者管理

ア 国の結核対策（結核予防法改正の趣旨）

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域 DOTS 事業

平成 17 年 4 月の結核予防法改正により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められ、DOTS の推進が求められている。

(ア) 中部保健所では平成 15 年度から、結核特別対策事業として地域 DOTS 事業を実施している。疾病予防班員で構成する地域 DOTS チームにより、毎月 1 回所内地域 DOTS 検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問 DOTS による服薬確認・服薬支援評価を行っている。

(イ) 全患者の治療完遂のため、平成 16 年 11 月から毎月 1 回コホート検討会を実施し、服薬患者全数に対して、服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告会を行い、服薬中断の早期把握に努めている。

ウ 訪問指導（結核予防法第 25 条）状況

患者の届出により、早期（2 週間以内）の患者面接を、来所及び訪問により実施している。平成 17 年の患者面接・訪問指導実人員は 127 人、延人員 449 人である。

エ 結核相談室における結核登録患者への支援状況

（平成 17 年 1 ～ 12 月）

来所相談（延）					電話相談		面接・訪問指導			
小計	所要 申請・療者 相談（公費）	来所 DOTS	管理 検診者	予 防内 服者	延 人員	D 連 絡 確 認 （再 掲 ） S	実 人員	D （再 掲 ） S 実 人員	延 人員	D （再 掲 ） S 延 人員

- ・結核登録者の来所相談では、要医療者の公費申請時の来所が多い。本人や家族に対して、来所時に治療への意識づけ、DOTS への協力依頼や結核の感染源調査のための面接を行っている。



オ 結核指定医療機関

指定医療機関は、結核予防法による公費負担患者の医療を担当させるため、結核予防法 36 条に基づき厚生大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
件数	66	132(4)	1

( ) は平成 17 年度新規指定数

カ 管理検診委託状況

管理検診は、保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

委託は受診者の便宜を図り、検診の効率的な実施を目的に行われ、平成 16 年度は 12 医療機関と契約締結している。

キ 結核診査協議会

結核予防法第 48 条により設置され、予防法第 28 条の従業禁止、第 29 条の入所命令並びに第 34 条の申請に関する必要な事項を審議を行い、結核の適正医療を地域の医療機関に指導している。また、保健所が実施する結核定期外健診や結核対策に関する意見・助言を行う。

平成 17 年 4 月の結核予防法改正により、人権への配慮を目的に、委員は医師だけでなく、医療以外の学識経験者で構成される。

(5) ハイリスク者対策

ア 定期外健康診断の実施（法第 5 条）

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に患者家族や接触者に対して行う。

定期外健診の可否は、所内定期外健診検討会で決定する。

< 所内定期外健診検討会の実施状況 >

	回数	件数 (延)	健診結果（定期外健診の範囲）・・・延				
			家族健診のみ	その他の接触者健診まで	職場等の定期外集団健診まで	健診不要	再検討
平成 17 年	18	49	8	8	26	5	2

< 所内定期外健康診断の実施状況 >

	来所者数	来所者内訳						健診内容					結果			
		同居家族の接触者	家族以外の接触者	ハイリスク児	ハイリスク児の感染源調査	希望来所	一般健康診断からの紹介	結核健診	検痰	ツ反検査	B C G 接種	相談のみ	他機関紹介	経過観察	経過終了	予防内服
平成 17 年	912	218	425	168	67	21	13	912	14	36	0	2	4	505	271	6

(ア) 所内定期外健診では、喀痰塗抹陽性患者との接触者に対して、定期的な健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、2年間の経過観察を行っている。

〈施設・事業所等で実施した定期外健診、研修会の実施状況〉

対象者数	健診実施状況			研修会等実施施設数	
	健診数(延)	ツ反検査	間接撮影	研修会	説明会
859	1103	4	299	0	1

〈他保健所との定期外健康診断の依頼・実施状況〉

他保健所からの依頼件数		他保健所への依頼件数	
県内	県外	県内	県外
4	6	3	0

(イ) 市町村から紹介されたハイリスク児の精密検査として平成16年度までの定期ツベルクリン反応検査からの経過観察と平成17年4月結核予防法改正により6ヶ月未満児にBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして紹介された児に対し経過観察を行っている。

またそれらの児に対して周囲の感染源調査も併せて実施している。

コッホ現象疑い児の紹介(平成17年度)は14例で1名の経過観察を除きBCGの通常の経過と確認された。

(6) 生化学検査・結核菌検査(塗抹検査、培養検査)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	
検体件数	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	5	
検査件数	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	5	
血液一般	血球計算	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	5	
	血沈	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	分類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ABO	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	Rh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
検体件数	1	1	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	6	
検査件数	4	3	0	0	10	0	0	0	1	0	0	1	19	
生化学	GOT	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	6	
	GPT	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	6	
	ALP	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	LDH	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	γ-GTP	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	6	
	その他	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	
検体件数	6	3	12	4	0	2	5	4	1	2	1	0	40	
検査件数	6	6	24	8	0	6	12	8	2	4	2	0	78	
喀痰	塗抹	3	3	11	4	0	2	5	4	1	2	1	0	36
	培養	3	3	11	4	0	2	5	4	1	2	1	0	36
	同定	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3	
	薬剤感受性	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3	

## (7) レントゲン種別直接・間接撮影の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
要医療				1									1	
管理検診	1	1	1		7	2	3	3	3				21	
定期外	(直接)	69	55	79	49	73	74	58	70	60	22	70	87	609
	(間接)			12		13				126	18		63	169
合計	70	56	92	50	93	76	61	73	189	40	70	150	800	

## (8) 啓発活動：結核予防に関する知識の普及啓発

ア 広報資料等の配布（結核予防週間中 9月24日～30日）

(ア) 広報資料等の配布

配付資料等の名称	実施及び協力機関名	配付資料	配布数	備 考
「結核菌には負けないぞ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部福祉保健所</li> <li>結核予防婦人会 具志川店：9人 与勝店：6人 宜野湾店：13人 <b>計：28人</b></li> </ul>	チラシ	1,000枚	配布場所 ・サンエー具志川 メインシティ、 与勝シティ、宜 野湾大山シティ 午後4～5時  配布先 ・管内指定医療 機関 ・管内指定薬局
1.「結核予防週間」 2.「結核菌には負けないぞ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部福祉保健所</li> <li>中部地区薬剤師会</li> </ul>	ホスター 1 ホスター 2	110枚 200枚	

(イ) 結核研修会等の開催

集会等名	実施及び協力機関名	実施月日	参加者数	場 所
結核研修会	① 中部地区結核予防婦人連合会	平成17年 9月8日(木) 午前11時～ 12時	15名	うるま市中央 公民館
	② 宜野湾市婦人会	平成17年 10月7日(金) 午後8時～ 9時	30名	宜野湾市中央 公民館

(ウ) 報道機関との連携、協力等

報道機関名	実施及び協力機関名	実施月日	連携、協力内容	備 考
FM たまん	中部福祉保健所 健康推進課長	平成17年 9月27日(火)	ラジオ放送	

(エ) ビデオ放映・パネル展示

実施行事名	実施及び協力機関名	実施月日	実施内容	備考
ビデオ放映	・ 中部福祉保健所	週間中	一般健康診断結核啓発用 ビデオ放映 「結核ってどんな病気」 「広がる結核の集団感染」 「DOTS 劇 DOTS ってなあ に」	場所 保健所 2 階 (一般健康 診断時)
パネル展示	・ 沖縄市ありゆし園 ・ ちばなクリニック ・ 中部福祉保健所	週間中	・ 結核に関する基礎知識 ・ 管内市町村別結核罹患 率等 ・ 結核予防法改正	場所 ・ 沖縄市か りゆし園ロ ビー ・ ちばなク リニックロ ビー ・ 保健所内

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業（昭和 61 年健医発第 704 号厚生省保健医療局通知による）  
結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オン  
ラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核健康診断・予防接種の実施状況報告（法第 11 条、20 条）  
市町村長、事業所、学校長、及び施設の長が行った定期健康診断及び予防接種の実  
績は、「結核健康診断予防接種月報」により保健所長を経由して知事に報告される。

ウ 結核診査会委員名簿

	氏名	所属・職名
委員長	宮城茂	独立行政法人国立病院機構沖縄病院呼吸器内科医長
委員	玉城和則	医療法人敬愛会中頭病院呼吸器内科部長
委員	玉城仁	県立中部病院内科医師
委員	渡口彦直	特別養護老人ホーム比謝川の里介護部長
委員	上原陽子	うるま市家庭相談員

エ 結核診査会開催状況

平成 17 年度開設回数：25 回（原則として毎月第 2、第 4 木曜日開催）

平成 17 年度診査件数

公費負担申 請諮問件数	承認		保留		不承認	
	34 条	35 条	34 条	35 条	34 条	35 条
204	※ 168	33	1	0	2	0

34 条・・・一般患者に対する医療費公費負担

35 条・・・従業禁止・命令入所患者の医療費公費負担

### 3 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録）

#### (1) 根拠法令及び目的

- ア 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」
- イ 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」  
沖縄県福祉保健部健康増進課 平成7年7月1日施行
- ウ 目的：骨髄提供希望者が少しでも登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で受け付け業務を実施し、骨髄提供者の確保を図ることを目的とする。

#### (2) 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第1・3水曜日の午前中（予約制）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
登録受付数	9	7	8	11	14

#### (3) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンク）における採血

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
0	2	2	0	0	0	1	0	5	2	1	1	14

### 4 その他の疾病対策

#### (1) 熱中症発生報告

##### ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

##### イ 業務内容

6月から9月にかけて情報を公開し注意を呼びかけている。管内では県立中部病院及び中部徳州会病院を定点医療機関とし、週報として発生報告の情報を得ている

平成17年度																	
	居住地	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	合計
		6/19-6/25	6/26-7/2	7/3-7/9	7/10-7/16	7/17-7/23	7/24-7/30	7/31-8/6	8/7-8/13	8/14-8/20	8/21-8/27	8/28-9/3	9/4-9/10	9/11-9/17	9/18-9/24	9/25-9/30	
中部	県民	1	8	5	4	9	8	0	5	2	3	1	0	5	2	0	53
	旅行者	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	計	1	8	6	4	10	8	1	5	2	3	1	0	5	2	0	56
県内	県民	6	11	11	8	10	10	1	15	6	11	3	2	8	3	0	105
	旅行者	2	1	2	0	1	1	5	0	1	1	1	0	0	0	0	15
	計	8	12	13	8	11	11	6	15	7	12	4	2	8	3	0	120

今年度の県内熱中症発生件数は120件で、昨年にくらべ1件減少したが依然として件数は多い。中部管内は56件と昨年度より8件増えている。

管内では梅雨明けの第2週（6/26～7/2）と第5～6週（7/17～7/30）が多く発生しており、第11週（8/28～9/3）から収束傾向にあるが第13週（9/11～9/17）に再び増えている。13週の発生には十代（14～17歳）による運動場での発生が3件あるこ

とから、時期的に運動会等の行事が影響していると思われる。

平成17年度

		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	管轄外	合計
患者数		0	23	16	1	0	0	2	2	1	0	1	10	56
内訳 (再掲)	男	0	16	14	1	0	0	2	1	1	0	1	10	46
	女	0	7	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10
	県民	0	22	15	0	0	0	2	2	1	0	1	10	53
	旅行者	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3

管轄外とは熱中症が発生した場所が中部管轄外で、受診した医療機関が管内定点医療機関の件数である

男女比では、男性が56件中46件と、ほとんどを占める。

昨年度5件だった旅行者の熱中症が今年度は3件発生と減少しているが、旅行者への注意喚起が必要である。

市町村別に見ると、沖縄市が23件と最も多く、うるま市16件となっている。

管内定点医療機関からの報告の中には中部保健所管轄外の市町村で発生した患者数が10件含まれている。

平成17年度

		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	管轄外	合計
患者数		0	23	16	1	0	0	2	2	1	0	1	10	56
年齢 内訳	0~9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	10~19	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	20~29	0	3	4	1	0	0	0	1	0	0	1	1	11
	30~39	0	4	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	40~49	0	2	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	4
	50~59	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	60~69	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	70~	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

管轄外とは熱中症が発生した場所が中部管轄外で、受診した医療機関が管内定点医療機関の件数である

年齢別に見てみると、30~39歳が14件と最も多く、40~49歳が12件、20~29歳が11件となっている。

平成17年度

		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	管轄外	合計
患者数		0	23	16	1	0	0	2	2	1	0	1	10	56
発症 要因 内訳	農作業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水泳・甲羅干し	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	運動	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	屋外作業	0	14	11	0	0	0	1	1	1	0	0	9	37
	屋内作業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	ゴルフ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	疾病・療養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5

管轄外とは熱中症が発生した場所が中部管轄外で、受診した医療機関が管内定点医療機関の件数である

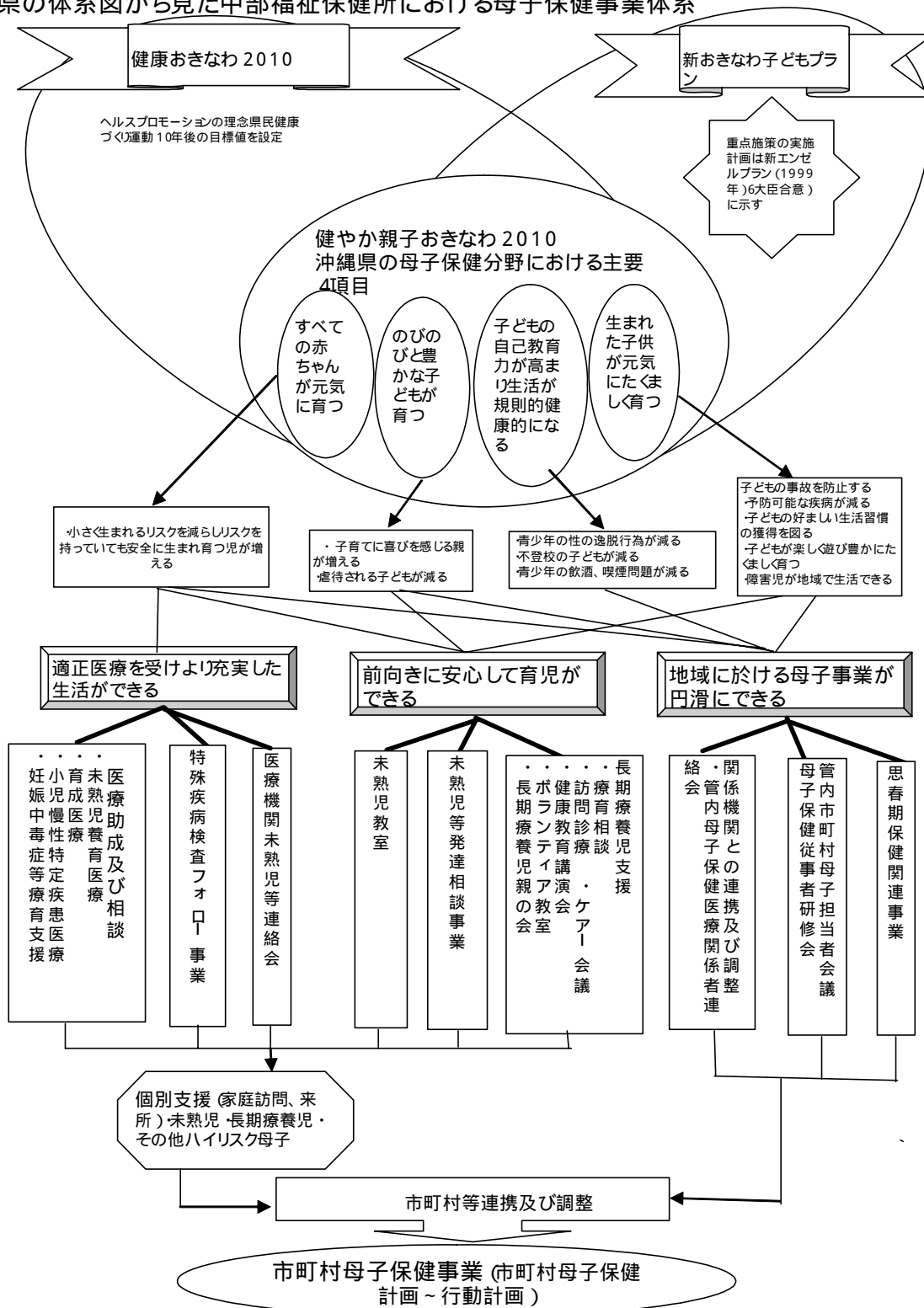
発症要因を見ると、屋外作業が37件と最も多く、次いで運動中の8件となっている。各現場管理者に注意を呼びかける必要がある。

生活者支援施策

1 母子支援

(1) 母子保健 (地域保健課)

県の体系図から見た中部福祉保健所における母子保健事業体系



ア 医療費助成及び相談

(ア) 養育医療給付事業

根拠：母子保健法第20条

目的：養育のため病院又は診療所に入院の必要な未熟児に対しその養育に必要な医療を行う。

対象：出生体重が 2000 g 以下の者。生活力が特に弱く、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系統のいずれかの症状を示す者。但し、先天性異常の疾患の症状は対象外である。

平成 17 年度市町村別養育医療交付状況

市町村	給付数	再掲			
		1000g以下	1001～1500g	1501～2000g	2001g以上
官野湾市	20	2	6	12	0
沖縄市	46	6	12	25	3
うるま市	42	6	10	24	2
恩納村	1	0	0	0	1
官野座村	4	2	0	1	1
金武町	2	0	1	0	1
読谷村	11	0	5	4	2
嘉手納町	1	0	0	0	1
北谷町	13	2	3	7	1
北中城村	5	0	1	3	1
中城村	1	0	0	1	0
合計	146	18	38	77	13

平成 17 年度医療機関別交付状況

管内医療機関					管外医療機関					合計
県立	その他				県立	公立			その他	
中部病院	森本産婦人科	宮城産科婦人科	上村病院	中部産婦人科	那覇病院	那覇市立病院	琉大附属病院	赤十字病院	系数病院	
92	1	1	2	4	5	7	17	16	1	146
92	8				45				1	

\* 医療機関別状況をみると、県立中部病院から 92 人(63%)、管内その他の医療機関から 8 人(5%)、管外県立・公立医療機関から 45 人、管外その他の医療機関から 1 人の養育医療申請となっている。

(イ) 妊娠中毒症等療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠中毒症、糖尿病、産科出血及び心疾患である。ただし、所得課税額が年間 30,000 円以下の世帯の妊産婦が対象である。

内容：妊娠中毒症等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために 7 日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

平成 17 年度、妊娠中毒症等療養援護費受給者は 2 件であった。



(ウ) 育成医療

根拠：児童福祉法第20条（平成18年4月より障害者自立支援法へ移行）

目的：身体に障害のある児に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う

対象：身体障害者福祉法第4条の規定等に掲げる障害を有する児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって確実な治療効果が期待できる者。

対象疾患は肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡障害、音声言語・咀嚼機能障害、内臓障害。

表1 育成医療障害別給付数（平成17年度）

	肢体不自由	視覚機能障害	聴覚機能障害	音声言語機能障害	内臓障害			合計
					心臓	腎臓	その他	
17年度	67	43	13	60	42	2	187	414

表2 市町村別障害別給付数（平成17年度）

市町村名	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
障害別												
肢体不自由	6	26	18	0	1		7	2	2	2	3	67
視覚機能障害	13	12	8	1			2	1	3	2	1	43
聴覚機能障害	4	0	3	2			1	0	3		0	13
音声言語機能障害	19	17	12	0		1	3	0	1	2	5	60
内臓障害	心臓障害	3	8	21	2	1	3	0	2		2	42
	腎臓障害	0	0	2	0		0	0	0		0	2
	その他	33	57	43	3		4	17	3	11	10	187
合計	78	120	107	8	1	6	33	6	22	16	17	414

表3 指定医療機関別障害別給付数（平成17年度）

医療機関名	県立中部病院	県立那覇病院	琉球大学附属病院	那覇市立病院	中頭病院	中部徳洲会病院	小児発達センター	浦添総合病院	ハートライフ病院	クリニック	山内矯正歯科	沖縄整肢療護園	その他県内医療機関	県外医療機関	合計
障害別															
肢体不自由	24	9	26	0	0		4	1	0	0	0	1		2	67
視覚機能障害	9		27					2					1	4	43
聴覚機能障害			10					1					2		13
音声言語機能障害	3	1	42		1			1		8			1	3	60
内臓障害	心臓障害	37	2	2										1	42
	腎臓障害	2													2
	その他	67	28	23	15	31	17		1				2	3	187
合計	142	40	130	15	32	17	4	6	0	8	1		13	414	

(工) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第 21 条の 9 の 2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるようにする。

表 1 小児慢性特定疾患治療研究承認（新規・延長）状況

平成 17 年度

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病		糖尿病		先天性代謝異常		血友病等血液疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患		合計	
新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長
21	120	34	39	42	31	60	59	53	380	14	25	11	53	6	36	6	26	7	10	8	10	262	789
141		73		73		119		433		39		64		42		32		17		18		1,051	

延長は H18.3.31 で期限の切れる受給者について、H18.7.31 まで期限を自動更新した数である。

疾患別では、内分泌疾患が新規、延長併せて 433 人と最も多く、次いで悪性新生物、慢性心疾患となっている。

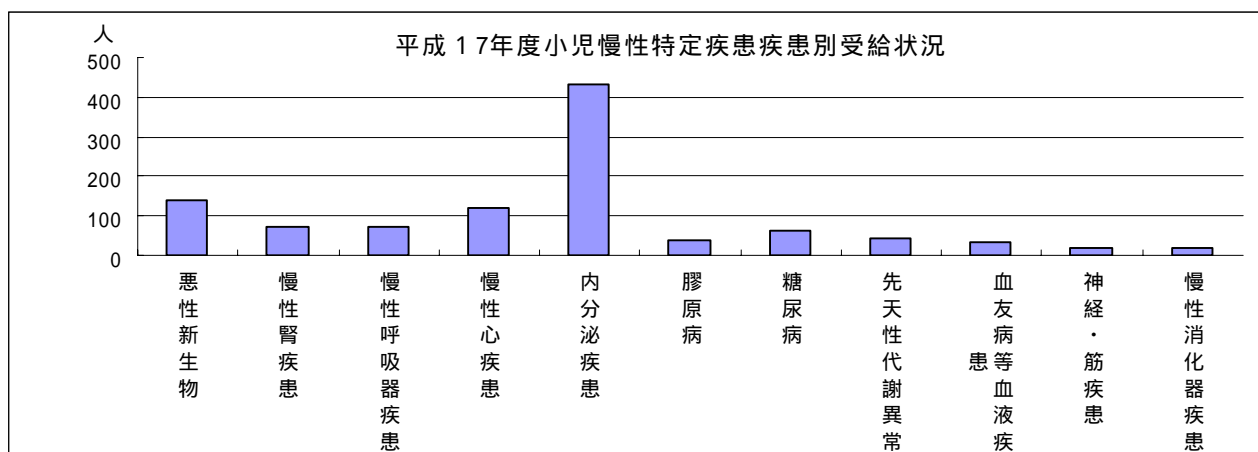


表 2 市町村別・疾患別給付状況

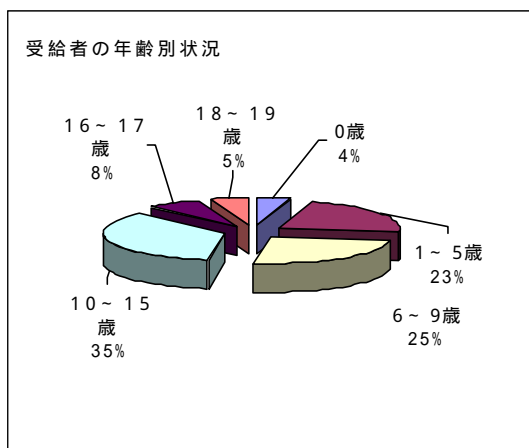
平成 17 年度

市町村	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
宜野湾市	19	18	1	16	115	3	12	13	3	4	1	205
沖縄市	52	18	20	34	102	8	10	13	9	2	4	272
うるま市	28	23	35	38	90	13	15	8	12	7	9	278
恩納村	0	0	0	2	10	2	0	0	0	0	0	14
宜野座村	2	0	0	0	6	4	0	1	0	0	0	13
金武町	3	0	1	3	5	0	0	0	0	0	2	14
読谷村	16	2	5	12	34	2	13	0	3	2	0	89
嘉手納町	5	1	3	3	13	0	0	0	0	0	0	25
北谷町	9	9	2	8	14	3	4	4	4	2	2	61
北中城村	3	2	2	1	23	2	4	2	0	0	0	39
中城村	4	0	4	2	21	2	6	1	1	0	0	41
管内合計	141	73	73	119	433	39	64	42	32	17	18	1,051

表3 受給者の年齢別・疾患別状況

平成17年度

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患
0歳	0	0	6	28	3	1	0	1	2	1	4
1～5歳	28	13	36	56	52	20	2	12	3	8	9
6～9歳	36	22	20	16	134	4	6	12	6	4	3
10～15歳	43	26	9	15	210	10	26	12	13	4	2
16～17歳	17	12	2	4	24	0	12	5	3	0	0
18～19歳	14	0	0	0	10	4	18	0	5	0	0
合計	138	73	73	119	433	39	64	42	32	17	18



## b 小児慢性特定疾患児手帳交付事業

根拠：児童家庭局長通知 児発第 1033 号小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要領

目的：小児慢性特定疾患治療事業の対象疾患に罹患している児童に対して一貫した治療を行い、本人の健康状態やかかりつけ医療機関の連絡等を記入するための手帳を交付する。

実績：平成 17 年度の交付数は、37 件である。

## (オ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1 回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

表1 特定不妊治療費助成申請状況

平成17年度

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	4	12	11	6	8	9	13	5	8	15	91

事業の実施は平成 17 年 6 月からである。

表2 申請者(妻)の年齢内訳

平成17年度

年齢	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	計
人数	10	55	26	0	91

表3 市町村別申請状況

平成17年度

市町村	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
件数	20	27	21	0	0	3	4	1	10	2	3	91

## イ 特殊疾病検査

## (ア) 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表1 先天性代謝異常検査における要精査者状況

平成17年度

	要精査数	検査結果				要精査数	検査結果		
		異常なし	精査中 経過観察 中	要治療			異常なし	精査中 経過観察 中	要治療
宜野湾市	4	1		3	北谷町				
沖縄市					読谷村	1			1
うるま市	1	1			嘉手納町				
恩納村					北中城村				
金武町					中城村	1			1
読谷村									
合計						7	2		5

要治療はクレチン症3例、ガラクトース血症2例である

## ウ 健康教育

## (ア) 未熟児(ぴよぴよ)学級

根拠：母子保健法第9条

目的：未熟児を持つ親同士が共通の問題や悩みを話し合うことにより、未熟児を生んだという自責の思いを軽減させ、また、仲間とふれあうことにより育児ストレスの軽減を図る。

乳児の心身の発育・発達等について知識を得ることで育児への自信をつける。

乳児のかかりやすい病気や対応の仕方、また、病院受診の仕方を学ぶことにより、スムーズな受療行動がとれるようにする。

対象：未熟児で出生した3～9ヶ月児をもつ母親。

実施状況：1クール4回の教室を年2回実施。

## 未熟児(ぴよぴよ)学級実施状況

	プログラム	担当者
1回目	・交流会 ・絵本のお話	保健師 講師：みみずく文庫主宰
2回目	・発育、発達について ・個別相談	講師：中部病院周産期母子 医療センター小児科医師
3回目	・私の育児体験 ・交流会	育児体験者 保健師
4回目	・離乳食について ・交流会	栄養士 保健師

未熟児（びよびよ）学級参加状況

対象者	母		父		児		兄弟		祖父母等		保育ボランティア	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
1ケル	11	23	4	4	13	26	3	8	0	0	5	15
2ケル	9	32	1	1	10	34	0	0	1	3	5	15
計	20	55	5	5	23	60	3	8	1	3	10	30

\* 他に、交流会の2回に先輩ママとして、ちびーずメンバーの父母13人、児10人が参加した。

\* 保育ボランティアは沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

未熟児（びよびよ）学級市町村別参加状況

市町村	対象数	参加数	参加率	市町村	対象数	参加数	参加率
官野湾市	22	5	23%	読谷村	12	0	0%
沖縄市	41	6	15%	嘉手納町	5	2	40%
うるま市	36	4	11%	北谷町	7	2	29%
恩納村	1	0	0%	北中城村	3	0	0%
官野座村	2	0	0%	中城村	1	1	100%
金武町	1	0	0%	合計	131	20	15%

\* 対象者131人に対して、受講者20人（15%）の受講である。

（イ）未熟児をもつ親の学習会

根拠：母子保健法第9条

目的：未熟児をもつ保護者が児の発育発達について学び、自信をもって楽しく育児ができる。また、児の健やかな成長発達を促す。

対象：6ヶ月～1才6ヶ月の未熟児をもつ親

未熟児サークル「ちびーず」メンバー等

場所：中部福祉保健所3階研修室

内容：講演会

テーマ「未熟児で生まれた子の発達と予防接種について」

講師 県立中部病院総合周産期母子医療センター医師 木里頼子先生

個別相談（希望者5名）

交流会（情報交換会）

未熟児をもつ親の学習会参加状況

	母	父	児	祖父母等	保育ボランティア
人数	16	2	15	1	8

\* 保育ボランティアは沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

（ウ）未熟児サークル「ちびーず」支援事業

根拠：母子保健法第9条

目的：同じ悩みをもつ親同士が仲間とふれあうことで、育児ストレスを軽減し、楽しく育児ができる。

対象：未熟児をもつ親 定例日：毎月第3水曜日午後1時から

場所：中部福祉保健所 3 階プレイルームにて実施

保健所の役割：場所の提供、活動内容の相談助言、講師紹介、新対象者への紹介、ぴよぴよ学級参加者との交流会

実施状況：平成 16 年 10 月よりスタート 平成 17 年度は 12 回

#### エ 未熟児等ハイリスク児支援連携事業

目的：支援を必要とする母子が地域で安心して生活できるよう未熟児支援の充実のため周産期母子医療センターと保健所が課題を共有、役割を明確化し入院から一貫した支援ができるようにする。

対象：養育医療申請で把握した未熟児及び関係機関から紹介のハイリスク児等

場所：県立中部病院NICU病棟

事業内容：

(ア) 事例検討及び未熟児等連絡会（訪問結果報告等も実施）

毎月第 4 月曜日午後 3:30 ~ 4:30 12 回

参加者：周産期母子医療センター医師、師長、認定看護師、保健所保健師

養育医療新規申請児 97 人、その他ハイリスク児 80 人の実施であった。

(イ) 保健師による病院訪問

(ウ) 病院から保健所へ未熟児出生連絡票の送付

#### オ 長期療養児療育指導事業

(ア) 事業の概要

根拠：児童福祉法 19 条 2 厚生省児童家庭局通知 平 9.4.1 児発第 347 号

沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(イ) 事業内容及び実績

(a) 疾病別長期療養児保護者学習及び交流会

場 所	福祉保健所 3 階研修室	
対 象	中部地区親の会“スマイルアップ”メンバー 就学前のダウン症児を持つ保護者	
日 時	内 容	参加者及びスタッフ
平成 18 年 2/9 (木)	講演 テーマ：「ダウン症児の耳鼻科的合併症・ 難聴・聴覚系について」	講師：琉球大学医学部耳鼻科 医師 我那覇 章 先生 保健師・保育ボランティア 総数 41 人（父母等 36 人）

\* ダウン症児の耳鼻科的特徴や耳鼻科治療に関する分かりやすい内容であった。

\* 参加した保護者から質問も多数寄せられ、有意義な学習会になった。

\* 言葉の発達と耳鼻科的疾病の関連性などが分かった。

(b) 思春期早発症学習会及び医療相談会

場 所	福祉保健所 3 階研修室	
対 象	「思春期早発症」小児慢性特定疾患医療受給児の保護者	
日 時	内 容	講師及び参加人数
平成 18 年 2/23 (木)	思春期早発症について」 交流会 個別相談	講師：具志堅美由紀 ぐしけん小児科院長 参加人数：12 人 (保護者 11 人 児 1 人)

(保護者感想)

- ・病気の事について詳しく聞くことができ、病気に対する理解が深まった。
- ・同じ病気を持つお母さん方のいろいろなお話を聞いて心強くなった。気持ちが軽くなった。「自分達だけではない」ことがわかり気安心した。
- ・このような学習会・交流会を企画して欲しい。

(c) 疾病別親の会育成支援

日 時	平成 17 年 10 月 21 日 平成 18 年 2 月 19 日	平成 17 年 8 月 11 日
場 所	福祉保健所 3 階プレイルーム	沖縄市福祉プラザ
名 称	小児糖尿病児をもつ親のつどい	ムコ多糖症児及び親のつどい
参加数	15 人 (保護者 11 人 児 4 人)	14 人 (母親 4 人 児 4 人 他 6 人)
内 容	・体験報告 ・近況報告 ・子ども同士の交流 ・情報交換	・子ども達と親同士の交流 ・情報交換
成 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ病気をもつ仲間と出会い、親も子どもも自分だけじゃないことを知り元気になる</li> <li>・親同士の精神的支えの場・学習の場・情報交換の場になっている</li> <li>・障害を抱え悩んでいる親へのピアカウンセリングの場になっている</li> <li>・今後継続して交流会をもちたいという保護者からの声もある</li> <li>・自主活動ができるように保健所は支援していく</li> </ul>	

(d) 疾病別親の会育成支援

場 所	福祉保健所 3 階プレイルーム	
実 績	親の会 ”スマイルアップ” 定例会 11 回 延べ参加人数 236 人	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>4 月 (情報交換)</li> <li>5 月 (支援費制度学習会 ：講師津波古氏)</li> <li>6 月 (関連ビデオ鑑賞)</li> <li>7 月 (情報交換)</li> <li>8 月 (夏休み親子企画)</li> <li>9 月 (情報交換)</li> </ul> </li> <li>・中心メンバーによる事前の調整会議をもち、内容やお互いの役割分担を行い当日も自主的に運営している</li> </ul>	

	・夏休み・クリスマス等は親子で楽しめる内容で実施。
成 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員数 33 人（平成 18 年 2 月 16 日現在）</li> <li>・年 4 回の会報誌発行。（第号まで発行）</li> <li>・親同士の精神的支えの場、学習、情報交換の場になっている</li> <li>・障害を抱え悩んでいる親へのピアカウンセリングの場になっている</li> </ul>

#### カ 個別支援状況

根拠：母子保健法第 19 条

目的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、未熟児、ハイリスク妊産婦、長期療養児等となっており、表 1 は保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表 1

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成 15 年度	実人員	3	116	7	109	14	19	9	277
	延人員	3	171	7	155	17	49	22	424
平成 16 年度	実人員	1	95	3	144	12	30	15	300
	延人員	5	112	3	177	12	72	53	434
平成 17 年度	実人員	1	123	6	126	7	8	10	281
	延人員	1	144	8	160	8	11	22	354

#### キ 生涯を通じた女性の健康支援事業

根拠：厚生省児童家庭局長通知 児発第 483 号

目的：女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に健康管理を行うことができるよう健康教育を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とするものである。

	1 回目	2 回目
日 時	平成 18 年 1 月 22 日（水）	平成 18 年 2 月 25 日（水）
場 所	周和園訓練室（重症心身障害児施設）	
対 象	障害や発達に支援を要する児をもつ保護者	
参加状況	27 人	11 人
内 容	講演 テーマ：心身のリフレッシュ法について	講演 テーマ：コミュニケーションの方法について
講 師	（メンタルコーチ）小西 清美 氏	
参加者のアンケートより		
* 簡単な体のワークが気持ちよかった。		
* 今までの講習は「子どものために・・・」が多かったので自分のために良いことそれが周りにも影響してくることを感じた。		
* 自分を見つめることの大切さを教わり元気がでてきた。		

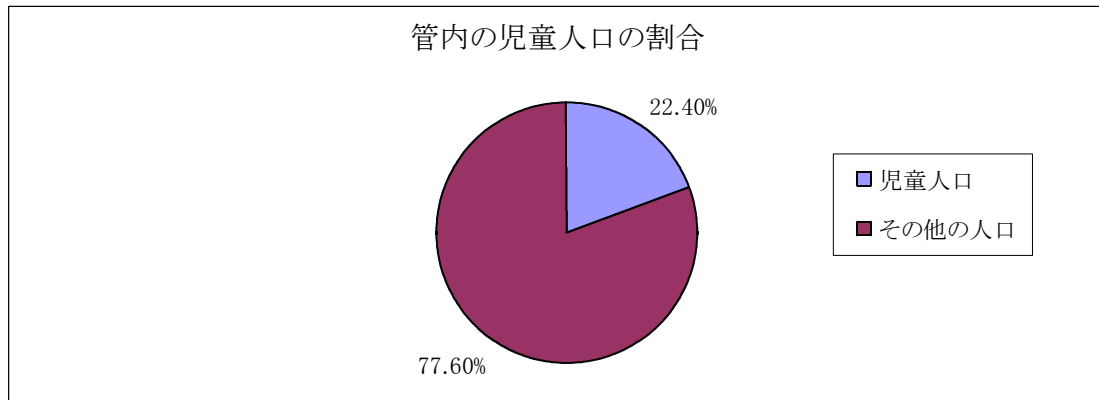


(2) 児童福祉（福祉課）

ア 管内の状況

平成18年3月末現在の管内の18歳未満の人口は30,974人である。管内総人口138,048人の22.4%が、児童人口である。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、北谷町、読谷村が最も高く、その次に北中城村となっている。



町村別児童人口

町 村 名	総 人 口	児 童 人 口	比 率
恩 納 村	10,266	1,954	19.0%
宜 野 座 村	5,345	1,165	21.8%
金 武 町	10,797	2,162	20.0%
読 谷 村	38,530	9,231	24.0%
嘉 手 納 町	13,838	2,932	21.2%
北 谷 町	26,881	6,488	24.1%
北 中 城 村	16,386	3,698	22.6%
中 城 村	16,005	3,344	20.9%
計	138,048	30,974	22.4%

イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和 47 年 5 月 15 日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における相談指導の状況をみると、表 1 のとおりである。

平成 17 年度における相談内容は、家族関係に関すること、学校生活等に関するものが多く、次いで心身障害となっている。

相談処理別推移及び相談経路別推移については表 2 及び表 3 のとおりである。

表 1

家庭児童相談室における相談・指導の推移（延べ件数）（平成17年度）

年度別	相談内容	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係	環境福祉	心身障害	助産	その他	合計
				人間関係	不登校	その他							
平成17年度		3	2	5	242	32	82	821	60	127	15	63	1,625

表 2

相談処理別推移（平成17年度）

年度別	処理種別	福祉主事の指導	助産施設	母子寮	保育所	条法の222報告3	送致児童相談所等の	調査児童委員の完了による	斡旋機・紹介に	相談の助言	合計
平成17年度		0	15	0	0	0	2	0	7	18	42

表 3

経路別推移（平成17年度）

年度別	受付経路別	発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	その他県関係から通知	町村から相談	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告	合計
平成17年度		3	2	0	0	0	0	0	2	9	7	16	3	42

ウ 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または廃疾後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

管内 8 町村の加入者は、19 人で加入状況は低調で多くの保護者の加入が望まれている。

心身障害者扶養共済加入状況

年度	町 村 別	恩 納 村	宜 野 座 村	金 武 町	読 谷 村	嘉 手 納 町	北 谷 町	北 中 城 村	中 城 村	合 計
平成17年度		4	1	0	8	0	3	2	1	19

エ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成 17 年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村

読谷村、嘉手納町、北中城村、宜野座村

監査対象保育所

宜野湾市（うなばら保育所）  
 沖縄市（美里保育所・知花保育所・山内保育所・諸見里保育所  
 胡屋あけぼの保育所）  
 うるま市（勝連第3保育所・安慶名保育所・石川保育所）  
 宜野座村（宜野座村立保育所）  
 恩納村（恩納保育所）  
 金武町（並里保育所、嘉芸保育所）  
 読谷村（読谷村南保育所・読谷村北保育所）  
 嘉手納町（嘉手納町立第3保育所）  
 北谷町（北谷町第3保育所・北谷町第4保育所）  
 北中城村（屋宜原保育所）  
 中城村（中城村第2保育所・中城村第3保育所）

指導監査実施町村 4 町村中 文書指摘 4 町村 口頭指導 4 町村  
 指導監査実施施設 21 施設中 文書指摘 21 施設 口頭指導 21 施設

オ 助産施設（児童福祉法第 22 条による）

助産施設は、児童福祉法に規定されている 14 種類の児童福祉施設のひとつであり、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ助産を受けさせる施設である。

平成 17 年度における入所者数は下表のとおり 8 人となっている。

年度別助産施設入所状況

年度 所属 町村別	平成13年度				平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度			
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2
恩納村					-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
宜野座村					-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
金武町	-	2	-	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-
読谷村	-	3	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-
嘉手納町	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-
北谷町	-	-	-	-	-	1	-	-	-	5	-	-	-	4	-	-	1	1	-	-
北中城村	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
中城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	8				8				12				18				8			

A：生活保護世帯 B：住民税非課税世帯

C1：住民税課税世帯（均等割りの額のみ）で出産一時金が30万未満

C2：住民税課税世帯（所得割の額がある世帯）で出産一時金が30万未満

(3) 母子及び寡婦福祉(福祉課)

母子・寡婦福祉に関して福祉保健所の主な業務は、母子・寡婦福祉資金貸付、償還と母子家庭等の小学校新1年生の入学激励金の交付である。その他、母子相談業務等がある。

ア 母子・寡婦福祉資金の貸付

目的：配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。

基本法：母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第2項、第3項、第14条、第15条第1項、第2項、第16条

母子及び寡婦福祉法施行令第22条及び第29条の規則

母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱

平成17年度母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(単位：円)

	資金の種類		件数	金額
1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	56	34,248,000
		寡婦	5	2,958,000
4	技能習得資金	母子	2	1,080,000
		寡婦		
5	修業資金	母子	3	1,450,000
		寡婦	1	600,000
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦		
8	生活資金	母子	1	240,000
		寡婦		
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子		
		寡婦		
11	就学支度資金	母子	13	6,476,100
		寡婦		
	合計	母子	75	43,494,100
		寡婦	6	3,558,000

イ 母子相談業務(母子自立支援員)

目的：母子及び寡婦家庭の相談機関として、母子自立支援員が配置され、母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導を行っている。

基本法：母子及び寡婦福祉法(第8条)

当所には、3名の母子自立支援員が配置されている。

(平成15年度より母子相談員から母子自立支援員へ名称変更)

相談内容、指導受付状況（H17年度）

相談内容	相談回数
生活一般	84
児童	5
生活支援	1,415
その他	0
合計	1,504

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚  
 児童・・・養育、教育、非行、就職  
 生活支援・・・母子福祉資金（貸付、償還）、寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護税  
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこととともに母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図る。

基本法：沖縄県母子福祉協力員規程

	市町村名	担当地区	母子福祉協力員
1	宜野湾市	普天間・野嵩・新城・上原・喜友名・大山・伊佐	平良 エミ子
2		愛知・赤道・宜野湾・我如古・長田・神山・志真志	具志堅 キヨ
3		大謝名・真志喜・嘉数・真栄原・宇地泊・伊佐・佐真下	伊波 フミ子
4	沖縄市	大里・古謝・与儀・比屋根・泡瀬・桃原・高原・海邦町	松田 礼子
5		胡屋・上地・園田・仲宗根・室川	直井 静江
6		山里・山内・南桃原・中央・諸見里・久保田・八重島	
7		池原・登川・知花・宮里・美里・松本・城前・越来・東・安慶田・照屋・住吉・嘉間良	平敷 なお子
8	うるま市	平安座・みどり町・赤野・安ゲ名・上江洲・宇堅・太田・川田・具志川・田場（与那城・勝連）	大石 悦子
9		赤道・西原・江洲・兼ヶ段・川崎・喜屋武・平良川・高江洲・仲嶺・宮里	仲本 幸代
10		石川市	山城 千賀子
12	読谷村 北谷町	読谷村 ・北谷町	池原 辰子
13	中城村 北中城村 嘉手納町	中城村 北中城村 嘉手納町	なし
14	金武町 宜野座村 恩納村	金武町 宜野座村 恩納村	なし
15	那覇市	那覇市	當間 順子

エ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

母子生活支援施設の設置状況

(平成18年3月現在)

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	施設長名	認可(設置)年月日	電話番号	入寮人員
レインボーハイツ	12	沖縄市字嘉間良 1-4-21	沖縄市	沖縄市長	S49.6.1	(098) 937-3298	11世帯 (33人)

オ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会の結成状況は、管内全市町村に結成されている。

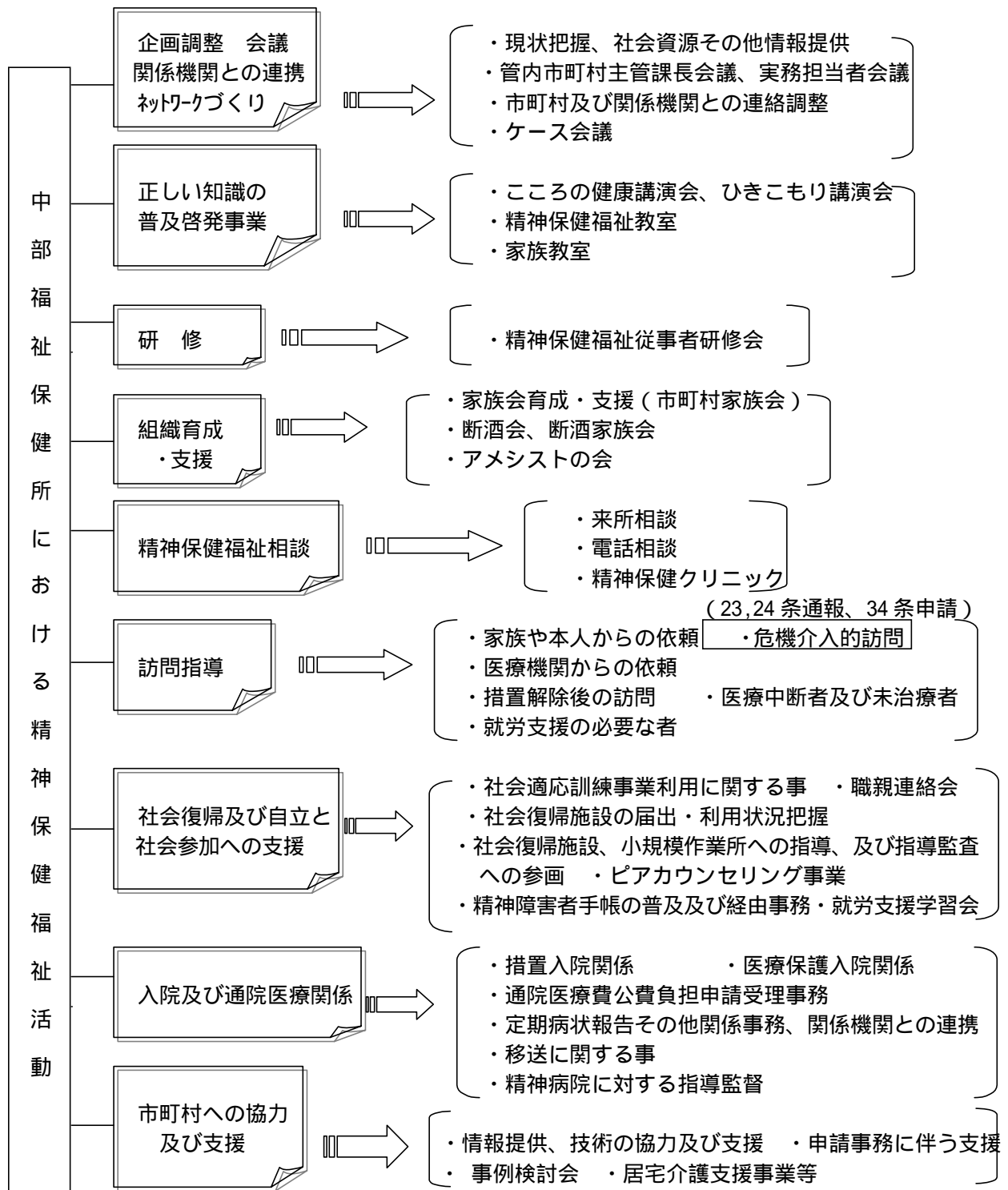
(平成18年3月現在)

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容
うるま市	伊波 美智枝	880	S53.2	総会 ピクニック 新入学児童激励会 講習会
宜野湾市	久留 蓉子	600	S53.3	新入学児童激励会及び総会 ピクニック 講習会 研修会派遣
沖縄市	長浜 光枝	900	S52.4	総会 ビ・チパ・ティ みかん狩り クリスマス会 新入学児童激励会
恩納村	松田 静子	120	S52.	総会 カ・ネ・ション頒布 親子ふれあ い視察研修 うんなまつり母子会出店
宜野座村	大城 夏江	40	S43.12	
金武町	仲間 澄子	105	S58.	総会 新入学児童激励会 クリスマス会 講習会
読谷村	仲村 律子	280	S50.4	新入学児童激励会 総会 勉強会 運動会 子ども祭り もちつき大会
嘉手納町	宮城 明美	200	S53.8	総会 役員研修 親子サマ・キャンプ クリスマス会 生け花講習
北谷町	並里 千枝子	200	S47.	総会 ピクニック 新入学児童激励会 講習会
北中城村	安里 キヨ	210	S56.	総会 社会見学 講演会 新入学児童激励会
中城村	永山 勝子	98	S58.5	総会 母子ピクニック

## 2 障害者支援

### (1) 精神保健福祉(地域保健課)

- ・昭和40年 「精神衛生法」の一部改正により、保健所は地域精神保健活動の第一線機関として位置づけられる。
- ・昭和62年 精神障害者の人権擁護及び適正な医療の確保を推進するとして「精神保健法」制定。
- ・平成5年 「障害者基本法」の成立により、精神障害者も障害者として福祉施策の対象となる。
- ・平成7年 「精神保健福祉法」の制定。従来の保健医療対策に加え、精神障害者手帳の創設や施設の充実等自立と社会参加の促進のための援助という福祉の充実が求められ、福祉施策の位置づけが強化。
- ・平成14年 市町村への一部事務委譲。市町村での居宅生活支援事業(ヘルパーなど)開始





## ア 相談指導等

根拠：精神保健福祉法第 47 条・48 条

### (ア) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神保健福祉相談員や保健師が、患者や家族等の相談（来所・電話）を随時行っている。相談の内容は心の健康相談から、診察を受けるに当たったの相談、社会復帰相談、アルコール、ひきこもり、認知症等であり、必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として訪問指導は、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。又、複雑困難なケースについては総合精神保健福祉センターの協力を得たり、ケース検討会議を開催し支援内容の検討を行っている。

### 平成 17 年度状況

年度	来所相談		訪問指導		電話相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
平成 17 年度	297	456	157	402	1525

### (イ) 精神保健クリニック

精神障害の疑いがある者や医療中断している本人又は、家庭生活を支えるにあたって対応に困っている家族に対し、精神科専門医による精神保健福祉相談を行い、適正医療を促し治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるように支援することを目的として実施する。

日時：第 1 火曜日（奇数月） 第 2 水曜日（奇数月）  
第 3 水曜日（毎月） 第 3 金曜日（毎月）  
午後 2 時～5 時

場所：中部福祉保健所 第 8 相談室

実施回数 :24回	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
実 数 :23人	2	2	5	5	4	5
延 数 :27人	2	2	5	8	4	6

相談内容としては、治療の必要性（病気かどうか）17 件、治療させたい 7 件、入院させたい 5 件、対応について 5 件の順となっている。最も多いのは統合失調症またはその疑いのある相談で、その他にアルコール依存症、認知症、ひきこもりの相談等があった。

24 件のうち家族からの相談が 20 件、本人からの相談が 3 件、市町村からの相談が 1 件であった。

イ 届け出に関すること

(ア) 通院医療費公費負担交付状況

根拠：精神保健福祉法第 32 条

目的：在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために、昭和 40 年改正で新設された制度である。通院医療費の 95 % は、各種保険と精神保健福祉法によって負担するものであり、5 % 自己負担がある。しかし、沖縄県ではその 5 % 自己負担分は復帰特別措置により支払われるため窓口での自己負担はない。平成 14 年 4 月から、申請窓口が居住地の市町村精神保健福祉担当課となった。平成 18 年 4 月からは、障害者自立支援法に基づき自立支援医療へと移行され、精神保健及び精神障害者及び福祉に関する法律第 32 条は削除されるため、平成 18 年 3 月までの適応となる。

市町村別・疾病別通院医療費公費負担交付数（平成 17 年度）

	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		精神薄弱	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	（脳器質性精神障害を除く） 認知症を除去	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	428	364	181	55	11	12	66	14	0	14	25	49	1	28	157	1405
沖縄市	934	771	363	123	14	32	114	29	2	22	112	25	2	132	271	2946
うるま市	993	546	387	115	2	54	133	26	7	27	113	48	1	99	269	2820
恩納村	85	25	27	10	0	4	11	1	1	0	5	1	0	19	25	214
宜野座村	32	14	9	2	0	1	3	2	0	2	3	0	0	2	12	82
金武町	110	28	18	17	0	0	3	4	0	2	7	2	1	22	17	231
読谷村	251	116	102	16	1	2	14	4	0	4	18	1	0	146	54	729
嘉手納町	96	47	38	14	1	1	10	1	0	2	12	1	0	18	28	269
北谷町	145	114	54	14	0	4	10	3	0	1	15	9	1	22	42	434
北中城村	96	66	61	6	1	1	7	3	0	2	21	2	0	17	32	315
中城村	122	51	58	10	0	5	14	3	0	2	12	2	0	16	34	329
合計	3292	2142	1298	382	30	116	385	90	10	78	343	140	6	521	941	9774

\* 平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日の間に、治療予定期間のあった方の数である。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第 45 条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るために、平成 7 年 10 月に創設された。精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある場合、申請により手帳が交付されている。

平成 14 年 4 月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。

市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況（平成 17 年度）

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1 級	59	183	122	15	1	38	61	8	20	18	33	558
2 級	361	800	676	47	15	72	195	61	109	64	93	2493
3 級	100	193	161	9	5	22	39	25	29	13	24	620
合計	520	1176	959	71	21	132	295	94	158	95	150	3671

\* 32 条同様平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日の間に有効期間があった方の数である。

（ウ）医療保護入院等届出状況（法第 33 条 1 項 2 項入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められた患者で、本人の同意が得られず保護者の同意により行われる入院である。この場合には、入院した日から 10 日以内に最寄りの保健所長を經由して県知事に届けなければならない。

医療保護入院届出状況（平成 17 年度）

	いずみ病院		沖縄中央病院		玉木病院		具志川記念病院		新垣病院		平和病院		北中城若松病院		琉球病院		合計
	2 項	1 項	2 項	1 項	2 項	1 項	2 項	1 項	2 項	1 項	2 項	1 項	2 項	1 項	2 項	1 項	
沖縄市	8	21	8	15	0	1	0	1	33	95	3	17	5	11	3	3	224
宜野湾市	0	4	0	1	4	7	0	0	13	22	0	0	5	16	0	2	74
うるま市	16	39	8	13	0	0	0	1	12	28	9	20	2	5	6	29	188
宜野座村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	8	8
金武町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	5	27	39
恩納村	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	7	18
読谷村	2	11	1	3	0	1	0	1	4	24	0	1	3	1	1	1	54
嘉手納町	0	4	2	3	0	0	0	0	5	9	0	0	1	2	0	1	27
北谷町	0	1	1	0	0	0	0	0	8	17	0	3	2	6	1	2	41
北中城村	2	3	1	0	1	4	0	0	4	10	0	0	3	8	0	0	36
中城村	0	0	0	0	0	0	0	0	4	14	0	2	1	9	0	0	30
その他	8	8	1	2	5	5	0	0	6	26	0	1	3	9	22	46	142
合計	39	96	22	37	10	18	0	3	90	247	13	47	25	68	42	124	881

(エ) 社会復帰施設利用状況

根拠：精神保健福祉法第 50 条 2 の 3

「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について」

(平成 12 年 3 月 31 日障第 247 号 厚生省大臣官房障保健福祉部長通知)

目的：精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図る

内容：都道府県、市町村、その他の者(医療法人、社会福祉法人)が主体となって、精神障害者社会復帰施設を設置することが出来る(法第 50 条)となっている。社会復帰施設利用の開始および終了に際し、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長にその開始及び終了の報告が求められ、必要に応じ助言を行うとともに情報を適切に管理し利用者の状況把握に役立てることとしている。

その他の社会復帰施設として精神障害者地域生活支援センターがある。

沖縄市地域生活支援センターおきなわ

うるま市地域生活支援センターあいあい

精神障害者社会復帰施設について

- ・生活訓練施設「援護寮」 桜邸(20人定員)ラポール(20人定員)南灯荘(20人定員)  
家庭で日常生活を営むのに支障がある者に定額な料金で居室、その他の設備を利用。福祉ホームより訓練・指導に重きを置く職員も厚く配置。
- ・授産施設 キャンプグリーンヒル(30人定員)琉球薬草苑(30人定員)あらた舎(25人定員)  
雇用されることが困難な者に自活できるように必要な訓練と職業を与える。通所・入所がある。作業収入は、事業所が必要経費を控除した工賃を支払う。
- ・福祉ホーム ホープ(10人定員)桜邸(10人定員)瑞穂邸(15人定員)  
現に住居を求めている者に、居室その他の施設を利用させる。生活訓練施設と異なり、指導・訓練の要素は少ない。利用期間は原則2年以内、延長制限は特に明定されていない。管理人1名を配置。

社会復帰施設退所後の状況

	計	自宅退所	単身 アパート 生活	他施設 入所	協同住宅 入居	病状悪化 入院	身体症状 悪化入院	雇用	その他
生活訓練施設	57	8	4	14	4	19	3	1	4
授産施設 (入通所)	35	4	1	4	9	9	1	4	3
福祉ホーム	14	0	1	1	0	4	4	0	4

\*その他は、事故、死亡、無断退所、規則を守れず退所などがある。

ウ 研修

(ア) 事例検討会議

根拠：精神保健福祉法第 47 条、地域保健法第 8 条

目的：精神保健福祉に携わる関係者が一堂に会し、情報交換はもとより処遇困難事例の検討を行うことにより、専門知識の習得、対応技術の向上、併せて関係機関の連携強化を図ることを目的とする。

対象：(精神保健福祉関係者)

管内市町村 管内福祉事務所 地域生活支援センター その他

内容：1) 事例検討 2) 研修会 3) 情報交換 4) その他必要な事項

実施状況：平成 17 年 7 月 20 日 事例検討会  
 レポーター：中部福祉保健所 福祉課  
 「アルコール依存症ケースへの介入」  
 出席者：24 名  
 オブザーバー：断酒会会員

(イ) 精神保健福祉従事者研修会  
 (こころの健康研修会)

目的：介護者や要介護状態にある者はうつ状態になりやすいとされていることから、彼らと接触機会の多い看護・介護従事者等にうつ病を正しく理解させることを目的とする。

対象：管内の訪問看護従事者、市町村保健師等精神保健福祉従事者、他

日時：平成 17 年 11 月 30 日(水) 午前 9 時半～ 11 時半

内容：講演会「あなたのこころは健康ですか？」  
 ～こころの風邪 うつ病についての理解～

講師：山本クリニック 院長 山本 和儀

参加者：64 名(保健師、看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、介護相談員等)

エ 普及啓発事業

\* 根拠：精神保健福祉法第 2 条・第 46 条

(ア) こころの健康講演会

a うつ病・抑うつ状態の理解

目的：うつ病についての理解を深め、セルフチェックができるようにすると共に、気軽に相談したり受診行動がとれるようにすることを目的とする。

対象：管内の住民

b 統合失調症の基本的理解

うるま市と共催で、講演会方式で実施。

目的：こころの病について正しく理解し、自らのこころの健康の保持増進を図れるようにすると共に、精神障害者の地域生活を支えている方々が、共に安心して暮らせる地域づくりについて考えることを目的とする。

対象：管内の住民

	日時・場所	内容	講師	参加者
a	平成17年7月2日(土) 午後3時～5時 中部福祉保健所	こころの風邪 うつ病についての理解	山本クリニック 院長 山本 和儀	125名
b	平成18年3月28日(火) 午後1時～3時 うるま市大田区公民館	こころの健康 統合失調症の基本的理解	平和病院 院長 小渡 敬	28名

(イ) ひきこもり講演会

目的：ひきこもりの正しい知識と現状を理解し、対処法を学ぶ。

対象：管内に居住する一般住民、ひきこもり問題で悩んでいる本人及び家族。

内容及び参加状況

開催日	内 容	参加数
平成 17 年 7 月 30 日 (土) 午後 2 時 ~ 4 時	・ 心理カウンセラー講話 「ひきこもりって何なの？理解と対応」 ・ 家族の体験談	92 人

(ウ) アルコール依存症の家族教室

目的：家族がアルコール依存症についての正しい知識及び本人への対応を学び家族同志の情報交換・交流を図ることでお互いが支え合い、一日も早い回復を目指す。

対象：管内に居住する一般住民、酒害で悩んでいる家族

教室内容及び参加状況

開催日	教 室 内 容	家族・一般	関係者	合計
9 月 9 日	アルコール依存症とは	23	14	37
16 日	悩んでいること、困っていること	14	1	15
30 日	家族の心理、対応について	13	1	14
10 月 7 日	相談の場や医療機関について 家族のための自助グループ紹介	12	13	25
	合 計	62 人	29 人	91 人

(エ) 共に支えるこころの健康教室

目的：精神障害者の地域生活を支援するために、精神障害についての知識と情報を共有し、皆が共に支え合って暮らせる地域づくりについて考えることを目的とする。

対象：村の精神保健福祉を担当する者、民生委員、健康生活推進員、母子保健推進員、社協等ボランティア活動・ホームヘルプを行っている者等の他、精神保健福祉に関心のある者。

	日時・場所	内 容	講師	参加者
1 回 目	平成17年11月18日(金) 午後1時半~4時 吉の浦会館	~ようこそ吉の浦へ~ ・開会式 ・グループワーク ・精神保健施策について ・村での取り組み	保健所：金城 村役場：照屋	19名
2 回 目	平成17年11月22日(火) 午後1時半~4時 中城村老人福祉センター	~こころを知ろう~ 講話 「こころの健康、その基本的理解」	平和病院院長 小渡 敬	19名
3 回 目	平成17年12月2日(金) 午後1時15分~4時 共同作業所ひまわりハウス	~社会復帰・社会参加ってな~に?~ ・ひまわりハウス施設見学、活動紹介、 利用者体験発表、利用者との交流	ひまわりハウス 職員・利用者	22名
4 回 目	平成17年12月2日(金) 午後1時半~4時 吉の浦会館	~私にできること~ 「障害者に関わるとは」 ・グループワーク ・発表 ・閉会式	村役場：照屋	9名
	計	(実人員：34名 延べ人員：69名)		

オ 社会復帰事業

(ア) 社会適応訓練事業

根拠 精神保健福祉法 第 50 条の 4

目的 精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。

沖縄県でも国の事業開始とともに昭和 57 年から実施している。

内容 協力事業所と訓練生への支援

事業主が過大な負担を負わずにスムーズに事業が実施できるよう事業所との連携を図る。訓練生には不安や課題などを乗り越えるために助言や励ましたり、送り出し側の関係機関との話し合いを実施して対応を検討する。

関係機関の連絡会：平成 18 年 2 月 8 日実施 26 人参加

協力事業所、病院、作業所、地域生活支援センター、中部地区障害者就労生活支援センターなどの関係機関の連絡会を通して意見交換を図った。

平成 17 年度申込者数及び訓練決定者状況

訓練時期	訓練期間	申込者数	決定者数 (人)	協力事業所数 (件)	協力事業所の業種
前期	H17.4.1~ H17.9.30	46	44	23	・クリーニング業 ・花卉園芸 ・飲食業・食品製造 ・額縁製造 ・木工芸 ・古書籍販売 ・鮮魚加工 ・身体障害者療護施設 ・介護サービス
後期	H17.10.1~ H18.3.31	40	40	21	
合計(実人数)		86 (57)	84 (57)	44 (24)	

前期は 46 人の申請があり、44 人が決定したが、1 人が事業所側の理由で訓練が開始されず 43 人で訓練開始した。

訓練結果

平成 17 年度の訓練者実数は 55 人、延数は 84 人、訓練結果内訳は下表のとおりである。

訓練終了者(訓練中止者も含む)(人)												訓練継続者 D	訓練者 実数 C+D=E
就 労			就 労 以 外								合計 A+B=C		
訓練事業所と雇用契約(パート含)	他の事業所と雇用契約	小計 A	職適等の他の就労訓練を利用	生活訓練施設・授産施設へ入所・通所	訓練終了在宅	訓練中止在宅	入院	死亡	その他	小計 B			
4	0	4	1	1	2	11	2	1	5	23	27	28	55

(イ) 精神障害者ピアカウンセリング事業

根拠：「市町村障害者社会参加促進事業実施要綱」厚生労働通知

目的：精神障害者自身が日頃の悩み等について話し合う場を設け障害者同士の交流を深めると共に、自立と社会参加の意欲の高揚を図りピアサポートの基本を身につける。

共催：沖縄市精神障害者地域生活支援センターおきなわ  
うるま市精神障害者地域生活支援センターあいあい

内容：研修会（3回）

方法：講演会、演習、グループワーク、実践発表

場所：中部福祉保健所

	日 時	内 容	参加人数
研修会 3回	6月29日（水） 14時～16時	講演：ピアカウンセリングってなんだろう 講師：沖縄県自立生活センターイルカ 長位 鈴子 演習	35人
	7月12日（火） 14時～16時	講演：カウンセリングの基本的な技法 講師：沖縄市地域生活支援センターおきなわ 施設長 島 和也 グループワーク	39人
	7月26日（火） 14時～16時	ピアカウンセリングを実践している仲間との 意見交換・グループミーティング ・実践発表（3人） ・グループミーティング うるま市地域生活支援センターあいあい	35人

(ウ) 精神障害者就労支援学習会

目的：「働きたい」と願う精神障害者や通院患者リハビリテーション事業の訓練生の就労意欲を高めることと、自分にあった働き方を考えより充実した生活めざすことを目的として開催する。

対象：通院患者リハビリテーション事業の訓練生及び、就労を希望する精神障害者

日時：平成18年 2月23日（木） 午後2時～4時

内容：スライドショー・体験発表及び講話

～「働きたい」を「働く」に変えるために～

a スライドショー：「私たちはここで働いています」

b 体験報告：「通り八事業を活用して」・・・利用者  
「事業所の立場から伝えたいこと」・・・協力事業所

c 講話：「働く夢」を応援します ～就労支援制度の活用～

講師 特定非営利活動法人「ミラソル会」理事長 一杉光男

参加者：47名



## カ 自助組織育成

根拠 :精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉課長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

### (ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して、必要な助言、援助を行い育成、支援している。

#### 家族会活動状況

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
野菊の会	毎月第4金	中部福祉保健所	定例会	H2.2月
結いの会	毎月第3木	具志川共同作業所ゆい	定例会 作業所運営	H4.11月
読谷村 精神療養者家族会	毎月第2木	SFD なごみの会作業所	定例会 作業所運営	H6.4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月第2木	あじさいの会作業所	定例会 作業所運営	H9.11月
あすなる会(勝連町)	毎月1回	保健相談センター	定例会 作業所運営	H12.12月
希望の会(与那城町)	毎月1回	与那城町民族資料館	定例会 作業所運営	H13.2月
ひるぎの会(宜野座村)	毎月1回	宜野座村 社会福祉協議会	定例会 作業所運営	H13.12月
みんなの仲間(恩納村)	毎月1回	総合保健福祉センター	定例会 作業所運営	H14.
むるぶし会(宜野湾市)		宜野湾市普天間 あかとうんち作業所	作業所運営	H15.12月
おあしすコール(沖縄市)	毎月第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16.4月

### (イ) 家族の集い

目的：精神障害者を抱える家族を対象に、お互いの悩みを話し合い、交流することで精神障害者に対する知識を深めることにより、家族や当事者が地域で安心して暮らせることを目的とする。

実施場所：金武町

方法：精神障がい回復者と支援の会の代表を中心に集い、福祉保健所も参加

内容：・体験や悩みを話し合う  
・情報の提供  
・金武町関係者との交流  
・作業所メンバーとの交流

(ウ) 断酒会活動状況

昭和 50 年 11 月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和 63 年 7 月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13 年 11 月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。平成 17 年度には、沖縄断酒友の会（県断酒連合会、県断酒協議会）の 30 周年記念式典が開催された。

管内断酒会開催状況

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
読谷断酒会	毎週（月）	19：00 ～ 21：00	読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
石川断酒会	毎週（火）		石川市保健相談センター	S62年9月発足
宜野湾断酒会	毎週（火）		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
沖縄断酒友の会 （県断酒協議会）	毎週（木）		中部福祉保健所	S50年11月発足
沖縄断酒殿の会 （県断酒連合会）	毎週（金）		中部福祉保健所	S50年11月発足
虹の会 （身障者断酒会）	毎月第2 （土）		中部福祉保健所	
北谷断酒会	毎週（木）		北谷町保健相談センター	H13年発足
具志川断酒会	毎週（金）		具志川市保健相談センター	H7年9月発足会
中部アメシストの会 （女性の会）	毎週（火）		中部福祉保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 （たけのこ）	毎月第3 （火）		中部福祉保健所	S62年7月発足

キ 病院実地指導

根拠：精神保健福祉法第 38 条の 6

目的：精神病院のより良い医療と適正な管理運営の推進を図り、精神保健福祉対策の向上を図るため、年 1 回以上精神病院の実地指導及び実地審査をすること。

結果：保健所管内 8 精神病院について、平成 17 年 11 月～平成 18 年 2 月にかけて、人権に配慮した適正な精神医療の確保、入院制度等の適正な運用がなされているかを重点とする以下の指導項目で実施した。

- \* 過去の実地指導に対する改善状況について
- \* 医療環境について
- \* 指定病院について
- \* 医療保護入院について
- \* 任意入院について
- \* 入院患者の隔離について
- \* 入院患者等のその他の処遇について
- \* その他
- \* 精神病院内の設備等について
- \* 精神保健指定医について
- \* 措置入院について
- \* 応急入院について
- \* 入院患者の通信面会について
- \* 入院患者の身体拘束について
- \* 通院医療費公費負担について

ク 精神障害者申請・通報・届出状況

根拠：精神保健福祉法第 23 条（一般人の届出）、24 条（警察官通報）、  
 26 条の 2（精神病院管理者の届出）、  
 27 条 2 項（職権による指定医診察命令）、29 条の 2（緊急措置入院診察）  
 目的：県知事は、入院させなければ「その精神障害のため自傷他害のおそれのある者」に対して、2 人の精神保健指定医による診察により法 29 条に基づく措置入院をさせることができる。  
 結果：平成 17 年度は 52 件の通報（本庁所管である 25 条の 2（保護観察所の通報）、26 条矯正施設長の通報）を除く）があり通報時間帯は、平日の時間内に 41 件、平日時間外に 5 件、休日に 6 件あった。

平成17年度通報状況

通報時間帯		根拠法令				性別		事前調査及び結果		
		23条	24条	25条	27条 2項	男	女	27条診 察の必 要なし	27条診察の実施	
		一般 通報	警察官 通報	検察官 通報	精神病 院受診 時の 情報				要措置	措置 不要
平日昼間	41	3	18	19	1	25	16	6	33	2
平日夜間	5	0	5	0	0	2	3	0	5	0
休日昼間	5	0	5	0	0	2	3	3	1	1
休日夜間	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0
合計	52	3	29	19	1	29	23	10	39	3

ケ 退院前在宅支援調整会議について

措置入院患者と医療保護入院等について、退院後の治療中断時の対応や地域で生活する上での支援をするため、以下のとおり支援会議を開催した。

病院名	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
琉球病院	3	3	0	6
新垣病院	6	0	0	6
沖縄中央病院	2	0	1	3
いずみ病院	2	2	0	4
平和病院	7	0	1	8
計	20	5	2	27

(2) 身体障害者福祉・知的障害者福祉（福祉課）

ア 身体障害者手帳

身体障害者福祉法では、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」と定義している。

身障手帳は、申請に基づき交付され、これにより各種の身障福祉制度等の利用がしやすくなる。

	障害種別		等級	備考	
対象者	視覚障害		1級～6級	7級の障害のみでは、手帳交付の対象にはならない。	
	聴覚・平衡 聴覚		2級～4級、6級		
	機能障害 平衡機能		3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級		
	肢	上肢障害			1級～7級
		下肢障害			1級～7級
	体	体幹障害			1級～3級、5級
		不自由	乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害		上肢機能
					移動機能
	内臓	心臓機能障害			1級、3級、4級
		じん臓機能障害			1級、3級、4級
		呼吸器機能障害			1級、3級、4級
		ぼうこう又は直腸機能障害			1級、3級、4級
小腸機能障害		1級、3級、4級			
免疫機能不全		1級～4級			
手続等	申請窓口：居住地の市町村 必要書類：身体障害者交付申請書、県指定の医師の診断書・意見書、顔写真、印鑑等 県の担当：沖縄県身体障害者更生相談所				

イ 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

ウ 療育手帳制度

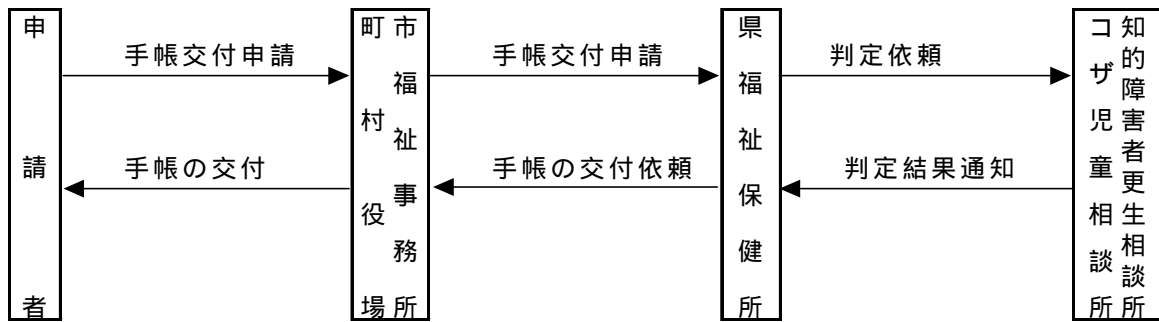
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

(ア) 交付手続き

申請書（写真（タテ：4、ヨコ：3）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



(イ) 平成17年度の市町村別・障害程度及び児者別の療育手帳交付状況

障害程度		市町村別			市部計	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	郡部計	合計	
		宜野湾市	沖縄市	うるま市												
障害程度	A1	児	6	13	8	27	0	0	1	1	0	2	3	1	8	35
		者	36	38	62	136	4	5	7	10	6	3	8	10	53	189
		計	42	51	70	163	4	5	8	11	6	5	11	11	61	224
	A2	児	32	74	47	153	2	0	4	12	8	14	4	4	48	201
		者	78	124	192	394	16	2	15	58	19	20	15	29	174	568
		計	110	198	239	547	18	2	19	70	27	34	19	33	222	769
	B1	児	55	74	46	175	4	3	4	16	5	12	10	5	59	234
		者	116	210	223	549	27	8	10	65	32	47	18	17	224	773
		計	171	284	269	724	31	11	14	81	37	59	28	22	283	1,007
	B2	児	94	164	96	354	7	6	4	28	14	13	3	14	89	443
		者	105	219	204	528	9	7	20	50	24	40	10	22	182	710
		計	199	383	300	882	16	13	24	78	38	53	13	36	271	1,153
計	児	187	325	197	709	13	9	13	57	27	41	20	24	204	913	
	者	335	591	681	1,607	56	22	52	183	81	110	51	78	633	2,240	
	計	522	916	878	2,316	69	31	65	240	108	151	71	102	837	3,153	

工 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

事項 手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	26,520円	受給者本人及び扶養義務者等について、所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	14,430円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	14,430円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

(単位：人、円)

区分 町村別	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	平成17年度			
					福祉手当 (経過措置)	特別障害者 手当	障害児福祉 手当	計
恩納村	-	16	17	16	0	10	6	16
					0	3,023,280	1,038,960	4,062,240
宜野座村	-	4	4	2	1	1	0	2
					173,160	344,760	0	517,920
金武町	20	21	20	21	2	11	8	21
					346,320	3,155,880	1,298,700	4,800,900
与那城町	21	24	26	28	2	20	6	28
					57,720	1,060,800	173,160	1,291,680
勝連町	44	49	46	45	5	29	11	45
					144,300	1,485,120	303,030	1,932,450
読谷村	97	103	101	91	5	51	33	89
					663,780	15,885,480	5,281,380	21,830,640
嘉手納町	49	46	38	36	2	20	11	33
					346,320	5,834,400	1,746,030	7,926,750
北谷町	38	38	43	44	1	21	23	45
					158,730	6,232,200	3,708,510	10,099,440
北中城村	36	40	40	38	1	26	11	38
					86,580	8,194,680	1,904,760	10,186,020
中城村	20	22	22	22	1	18	5	24
					173,160	5,410,080	836,940	6,420,180
総数	325	363	357	343	20	207	114	341
					2,150,070	50,626,680	16,291,470	69,068,220

注

恩納村及び宜野座村については、管轄区域の変更により平成14年度から当所の所管となったため、平成13年度までの数値は、ブランクとなっている。

平成17年度に与那城町と勝連町が合併によりうるま市となったことから、平成17年度の与那城町と勝連町は、2月、3月分の二月分のみでの支払いとなる。

オ 身体障害者相談員の活動

身体障害者相談員は、身体障害者福祉法第13条の3の規定に基づき、県知事から身体障害者の更生援護の相談業務等を委託されている身体障害者等で、社会的信望があり、身体障害者の更生援護に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、身体に障害のある者の更生援護に関する相談及び必要な指導、関係団体等の業務への協力、援護思想の普及等で、県全体で100人（定数105人）、中部福祉保健所管内の14市町村で27人（定数28人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

（ア）身体障害者相談員の過去5カ年間の活動状況

区分 年度	相 談 内 容									計
	手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	職業	生活	会議行事	関係機関 調整	その他	
平成13年度	12	5	16	5	69	121	233	64	173	698
平成14年度	97	11	25	7	66	175	329	135	267	1,112
平成15年度	8	6	14	4	86	209	244	148	442	1,161
平成16年度	15	6	9	21	32	205	693	272	378	1,631
平成17年度	102	30	192	33	105	367	446	210	269	1,754

（イ）身体障害者相談員名簿（平成18年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	金城 澄 男	うるま市	15	久場 良 宣	沖縄市
2	福原 武 男		16	田場 上	宜野湾市
3	宮城 義 房		17	宮城 美和子	
4	楚南 康 範		18	玉寄 長 勇	
5	木村 文 子		19	神田 朋 子	
6	玉元 武 一		20	當山 安 一	恩納村
7	欠		21	島袋 林 功	宜野座村
8	仲村 定 枝		22	高江洲 末子	金武町
9	兼久 隆 夫		23	佐和田 由紀子	読谷村
10	金城 睦 雄	24	知花 光 治		
11	島袋 林 晴	沖縄市	25	比嘉 甚 夫	嘉手納町
12	湧川 和 夫		26	玉城 靖 夫	北谷町
13	前泊 恵 子		27	太田 栄 輝	北中城村
14	稲嶺 梅 子		28	与那覇 晴 枝	中城村

## カ 知的障害者相談員の活動

知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づき、県知事から知的障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ必要な指導助言等を委託されている知的障害者の保護者で、社会的信望があり、知的障害者の福祉の増進に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、知的障害者の養育、生活等に関する相談助言、施設入所、就学・就職等に関する連絡調整、知的障害者に対する援護思想の普及等で、県全体で35人（定数37人）、中部福祉保健所管内の14市町村で9人（定数10人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

### （ア）知的障害者相談員の過去5カ年の活動状況

区分 年度	活 動 日 数	相 談 内 容 等										計
		養 育	生 活	施 設 利 用	就 学	就 職	家 族 関 係	年 保 金 ・ 手 当 険	諸 行 事 会 参 合 加	地 域 活 動	そ の 他	
平成13年度	503	5	25	3	9	5	17	12	253	176	35	540
平成14年度	511	19	13	16	2	20	14	13	243	120	47	507
平成15年度	136	0	7	0	1	0	3	0	85	49	2	147
平成16年度	531	2	9	0	0	13	8	3	285	127	166	613
平成17年度	433	3	54	7	2	16	2	9	224	33	160	510

### （イ）知的障害者相談員名簿（平成18年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	伊波 弘子	うるま市	6	山城 喜美江	宜野湾市
2	安村 昭洋		7	欠	恩納村 読谷村
3	野原 マリ子	沖縄市	8	元山 満壽美	宜野座村 金武町
4	比嘉 ひとみ		9	欠	嘉手納町 北谷町
5	照屋 ヨシ子		10	瀬名波 博	北中城村 中城村



キ 支援費制度実地指導

平成15年4月からスタートした支援費制度について、制度の円滑かつ適正な運用と、利用者への支援内容の質の確保、不祥事の未然防止のため、市町村と指定施設・事業者に対し、指導を実施している。

このうち、中部福祉保健所では、管内11市町村(これまで県障害保健福祉課で実施していた市への実地指導は、平成17年度から各福祉保健所へ委譲された。)と、管内に所在する事業所(指定施設に併設された事業所及び知的障害者地域生活援助事業所を除く。)に対する指導を実施しており、平成17年度の実施状況等は次のとおり。

(ア) 市町村指導

市町村名	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果
宜野湾市	( )	文書指摘：無し 指導助言：無し		文書指摘：1件 指導助言：3件		文書指摘：3件 指導助言：4件
沖縄市	( )					
うるま市	旧石川市		( )			
	旧具志川市		( )			
	旧与那城町					
	旧勝連町					
恩納村						
宜野座村						
金武町						
読谷村						
嘉手納町						
北谷町						
北中城村						
中城村						
計	2箇所		8箇所		5箇所	

注 部は、県障害保健福祉課で実施した箇所。

(イ) 事業者指導

法区分	事業所類型	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果	指導箇所	指導結果
身体障害者福祉法関係		1	文書指摘：1件 指導助言：1件	15	文書指摘：35件 指導助言：39件	22	文書指摘：24件 指導助言：24件
	居宅介護事業所	1		15		19	
	デイサービス事業所			0		2	
	短期入所事業所			0		1	
知的障害者福祉法関係		1		14		16	
	居宅介護事業所	1		13		14	
	デイサービス事業所			0		0	
	短期入所事業所			1		2	
児童福祉法関係		1		15		14	
	居宅介護事業所	1		12		11	
	デイサービス事業所			2		2	
	短期入所事業所		1	1			
計		3箇所		44箇所		52箇所	

(3) 難病対策事業（地域保健課）

事業根拠：難病対策要綱（昭和47年厚生省）

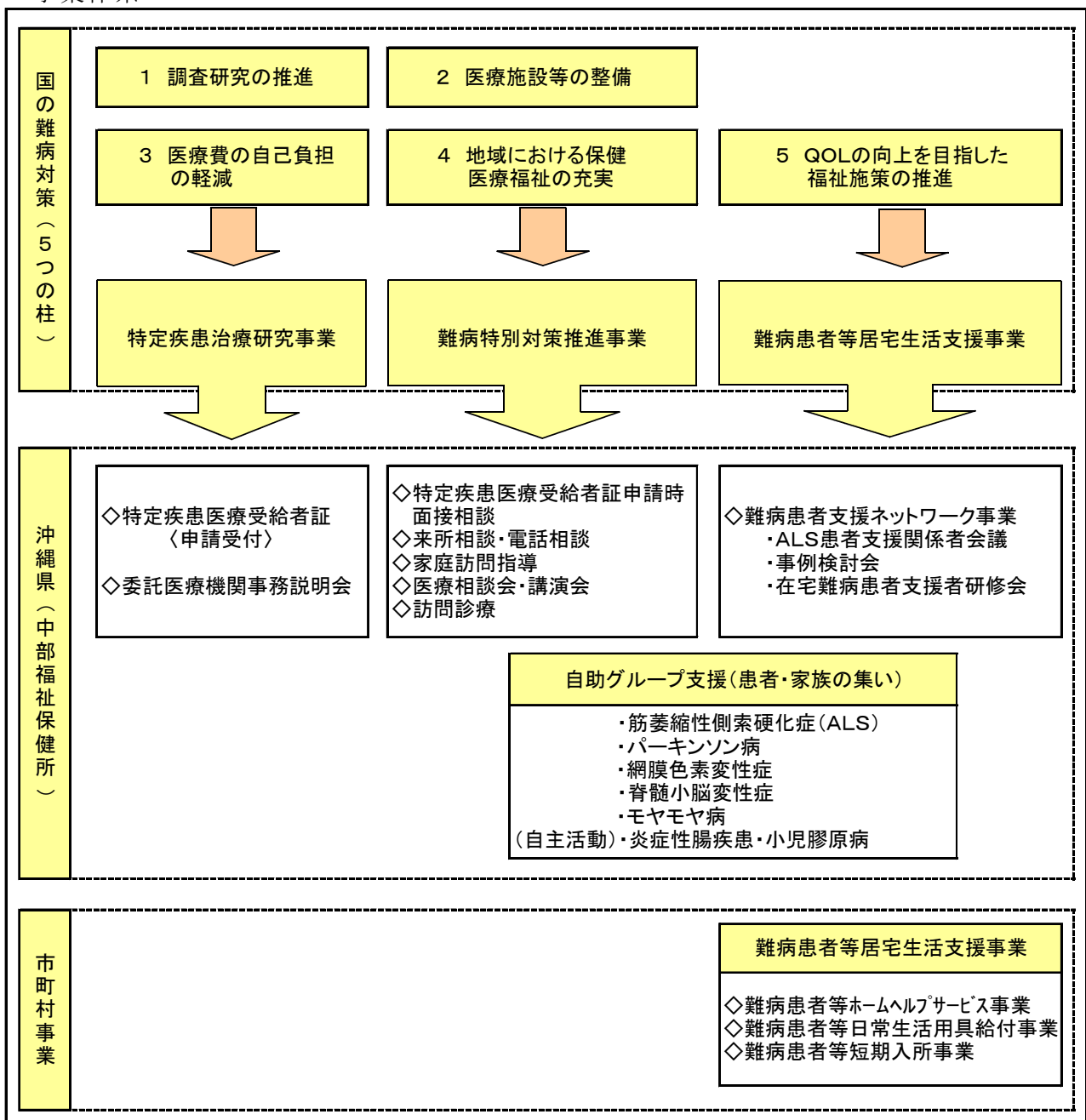
難病（特定疾患）の概念：

原因不明、治療方法が未確立であり、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。

事業体系



ア 特定疾患治療研究事業（中部福祉保健所管内の状況）

（ア） 特定疾患医療受給者証交付状況

（平成 17 年度末現在）

疾病No.	疾患名	管内						沖縄県	
		H17年				H16年	H15年	H16年	H15年
		新規	継続	合計	重症	合計	合計	合計	合計
神経系疾患群	2 多発性硬化症	3	17	20	5	16	18	50	46
	3 重症筋無力症	3	41	44	0	44	45	139	136
	5 スモン	0	0	0	0	0	0	2	2
	8 筋萎縮性側索硬化症	7	25	32	21	30	25	81	78
	16 脊髄小脳変性症	6	26	32	15	25	45	90	123
	20 パーキンソン病関連疾患	54	198	252	89	218	205	658	601
	21 アミロイドーシス	2	0	2	0	2	3	6	7
	22 後縦靭帯骨化症	12	32	44	5	47	39	179	163
	23 ハンチントン病	1	4	5	4	4	5	10	9
	24 モヤモヤ病	7	28	35	2	36	30	91	87
	27 多系統萎縮症	5	26	31	19	27	28	55	52
	30 広範脊柱管狭窄症	5	2	7	1	3	2	19	18
	38 プリオン病(ヤコブ病、GSS、FFIを含む)	0	0	0	0	1	1	4	3
	40 神経線維腫症	0	3	3	0	3	3	15	15
	41 亜急性硬化性全脳炎	0	4	4	3	4	5	15	14
44 ラインゾーム病(ファブリー病を含む)	1	1	2	2	1	1	8	6	
518 45 副腎白質ジストロフィー	0	5	5	1	4	5	8	8	
膠原系疾患群	1 ベーチェット病	1	22	23	1	25	25	66	68
	4 全身性エリテマトーデス	24	296	320	33	313	316	835	820
	7 サルコイドーシス	8	21	29	1	26	45	67	105
	9 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	9	59	68	3	66	66	209	197
	11 結節性動脈周囲炎	2	9	11	0	11	10	28	25
	13 大動脈炎症候群	2	14	16	2	16	21	67	71
	19 悪性関節リウマチ	4	7	11	4	8	8	37	30
	25 ウェゲナー肉芽腫症	0	2	2	0	1	0	6	4
	33 特発性大腿骨頭壊死症	10	36	46	4	43	40	124	126
565 34 混合性結合組織病	1	38	39	0	40	34	96	88	
特定臓器疾患群	6 再生不良性貧血	2	16	18	2	24	29	66	77
	10 特発性血小板減少性紫斑病	13	35	48	0	42	63	122	176
	12 潰瘍性大腸炎	30	192	222	0	220	206	585	566
	14 ビュルガー病	3	14	17	0	17	15	60	60
	15 天疱瘡	0	18	18	0	20	15	48	41
	17 クロウン病	12	94	106	2	98	100	256	254
	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	6	0	6	6	1	5	5	8
	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	10	55	65	9	65	58	246	212
	28 表皮水疱症	0	3	3	1	3	3	4	4
	29 膿泡性乾癬	0	4	4	0	4	4	17	18
	31 原発性胆汁性肝硬変	11	41	52	0	43	40	168	155
	32 重症急性膵炎	12	0	12	12	19	7	59	29
	35 原発性免疫不全症候群	1	0	1	0	0	0	9	10
	36 特発性間質性肺炎	5	11	16	2	17	15	43	36
	37 網膜色素変性症	6	59	65	11	67	64	323	305
39 原発性肺高血圧症	1	1	2	0	1	2	12	15	
42 バッド・キアリ症候群	2	1	3	0	2	3	15	20	
658 43 特発性慢性肺血栓塞栓症	0	0	0	0	0	0	4	4	
	合計	281	1,460	1,741	260	1,657	1,654	5,007	4,892

※ 121 疾患が特定疾患調査研究対象。うち 45 疾患が医療費公費負担の対象

※ 平成 14 年 6 月より特定疾患数を見直し 46 → 45 疾患に再編

※ 平成 15 年 10 月より(16)脊髄小脳変性症の一部→(27)多系統萎縮症に編入

(イ) 特定疾患委託医療機関事務説明会

目的：平成 15 年 10 月の制度改正に伴い申請書類の複雑化、特定疾患医療受給者証の有効期間も 1 年となり毎年の更新が義務化された。さらに、特定疾患医療受給者証交付件数も増加し、毎年 7 月から 9 月の更新期間における事務処理も煩雑を極める。加えて、管内の委託医療機関が 100 余となるため、申請事務の詳細について周知を図り、事務処理の円滑化を促す。

対象：管内委託医療機関

内容：特定疾患治療研究事業の申請事務の取扱いについて

実績：平成 17 年 5 月 27 日開催

参加医療機関数：50（人数：70人）

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業

目的：難病患者及びその家族に対し医療及び日常生活にかかる相談・助言等を行い、疾病に対する不安や療養生活上の悩みを軽減するとともに、地域の関係諸機関との連携により、患者に総合的なサービスを提供し、地域における患者の Q O L の向上と在宅医療の促進を図る。

(平成 17 年度)

対象者疾患名	講演内容 (講師)	参加者数	個別相談	
			相談数	内容
後縦靭帯骨化症	疾患について (整形外科医師)	16名	8名	①肩こりがひどい ②毎日、体が怠く気力がない ③首(肩、腰など)から足先までしびれがある ④現在、リハビリ通院している。今のやり方で良いか ⑤痛みがある場合は、どう対処したら良いか ⑥公費負担について
全身性エリテマトーデス (SLE)	疾患について (内科医師)	22名	3名	①現在、当疾患で内服中である。過去3度の流産をしている。次回の妊娠について ②定期受診をしていない。2か所の病院の医師の見解が異なる。戸惑いがある
特発性拡張型心筋症 (うっ血型)	疾患について (内科医師)	33名	4名	①食事バランスについて どのような食物を摂取したら良いか ②睡眠時無呼吸症候群について ③運動量について ④ストレスへの対応について

(イ) 訪問診療事業

目的：在宅難病患者に対して、専門医、歯科医、歯科衛生士、保健師、理学療法士等による診療チームで、在宅療養患者を訪問し診療、療養指導を行う。患者に総合的サービスを提供し、患者の Q O L 向上及び在宅難病患者が地域で身近に相談できる医療機関の拡大を図る。

(平成 17 年度)

対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
多発性硬化症 (25歳)	現在、寝たきりである。過去に外来通院していたが、家族の仕事上の都合で通院ができず、口腔検診の機会がなかった	ブラッシング指導 歯ブラシの選び方 今後の受診について	歯科医師 歯科衛生士 保健師

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の重症難病患者、家族の生活の実態を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

(平成 17 年度)

疾患名	実数	延数
多発性硬化症	3	5
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	19	48
パーキンソン病関連疾患	1	1
後縦靭帯骨化症	1	1
広範脊柱管狭窄症	1	1
ポンペ病 (ライソゾーム病を含む)	1	1
ベーチェット病	1	1
全身性エリテマトーデス	2	5
悪性関節リウマチ	1	2
網膜色素変性症	1	1
沖縄型神経原性筋萎縮症	2	2
ひきこもり	1	2
その他 (家族)	3	5
計	37	75

～在宅難病患者の特殊性～

①「難病」は、原因も治療法も確立されていないことから多くの患者が、長期に渡り進行性の経過をたどるため、患者・家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。

②特に神経系の難病は人工呼吸器装着等「医療依存度」が高い。

③多くの介護力を必要とし多職種が関わっている。

④包括的、継続的な地域ケアシステムが必要である。

※ 在宅重症神経難病患者・家族については、発症当初から重点的に支援し、病状の進行に伴い在宅療養生活の維持に関わる多職種間のコーディネイトの役割を担っている。

(エ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

(平成 17 年度)

	実人数	相談内容							(延数)
		申請手続き など相談	医療	家庭 看護	福祉 制度	就労	食事 栄養	その他	計
来所相談	1,602	1,586	14	3	15	2	2	36	1,658
電話相談	597	562	7	1	4			31	605

(オ) 難病患者支援ネットワーク事業

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病対策要綱（昭和 47 年厚生省）における難病対策事業の柱の 2 項目

a 地域における保健医療福祉の充実・連携

重症難病患者のための入院施設確保及び保健所を核とした難病患者の在宅療養生活の支援

b QOL向上を目指した福祉施策の推進

難病患者の居宅における療養生活の支援

内容： a 事例検討会 b ALS患者支援関係者会議

c 在宅難病患者支援者研修会

参加機関：

a 事例支援に関係している者

訪問看護ステーション・訪問介護事業所、ケアマネージャー  
介護者(家族等)、医療機関(病院スタッフ等)、難病相談・支援セ  
ンター、市町村・社会福祉協議会、保健所(難病担当) 他

b 支援ネットワークに関わる関係者

医療機関(医師、病院スタッフ等)、訪問看護ステーション  
訪問介護事業所、ケアマネージャー、医療機器メーカー、消防署  
難病相談・支援センター、市町村・社会福祉協議会、保健所 他

c テーマにそった対象者

実績： a 事例検討会 (3回) b ALS患者支援関係者会議 (2回)

c 在宅難病患者支援者研修会 (1回)

a 事例検討会

(平成 17 年度)

開催日	対象疾患：筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	参加機関数	参加人数
	内 容		
第1回 (H17. 5. 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護負担の軽減について</li> <li>・コミュニケーション手段の獲得について</li> <li>・車いす製作について</li> </ul>	15	28
第2回 (H17. 7. 8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気に対する受け入れについて</li> <li>・延命処置(気管切開等)はしない事例への支援</li> </ul>	12	22
第3回 (H17. 10. 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡事例から学ぶ 元介護者へのインタビューを通して</li> <li>・グリーンケアの試み</li> </ul>	2	6

b ALS患者支援関係者会議

(平成 17 年度)

開催日	内 容	参加機関数	参加人数
第1回 (H17. 11. 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討会内容報告(保健所)</li> <li>・地域連携室の取り組み(国立病院機構沖縄病院)</li> <li>・在宅ALS患者支援報告(訪問看護ステーション花織)</li> </ul>	20	44
第2回 (H18. 3. 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院におけるALS患者・家族支援 (国立病院機構沖縄病院)</li> <li>・ALS患者・家族交流会事業の効果 (保健所)</li> <li>・在宅ハイケア提供を目指して (訪問看護ステーションのぞみ)</li> </ul>	17	45

c 在宅難病患者支援者研修会

(平成 17 年度)

開催日	対象者：ホームヘルパー	参加機関数	参加人数
	内 容		
H18. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嚥下困難患者の理解と食事の与え方(言語聴覚士)</li> <li>・特定疾患治療研究事業について(保健所)</li> </ul>	26	74

効果：

- ・介護機器のリサイクル事業を難病相談・支援センターが開始した。
- ・支援関係者のモチベーションが高まり、質のよいサービスを提供してきている。
- ・事例検討会にて支援関係者間で情報の共有が必要と提案があった事例は、定期的に情報交換会が開催されチーム支援体制が整った。
- ・消防署の役割が整理された。

(カ) 自助グループ育成

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲を高めると共に相互の交流を通して情報を交換し、適切な療養生活を送れるよう実施する。

a 講演会

(平成 17 年度)

対象者疾患名 (患者・家族)	内 容	講 師	参加者数
パーキンソン病	音楽による精神的療法 「音楽によるリラクゼーション」	音楽療法士	15名
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	「病気とどう付き合うか」	住 職	8名
脊髄小脳変性症	「自分らしく生きよう」	ピアカウンセラー	13名
網膜色素変性症	マッサージによるリラクゼーション 「講話及び実技」	同疾患患者	11名
	「見えないから見えるもの」	同疾患患者	34名

b 患者・家族のつどい

(平成 17 年度)

名 称	回数	参加者数		内 容
あだんの会 (パーキンソン病)	12	患者・家族 ボランティア	150名 12名	情報交換・交流会、クリスマス会 音楽療法士による講話・楽器演奏など
でいごの会 (網膜色素変性症)	6	患者・家族 ボランティア	67名 19名	情報交換・交流会、カラオケ 三味線ライブ、講演など
筋萎縮性側索硬化症(ALS) 患者・家族の集い	2	患者・家族 関係者	32名 11名	情報交換・交流会 住職による講話など
脊髄小脳変性症 患者・家族の集い	2	患者・家族 関係者	14名 4名	情報交換・交流会 ピアカウンセラーによる講話など
モヤモヤ病 患者・家族の集い	2	患者・家族 関係者	16名 2名	情報交換・交流会 (H18.6月 もやの会沖縄県支部結成式)
炎症性腸疾患 患者・家族の集い	12	自主活動		情報交換・交流会 外国人同士の紹介など
小児膠原病 患者・家族の集い	1	自主活動		情報交換・交流会 県外へ就学する当事者の激励会

効果：

- ・新規申請患者・家族に対し、病気を理解する場となっている。
- ・患者・家族同士のピアカウンセリング的な要素となっている。
- ・関係機関との連絡がスムーズになり、在宅療養の推進及びQOLの向上に繋がっている。
- ・定期的な自助グループ活動の開催で患者・家族同士の結びつきが深まる。
- ・閉じこもり防止と社会性の確立。
- ・スタッフの学習の場となる。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図り、精神的・身体的負担を解消する事を目的とする。

(平成 17 年度)

疾患名	男	女	合計
第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）	7	2	9
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0	2	2
合計	7	4	11



### 3 成人・高齢者支援

#### (1) 老人保健事業（健康推進課）

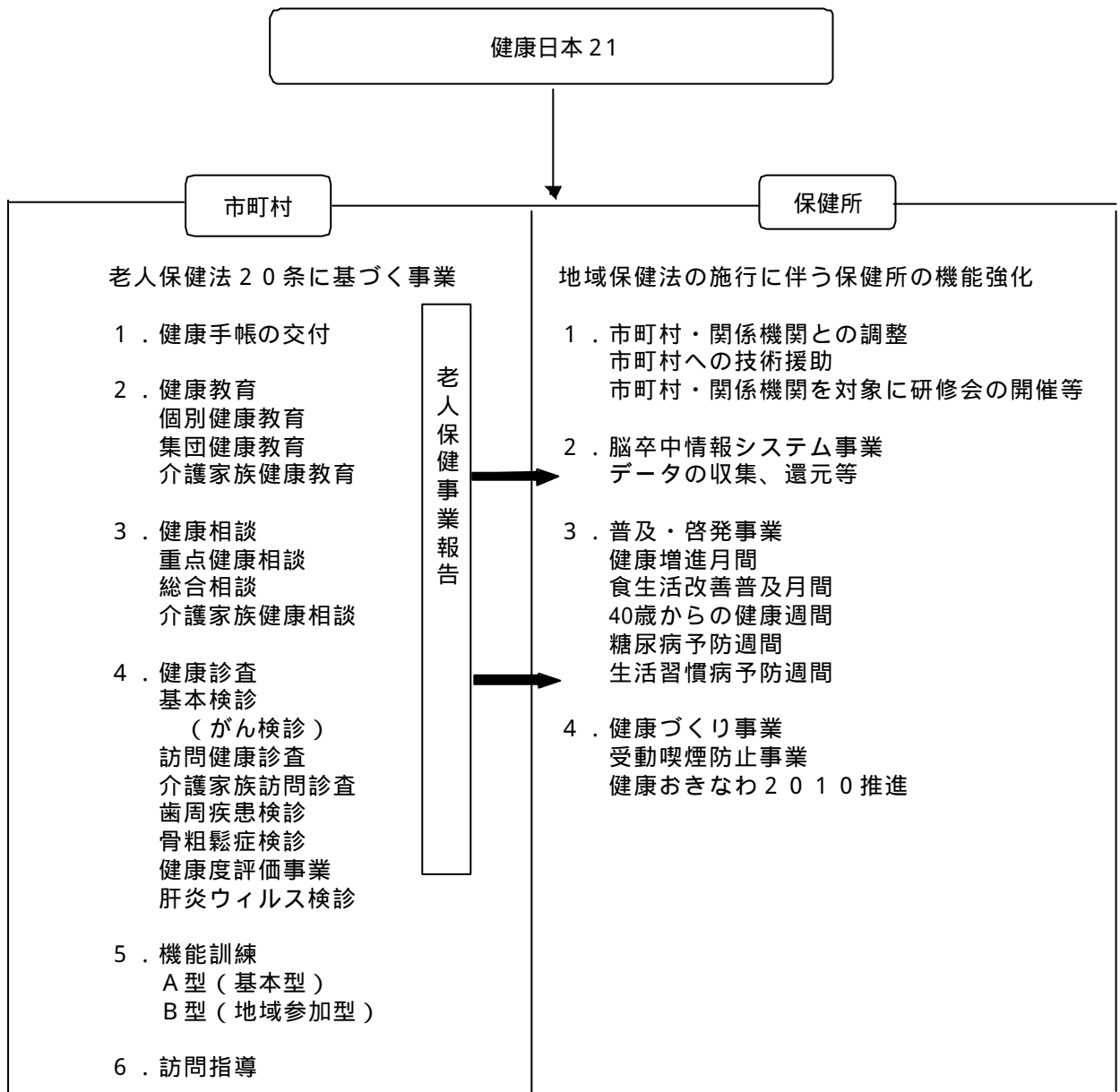
##### ア 根拠法令及び目的

昭和 57 年 8 月に施行された老人保健法を根拠とし、国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。

##### イ 事業内容

老人保健法における保健事業は、市町村を実施主体とし、保健所は、地域保健法及び老人保健法に基づき、保健事業が円滑に実施できるよう、市町村・関係機関との連携調整及び広域的・専門的・技術支援を行う。

##### ウ 事業の実施体系



(2) 脳卒中情報システム事業（健康推進課）

寝たきりになる主な原因は脳卒中によるものが多いことから、脳卒中の発症者を早期に把握し、保健・医療・福祉の各領域の関係者が一体となって予防から治療、リハビリテーションまでの一貫した地域ケアを実施することにより脳卒中の再発、寝たきり、認知症を予防し、また、発症情報を分析し、本県における脳卒中の予防対策に役立てる。

ア 法的根拠

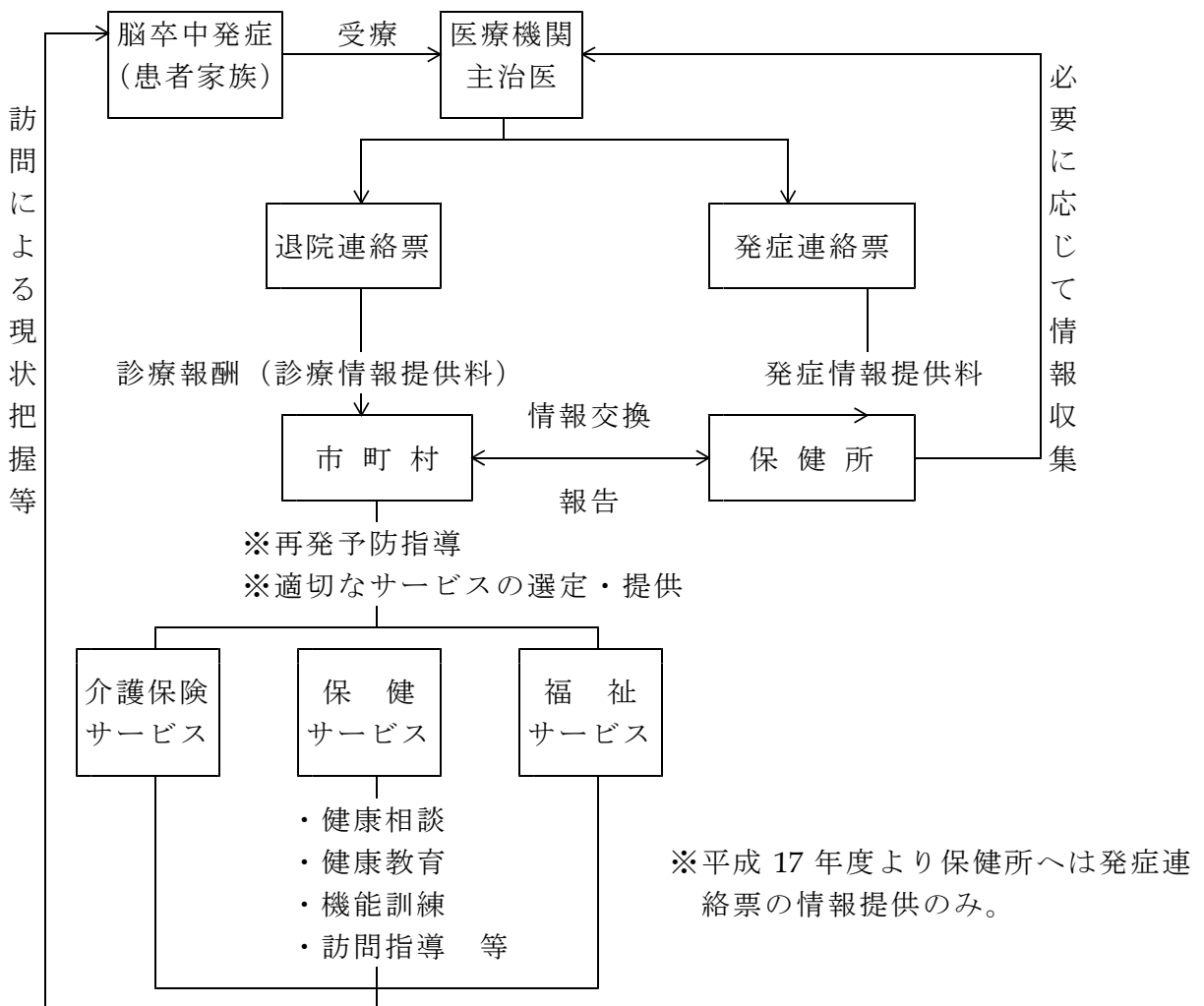
平成 12 年 3 月 28 日老発第 286 号厚生省老人保健福祉局長通知

「地域リハビリテーション推進事業実施要綱」

平成 7 年 4 月 1 日施行

「沖縄県脳卒中情報システム事業実施要綱」\*平成 17 年 4 月 1 日一部改正

イ 体系図



ウ 経緯

平成 7 年度から県内全域で実施された脳卒中情報システム事業は、平成 16 年度で事業開始 10 年目を迎え、システム事業の開始当初から患者の同意が必要な退院連絡票は発症連絡票に比べて情報件数が少ないことや、平成 12 年度の介護保険導入後は全国的に医療機関からの情報件数が減少し、システム事業を廃止する県も出てきていることから平成 16 年 7 月に沖縄県脳卒中情報システム事業検討会議を設置し、沖縄県脳卒中情報システム事業実施要綱及び実施要領の一部改正を行った。

中部保健所管内でも平成12年度から情報件数は落ち込んでいたが、平成14年度、平成15年度、平成16年度と管内医療機関へ協力依頼後、発症連絡件数が増えた。しかし、退院連絡数は変化がなかった。平成17年度の発症連絡件数はわずかに減少した。

発症連絡票通報は453件で、病型別では脳梗塞330件(72.8%)、脳出血103件(22.7%)、くも膜下出血18件(4.0%)、その他2件(0.4%)となっている。男女別の発症状況では男性261件(57.6%)、女性192件(42.4%)で脳梗塞、脳出血の発症連絡数は男性に多く、くも膜下出血は女性に多かった。

### (3) 老人福祉(福祉課)

#### ア 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

沖縄県はこの基本的理念に基づき、平成15年度の重点施策テーマを「健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保」として、「健やかでいきいきと暮らせる社会の形成」に向けて様々な施策を講じている。中部福祉保健所も県の方針に基づき事業を展開している。

#### イ 老人人口の推移

わが国の高齢化の特徴は、欧米諸国に比べると、その進み具合がきわめて早いことにある。65歳以上の高齢化人口が7%から14%に到達した年数を見ると、イギリス46年、スウェーデン82年、フランスにいたっては114年を要している。わが国では24年という超スピードで高齢化社会を迎えている。

この理由として、①一女性が産む子供の平均出産率が1.5人を割る状態であり、②世界最高を誇る平均寿命の伸長によるものである(表-1 高齢者人口の推移を参照)。

表-1 高齢者人口の推移

区分 年度	全 国			沖 縄 県		
	総人口 (A) 千人	65歳以上 (B) 千人	高齢化率 (B/A) %	総人口 (A) 千人	65歳以上 (B) 千人	高齢化率 (B/A) %
昭和25年	84,115	4,155	4.9	698,827	31,552	4.5
昭和30年	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9
昭和35年	94,302	5,398	5.7	883,122	48,171	5.5
昭和40年	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9
昭和45年	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6
昭和50年	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0
昭和55年	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8
昭和60年	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6
平成2年	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9
平成7年	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7
平成12年	126,926	22,005	17.3	1,318,220	182,557	13.8

資料 総務庁統計局「国勢調査」

## ウ 沖縄県の高齢化率の状況

本県では、平成 17 年 10 月現在の総人口 1,389,421 人中、65 歳以上が 216,434 人で、人口比率が 15.6 % という高齢化率となっている。

管内町村の人口 477,592 人中、65 歳以上が 70,539 人で老人人口比率が 14.8 % の高齢化率となっており、前年度に比べ 0.4 % の増であり、増加傾向が続いている。(表-2 沖縄県の高齢化率の状況を参照)。なお、沖縄県及び管内町村別の一人暮らし老人数も増加傾向にある(表-3 沖縄県の一人暮らし老人の状況を参照)。

表-2 沖縄県の高齢化率の状況

町村名	人口17年10月1日現在			人口16年10月1日現在			人口15年10月1日現在		
	総人口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	人口比率 (B/A) %	総人口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	人口比率 (B/A) %	総人口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	人口比率 (B/A) %
沖 縄 市	132,234	18,344	13.9	130,848	17,803	13.6	129,402	17,022	13.2
宜野湾市	90,173	11,531	12.8	89,669	11,058	12.3	88,717	10,544	11.9
うるま市	116,689	18,302	15.7	115,704	17,685	15.3	115,213	17,140	14.9
恩納村	10,270	1,959	19.1	10,118	1,958	19.4	9,990	1,906	19.1
宜野座村	5,316	985	18.5	5,299	964	18.2	5,171	833	16.1
金武町	11,003	2,285	20.8	10,719	2,203	20.6	10,773	2,116	19.6
読谷村	38,857	5,790	14.9	38,461	5,593	14.5	38,141	5,364	14.1
嘉手納町	13,886	2,624	18.9	13,929	2,594	18.6	13,993	2,557	18.3
北谷町	26,855	3,553	13.2	27,001	3,416	12.7	26,702	3,249	12.2
北中城村	16,395	2,618	16.0	16,313	2,479	15.2	16,251	2,412	14.8
中城村	15,914	2,548	16.0	15,531	2,446	15.7	15,249	2,375	15.6
<b>管内計</b>	<b>477,592</b>	<b>70,539</b>	<b>14.8</b>	<b>473,592</b>	<b>68,199</b>	<b>14.4</b>	<b>469,602</b>	<b>65,518</b>	<b>14.0</b>
<b>沖 縄 県</b>	<b>1,389,421</b>	<b>216,434</b>	<b>15.6</b>	<b>1,380,037</b>	<b>210,104</b>	<b>15.2</b>	<b>1,370,467</b>	<b>203,163</b>	<b>14.8</b>

表-3 沖縄県の一人暮らし老人の状況

町村名	人口17年10月1日現在			人口16年10月1日現在			人口15年10月1日現在		
	65歳以上 (A) 人	独居老人 (B) 人	人口比率 (B/A) %	65歳以上 (A) 人	独居老人 (B) 人	人口比率 (B/A) %	65歳以上 (A) 人	独居老人 (B) 人	人口比率 (B/A) %
沖 縄 市	18,344	3,817	20.8	17,803	3,614	20.3	17,022	3,365	19.8
宜野湾市	11,531	2,591	22.5	11,058	2,217	20.0	10,544	2,087	19.8
うるま市	18,302	3,265	17.8	17,685	3,157	17.9	17,140	2,954	17.2
恩納村	1,959	399	20.4	1,958	368	18.8	1,906	365	19.2
宜野座村	985	258	26.2	964	163	16.9	833	159	19.1
金武町	2,285	527	23.1	2,203	470	21.3	2,116	455	21.5
読谷村	5,790	702	12.1	5,593	660	11.8	5,364	592	11.0
嘉手納町	2,624	491	18.7	2,594	466	18.0	2,557	509	19.9
北谷町	3,553	506	14.2	3,416	453	13.3	3,249	414	12.7
北中城村	2,618	509	19.4	2,479	484	19.5	2,412	443	18.4
中城村	2,548	316	12.4	2,446	292	11.9	2,375	261	11.0
<b>管内計</b>	<b>70,539</b>	<b>13,381</b>	<b>19.0</b>	<b>68,199</b>	<b>12,344</b>	<b>18.1</b>	<b>65,518</b>	<b>11,604</b>	<b>17.7</b>
<b>沖 縄 県</b>	<b>216,434</b>	<b>42,764</b>	<b>19.8</b>	<b>210,104</b>	<b>40,242</b>	<b>19.2</b>	<b>203,163</b>	<b>38,002</b>	<b>18.7</b>

## エ 在宅老人福祉対策

高齢者の多くは、身体が不自由になっても住み慣れた住宅及び地域社会で住み続けることを希望しており、今後の老人福祉行政はこのような老人の在宅生活の維持向上を支援するという観点から進めていくことが必要になっている。市町村においては、老人保健事業、介護予防・生活支援事業等、要援護老人に対する介護保険給付以外の事業が実施されている。当所においては、高齢者の生きがいの高揚促進、在宅福祉サービスの充実を図る施策として、高齢者祝い金等支給事業を実施している。

(ア) 高齢者祝い金等支給事業

カジマヤー祝い及び 100 歳以上の高齢者に対し、その長寿を祝し、敬老思想の高揚を図るとともにその功績に感謝と敬意を表すため敬老見舞金を支給している。

受給資格：沖縄県に住居を有し、市町村に住民登録がなされている者

カジマヤー祝い：一人あたり 10,000 円

100 歳以上：一人あたり 10,000 円

表-4 高齢者祝金受給者年度別状況表

区分 市町村名	カジマヤー祝金			101歳以上祝金			
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	
宜野座村	5	8	11	0	4	2	
恩納村	8	20	8	4	4	6	
金武町	13	8	14	10	9	9	
読谷村	21	26	28	17	21	19	
嘉手納町	9	10	10	4	2	1	
北谷町	5	9	14	8	10	14	
北中城村	9	15	13	9	6	9	
中城村	5	8	8	6	9	7	
管内計	75	104	106	58	65	67	
うるま市	石川市	14	10	76	5	9	51
	具志川市	47	41		19	23	
	勝連町	12	6		12	14	
	与那城町	12	16		5	7	
沖縄市	55	54	55	33	36	42	
宜野湾市	32	33	24	14	21	17	
市部計	172	160	155	88	110	110	
合計	247	264	261	146	175	177	

オ 施設福祉対策

養護老人ホームは、65 歳以上の者で身体上、精神上、環境上または経済的事情のため居宅で日常生活を営むのに困難な者を入所させる施設である。

県内には 6 つの養護老人ホーム（首里厚生園、名護厚生園、具志川厚生園、宮古厚生園、八重山厚生園、沖縄偕生園）があり、入所手続きは市町村が窓口となっている。

※老人福祉法措置事務指導監査……平成 18 年度以降廃止

指導監査実施要領に基づき、養護老人ホームに措置している管内 11 市町村に対し、指導監査を実施し、適正な措置事務の確保と老人福祉行政の向上を図る。

(4) 介護保険制度に伴う諸事業の推進(福祉課)

ア 法的根拠及び目的

この事業は、市町村が実施主体である。福祉保健所は地域保健法第6条、介護保険法をうけて、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保健福祉計画策定及び運営管理、認定調査員研修の実施、認定審査会等の事業の市町村支援及び介護保険事業者の指定等の業務を行っている。

イ 平成17年度市町村支援事業の実績

事業名	実績
高齢者保健福祉計画策定支援	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、 宜野座村、北谷町、中城村、
要介護認定調査員研修	管内市町村の現任教育(1回)50名の認定調査員が参加
要介護認定審査員	宜野湾市、沖縄市、うるま市 沖縄県介護保険広域連合

ウ 介護保険事業者の指定等について

(ア) 介護保険事業者は介護サービスを提供するため、沖縄県知事の指定を受ける必要がある。指定は事業所単位でサービスの種類ごとに行っている。

介護保険事業者の提供するサービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護、通所介護、通所リハビリステーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援事業所の指定手続きは福祉保健所で行っている。

指定要件は申請者が法人であること。従業者の知識、技能、人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること。厚生労働省令に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えることである。この3要件を満たせば介護保険事業の指定を受けることができる。

指定手続きは以下のとおりである。

事前協議 施設の建設・改修 指定申請(指定日(事業開始日)の前々月までに行う) 現地確認(指定日(事業開始日)の前月の10日前までに実施) 指定(事業開始)事業開始は各月の1日とし、指定月日はそれ以前とする。

サービスの質を確保するため指定有効期限は6年間となっている。指定要件に合致しない場合は指定の更新が認められない場合もある。

(イ) 介護保険事業者は事業所の名称、所在地、定款、サービス責任者、運営規定の変更など「変更届出事項一覧」の項目に変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

## エ 介護保険事業所に対する実地指導等について

「沖縄県介護保険施設等指導・監査実施要項」に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、厚労省が示す「介護給付適正化の推進」及び「技術的助言」を踏まえ、実地指導の重点事項（人員に関する基準及び勤務態勢の確保、サービス内容及び手続きの説明と同意、サービス計画の作成など）に留意し、介護保険事業所の適正な運営の確保を図ることを目的にしている。

平成 17 年度は 19 カ所の法人（30 カ所の介護保険事業所）に対して実地指導を行った。

介護保険事業者を招集して、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例、実地指導の重点事項などを講習形式で説明する集団指導を行うことになっている。平成 17 年度は実施していない。

#### 4 生活保護(福祉課)

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

基本法：生活保護法(昭和25年5月制定)

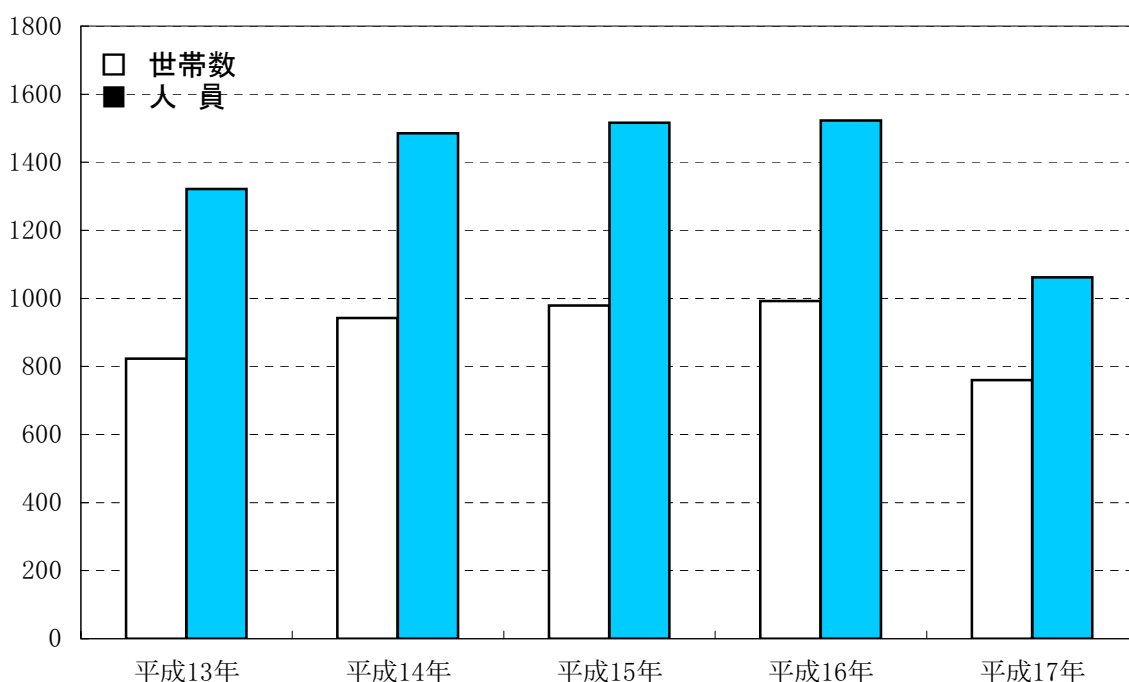
生存権保障を実現するための制度として制定、生活保護を国民の権利として認めている。

管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少傾向、平成6年度から平成8年度までは、増加傾向、平成9年度から平成10年度までは減少傾向、平成11年度から増加傾向を示している。

##### (1) 年度別保護の状況

区分 年度	管内人口	被世帯 保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生活		住宅		教育		医療		その他		介護	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成13年	145,282	823	1,321	10.61	714	1,204	446	749	99	184	705	998	1	1	102	104
平成14年	161,131	942	1,485	9.22	777	1,294	489	805	97	171	831	1,154	1	1	150	154
平成15年	162,535	979	1,516	9.35	812	1,319	514	838	93	157	891	1,308	0	0	158	164
平成16年	163,655	992	1,523	9.3	814	1,290	530	853	86	164	917	1,299	2	2	163	170
平成17年	137,384	760	1,062	7.73	639	922	450	653	58	97	737	955	20	22	126	134

##### (2) 年度別保護実施状況





(3) 労働力類型別世帯の推移

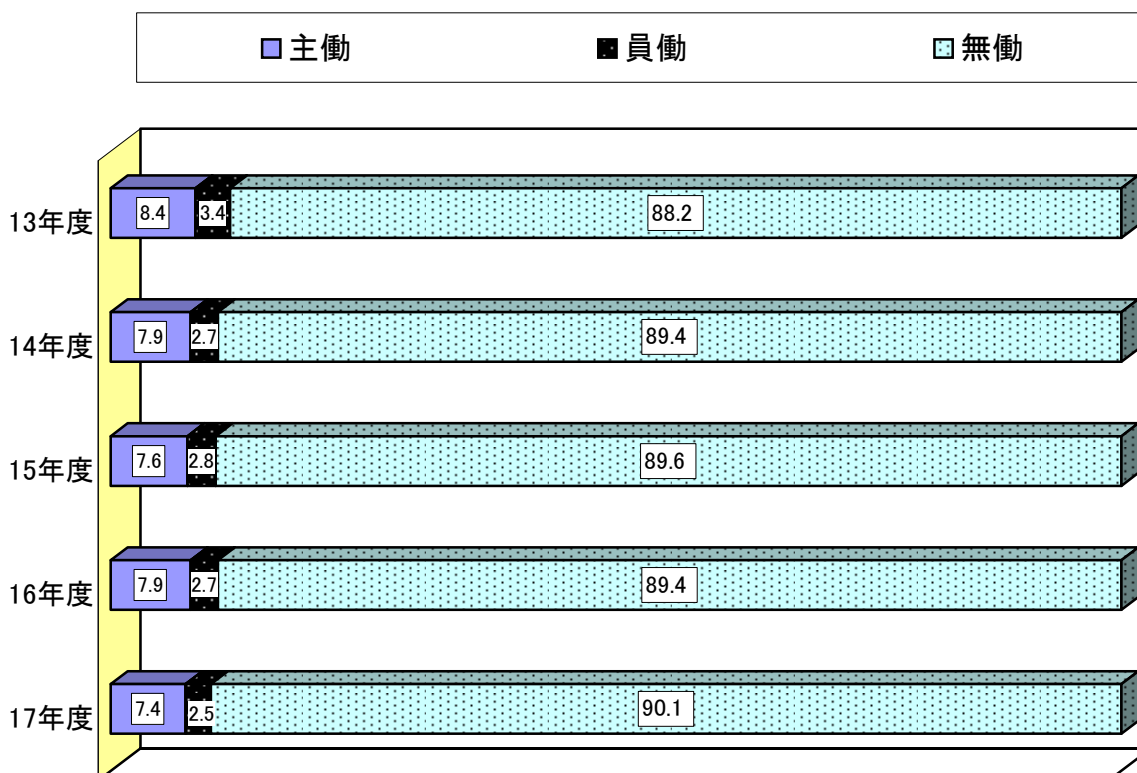
労働力類型別の世帯の推移を見ると、無働世帯の構成比が平成17年度は90.1%と前年度より増加している。世帯主が働いている世帯は7.4%、世帯員の働いている世帯は2.5%と共に減少している。

労働力類型別世帯

区分 年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	入院外		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
13	823	69	27	8	0	33	28	726	8.4	3.4	88.2
14	942	74	36	8	2	28	25	843	7.9	2.7	89.4
15	979	74	35	9	2	28	27	878	7.6	2.8	89.6
16	992	78	39	12	1	26	27	887	7.9	2.7	89.4
17	760	56	24	14	1	17	19	685	7.4	2.5	90.1

(※停止世帯は除く)

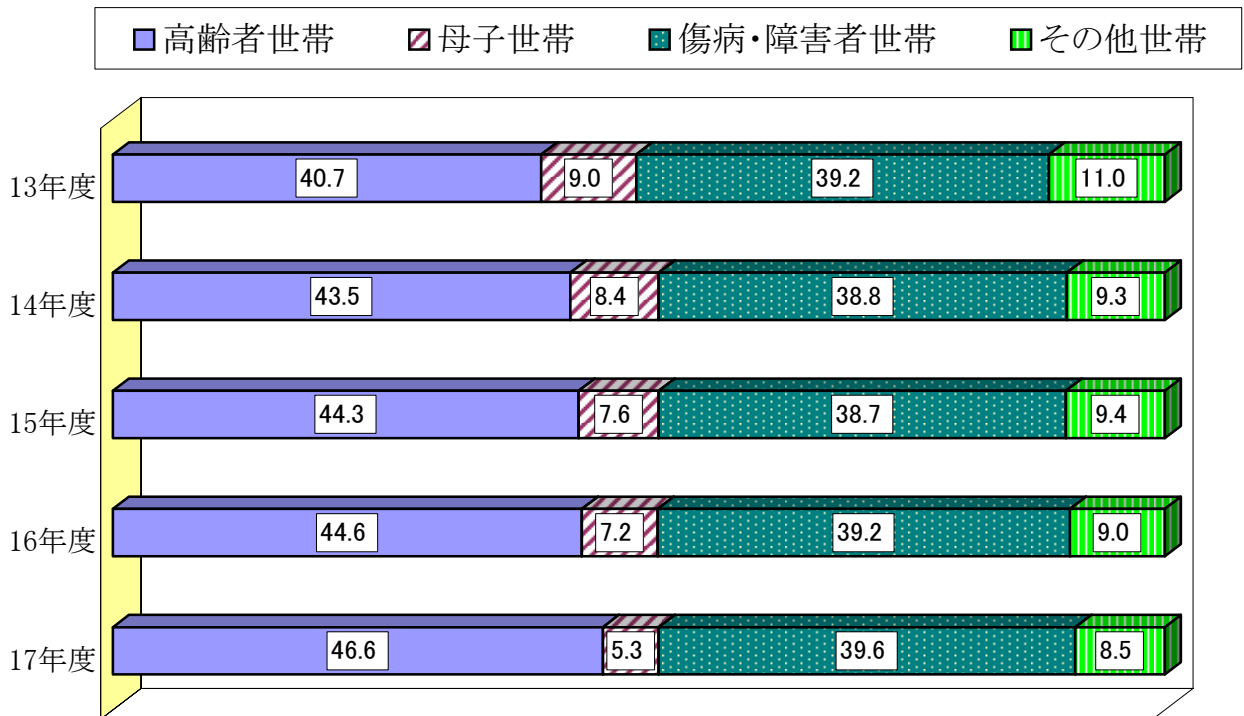
労働力類型別世帯数の構成比



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成17年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べて母子世帯は1.9、その他世帯は0.5ポイント減少しているが、高齢者世帯で2.0ポイント傷病・障害世帯で0.4ポイントの増となっている。

世帯類型別世帯数の年次推移(構成比)



世帯類型別世帯数の年次推移

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
13	335	74	323	91	823
14	410	79	365	88	942
15	434	75	378	92	979
16	442	72	388	90	992
17	354	40	301	65	760

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成17年度における保護開始を原因別で見ると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く54.8%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が37.7%、「その他」が35.3%、「働きによる収入増」と「働きによらない収入、年金、仕送り等」が共に9.4%、「疾病の治癒」が8.2%の順となっている。

原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件)

区分 年度		開始原因						廃止原因					
		総 数	働 き に よ る 収 入 減 少 疾 病 に 起 因 し な い	疾 病 に よ る 収 入 の 減 少 支 出 の 増	死 亡 ・ 別 離 ・ 行 方 不 明	仕 送 り ・ 年 金 等 の 減 少	そ の 他	総 数	疾 病 の 治 癒	働 き に よ る 収 入 増	死 亡 ・ 失 踪	年 金 ・ 仕 送 り 等 に よ ら な い 収 入 増	そ の 他
13	実数	149	25	99	4	7	14	83	6	10	24	2	41
	構成比	100	16.8	66.4	2.7	4.7	9.4	100	7.2	12.0	28.9	2.4	49.4
14	実数	148	20	111	5	7	5	89	3	24	22	12	28
	構成比	100	13.5	75.0	3.3	4.7	3.3	100	3.3	26.9	24.7	13.4	31.4
15	実数	133	22	74	6	4	27	106	7	14	28	13	44
	構成比	100	16.6	55.6	4.5	3	20.3	100	6.6	13.2	26.4	12.3	41.5
16	実数	142	24	91	10	10	7	145	8	33	36	18	50
	構成比	100	16.9	64.0	7.0	7.0	4.9	100	5.5	22.8	24.8	12.4	34.45
17	実数	144	42	79	3	3	17	85	7	8	32	8	30
	構成比	100	29.2	54.8	2.1	2.1	11.8	100	8.2	9.4	37.7	9.4	35.3

(6)保護開始・廃止の状況

平成17年度の保護の新規申請件数は228件で、前年度より34件減少している。そのうち、保護開始決定したのは144件で対前年度2世帯増となっている。

年度別保護申請の処理状況

区分 年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
13	232	17	58	149	241	83	116	64.2
14	268	50	70	148	245	89	165	55.2
15	226	25	73	133	204	106	156	58.8
16	262	15	105	142	222	145	179	54.2
17	228	8	78	144	214	85	115	63.2

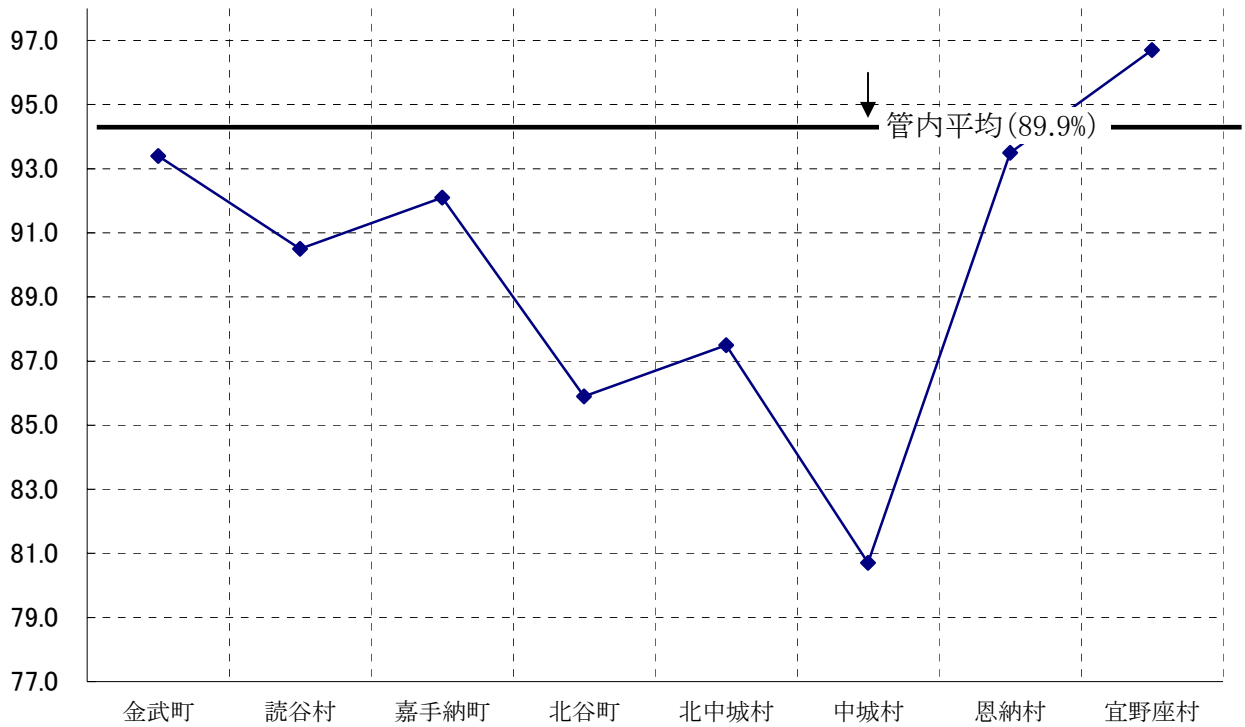
(7) 医療扶助の状況

平成17年度の医療扶助人員は、与那城町、勝連町のうるま市への移管に伴い前年度より364人減少している。

医療扶助の推移(月平均)

区分 年度	被保護 人員	医療扶 助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
13	1,321	997	75.40	147	0	92	55	850	0	25	825
14	1,485	1,154	77.71	215	0	108	107	939	0	32	907
15	1,516	1,308	86.39	186	0	107	79	1,122	0	54	1,068
16	1,523	1,319	86.6	229	0	92	137	1,090	0	31	1,059
17	1,062	955	89.9	200	0	74	126	755	0	19	736

町村別医療扶助の状況(平成17年度)



町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成17年度)

区分 町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	198	185	93.4
読 谷 村	199	180	90.5
嘉 手 納 町	216	199	92.1
北 谷 町	185	159	85.9
北 中 城 村	88	77	87.5
中 城 村	83	67	80.7
恩 納 村	62	58	93.5
宜 野 座 村	31	30	96.7
計	1,062	955	89.9

## (8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成18年3月31日現在

施設名		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
		11	10	21	1	4	5	
障害者	身体障害	2	0	2	0	1	1	
	精神障害	7	10	17	1	3	4	
	心身の重複障害	2	0	0	0	0	0	
出身地別	恩納村	1	0	1	0	0	0	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	0	4	4	1	1	1	
	読谷村	4	0	4	0	2	2	
	嘉手納町	3	1	4	0	0	0	
	北谷町	0	4	4	0	0	0	
	北中城村	1	0	1	0	1	1	
	中城村	0	1	1	0	0	0	
在園期間別	1年未満	0	1	1	0	0	0	
	1年以上～3年未満	1	0	1	0	1	1	
	3年以上～5年未満	1	0	1	0	0	0	
	5年以上～10年未満	0	0	0	0	1	1	
	10年以上	9	9	18	1	2	3	
疾病	精神科	9	10	19	1	2	3	
	一般	1	4	5	0	0	0	

## (9) 町村別保護費支給状況

(平成17年度 単位 円)

	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	2,517,544	1,060,008	10,594,240	9,055,025	10,381,643	6,843,913	4,483,821	3,448,208	48,384,402
5月	2,490,483	1,129,815	10,914,676	8,644,099	10,315,814	6,717,873	4,639,861	3,691,513	48,544,134
6月	2,194,707	1,490,165	11,418,963	9,330,727	10,875,567	7,744,734	4,640,568	3,752,319	51,447,750
7月	2,359,711	1,224,718	11,150,278	9,083,052	10,839,460	7,352,188	4,600,308	3,671,405	50,281,120
8月	3,207,464	1,159,168	10,958,543	8,943,324	10,746,449	7,622,590	4,787,391	3,409,110	50,834,039
9月	2,752,601	1,189,029	11,584,205	9,284,016	10,943,960	8,305,110	5,071,124	3,433,438	52,563,483
10月	2,683,104	1,196,424	12,011,933	9,387,527	11,292,778	8,114,370	4,928,912	3,488,230	53,103,278
11月	3,029,561	1,422,690	12,114,434	9,407,924	10,864,333	9,878,673	5,026,212	3,685,009	55,428,836
12月	3,474,019	1,668,401	14,463,910	11,531,895	14,046,343	11,033,390	5,931,803	4,706,912	66,856,673
1月	2,799,186	1,313,950	12,117,103	9,290,973	11,709,877	9,900,914	4,920,151	3,796,592	55,848,746
2月	2,736,840	1,273,779	12,913,708	9,105,613	11,118,057	10,230,088	4,974,873	3,886,541	56,239,499
3月	27,770,069	1,277,440	12,785,507	9,944,173	11,663,101	9,558,960	4,543,639	4,312,458	81,855,347
計	58,015,289	15,405,587	143,027,500	113,008,348	134,797,382	103,302,803	58,548,663	45,281,735	671,387,307

5 その他生活支援（地域保健課）

(1) 原爆被爆者対策事業

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア） 手帳交付 （イ） 居住地及び手帳の記載事項変更申請  
（ウ） 健康相談業務

7条（エ） 健康診断 前期：厚生労働省派遣医師団による健康診断  
後期：委託医療機関での健康診断（県立中部病院）

19条（オ） 指定医療機関申請進達事務 37条（カ） 家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績

事業内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
健康診断	112	94	92	91	79
住所変更		1	2	1	1
指定医療機関申請					
健康相談及び訪問	1	12	8	23	48

被爆者健康診断受診状況

（平成17年度）

被爆者健診対象者数	死亡	実質対象者数	受診者数	未受診者数	受診率
73	3（1名：前期健診済み）	71	50	21	70.4%

\*被爆者健康診断対象者：第二種健康診断受診者（1名）を含む

健診名	前期健診	後期健診	希望健診	計（延人数）	二世健診（人数）
受診者数	43	28	8	79	2

健診受診回数	1回	2回	3回	計（人数）
受診者数	24	22	4	50

被爆者健康診断：未受診者状況

（平成17年度）

健康診断（市町村主体）	かかりつけ医での定期受診	施設・入院	日程の都合	希望なし	不明	計
2	4	3	5	5	2	21



## V 企画・情報等

### 1 協議会の開催状況

#### (1) 中部保健所運営協議会

##### ア 概要

(ア) 設置根拠 地域保健法第 11 条、沖縄県保健所運営協議会条例

(イ) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

##### イ 委員名簿（定数 10 名以内、現員 10 名）

H18.2.21（火）

役職	氏名	現職名	役職	氏名	現職名
委員	平良 一彦	琉球大学法文学部 教授	委員	知念 恒男	中部地区市町村会 会長
会長	金城 進	中部地区医師会 会長	委員	石垣一彦	独立行政法人国立病院機構 琉球病院 院長
委員	桑江 喜代子	上村産婦人科 看護部長	委員	澤岨 寛	北谷町社会福祉協議会 会長
委員	具志堅 清	沖縄県商工会職員協議会 中部支部事務局長部会 部会長	委員	銘苺 榮一	沖縄県薬物乱用防止指導員 中部保健所地区協議会 会長
委員	大嶺 絹枝	中部地区婦人連合会 会長	委員	伊波美智子	琉球大学法文学部 教授

##### ウ 審議事項

###### (ア) 議事

- a 難病患者在宅支援ネットワークについて
- b 特定不妊治療助成事業の利用状況と患者の反応について
- c フィブリノゲン製剤納入先医療機関公表とその後について
- d 沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画について
- e 市町村介護保険計画について
- f 北部病院産婦人科休止に伴う中部医療圏への影響について
- g 報告事項

(a) 保健医療協議会の報告

(b) 救急医療協議会の報告

(c) 一般健康診断の廃止について

###### (イ) 会議結果

###### a 委員からの主な意見

- クローン病や潰瘍性大腸炎等は、重症化すると社会的な自立も難しく、精神的な負担も大変なので、このような難病患者在宅支援ネットワークを生かした支援をして頂きたい。また、難病患者が望む支援体制を行い、QOLを上げるためにも、ボランティアの力を活用した活動を進めて頂きたい。

- 特定不妊治療助成制度が出来たことで、治療で困っていた人には朗報だと思う。利用者のアンケート結果にもあるように、今後保険適応になったり助成金が増えると良いと思う。
- フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表後の相談件数に比べて、今は通常の相談件数に戻っているのも、多くの方の不安を取り除いたということですね。
- 新型インフルエンザの対策については、保健医療機関、市町村等でシミュレーションなどしっかりと対応して頂き、パニックが起こらないように頑張ってもらいたい。
- 市町村は、介護予防、健康増進と頑張っており、関連させて保健所での健康づくり、介護予防に関する支援体制で、より積極的に展開されていて非常におもしろいと思う。大学の立場から地域との連携を大事にし、サポートしていきたい。
- 住民が安心してそこで生活できることを考えた場合、対応できる施設等が整備されていることが大切である。特に中北部を一緒にまとめると、地域が広いので問題が非常に大きいと思う。県もしっかり考えて頂きたい。

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会設置規程

(イ) 設置目的 中部医療圏の県民の健康を保持増進させるため、保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその推進を図る。

イ 委員名簿 (定数 15 名以内、現員 15 名)

H18.1.31 (火)

項目	氏名	所属・職名	項目	氏名	所属・職名
会長	金城 進	中部地区医師会 会長	委員	崎山 八郎	沖縄県中部保健所 所長
副会長	宮城 良充	県立中部病院 副院長	委員	伊佐 真栄	沖縄市社会福祉協議会 事務局長
委員	久場 良明	中部地区歯科医師会 会長	委員	具志堅 健秀	沖縄県食品衛生協会 中部支部長
委員	石垣 一彦	国立療養所琉球病院 院長	委員	大嶺 絹枝	中部地区婦人連合会 会長
委員	石川 清司	国立療養所沖縄病院 院長	委員	積 静江	沖縄県母子保健推進員連絡協議会 会長
委員	池間 記世	中部地区薬剤師会 会長	委員	仲宗根 孝	沖縄警察署 署長
委員	桑江 喜代子	沖縄県看護協会 副会長	委員	知念 良信	中部消防長会 会長
委員	知念 恒男	中部市町村会 会長			

## ウ 審議事項

### (ア) 議事

- a 平成16年度中部地区地域医療支援病院における地域医療連携について
- b 中部地区救急医療協議会の報告
- c 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に基づく通報後の保健所の体制の強化について
- d 鳥インフルエンザの発生状況とタミフルの備蓄について
- e 性同一性障害に関する対応と連携について
- f 県立中部病院の医療機能について
- g 報告事項
  - (a) 中部地区MC協議会からの報告
  - (b) 一般健康診断の廃止について

### (イ) 会議結果

#### a 委員からの主な意見

- 中部地区において病診連携はうまくいっている状況であるが、リーダー的役割がある県立中部病院の機能が充実することにより地域の病院もいろんな機能が充実していくことを期待している。行政と連携して中部病院の状況を把握しながら中部病院の機能について地域住民がどういう医療を願っているかということもふれながら今後医師会としても努力していきたい。
- 県立中部病院は、地域医療支援病院として機器を整備し必要な患者を診察、治療するという役割があるが、高額医療機器が古いため共同利用ができず他医療機関に紹介している状況である。
- 平成18年4月に県立南部医療センター・こども医療センターの開設によりスタッフが引き抜かれる状況があり、中部地区あるいは北部地区にある住民としては大変不安である。南部地域の充実により中部病院の機能が低下した場合、一番不具合を感ずるのは地域の住民である。そういうことがないよう地域の住民を取り組んだ情報提供や運営の方法についても意見を求める会も必要ではないか。
- これまでは中部病院とスムーズに連携が取れていたが、北部病院産婦人科の休止により中部病院での受け入れができず、南部地区に転送せざるを得ない現状がある。今後、中部地区保健医療協議会としてもどのような働きかけをしていくのか一緒に考えていきたい。
- 北部病院産婦人科休止後、北部の患者が中部に来て入院し、中部の患者は南部に紹介するという状況が起こっている。現在、北部地区だけでなく、宮古、八重山地区も同じような状況であるが、全国的にも産婦人科を希望する研修医が少ない状況である。中部病院は、産婦人科を希望している研修医を4～5年鍛えて離島含め北部へ配置できるようにしたい。
- 今後、肥満対策、中部地区のがん治療、かかりつけ薬局の機能、中部地区の子ども達のう歯の状況、歯科の救急体制等についても協議して欲しい。

(3) 中部地区救急医療協議会（平成15年度設置）

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会設置規程第6条、第10条

(イ) 設置目的 中部地区における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を図るため、中部地区保健医療協議会の専門部会として開催。

イ 委員名簿（定数12名以内、現員12名）

H17.11.29（火）

項目	氏名	所属・職名	項目	氏名	所属・職名
会長	川平 稔	中部地区医師会 副会長	委員	伊波 潔	中部徳州会病院 院長
副会長	崎山 八郎	中部保健所長	委員	久場 良也	ハートライフ病院 ICU部長
委員	宮城 篤実	中部市町村長会 会長	委員	矢嶋 祐一	中頭病院 救急部医長
委員	宮城 良充	中部地区MC協議会会長 県立中部病院 副院長	委員	玉栄 剛	宜野湾記念病院 副院長
委員	木村 清彦	中部地区MC協議会事務局長 沖縄市消防本部 警防課長	委員	金城 久男	沖縄警察署 地域交通官
委員	名嘉 雅之	中部地区MC協議会 沖縄市消防本部救急救命士	委員	小渡 敬	沖縄県精神病院協会 会長 平和病院 理事長

ウ 審議事項

(ア) 議事

- a 平成16年度中部管内における精神科救急患者の受療行動について
- b 中部地区MC協議会より報告

(イ) 会議結果

a 委員からの主な意見

- 精神科救急システムにおいて、中部地区から南圏域の当番病院へ紹介された者が27名(35.1%)いる。本来なら北圏域を紹介されるのが当番病院が北圏域（北部）であったため南圏域に流れたと思われるため、北圏域を2つに分けてやってほしい。
- 北圏域から南圏域に紹介された事例については、かかりつけ病院が南圏域だったのか、北圏域で確保された空床が埋まったため南圏域に紹介されたのか等さらに検証する必要がある。
- 救急医療システムを利用して当番病院紹介となった者について、かかりつけ病院の内訳を見ると、精神科クリニックの方が半分以上である。指定医であるクリニックの先生方をシステムに活用できないか検討して頂きたい。
- 救急告示病院・救急隊から対応困難な事例について紹介

## 2 町村社会福祉協議会指導監査

### (1) 社会福祉協議会指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」(厚生労働省)、「社会福祉法人等指導監査要綱」(県)、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」(県)に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

#### 平成 17 年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況 (中部福祉保健所)

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成 17 年 8 月 23 日	嘉手納町社会福祉協議会	副所長 地域福祉班主幹 地域福祉班主査
平成 17 年 8 月 26 日	中城村社会福祉協議会	
平成 17 年 9 月 27 日	恩納村社会福祉協議会	
平成 17 年 9 月 30 日	宜野座村社会福祉協議会	
平成 17 年 10 月 24 日	読谷村社会福祉協議会	
平成 17 年 10 月 27 日	北中城村社会福祉協議会	
平成 17 年 11 月 21 日	金武町社会福祉協議会	
平成 17 年 11 月 22 日	北谷町社会福祉協議会	

#### 【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会(社会福祉法人)は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。(関係法令：社会福祉法第 22 条、第 107 条)

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力。
- ・居宅介護等事業
- ・老人デイサービス事業
- ・老人介護支援センター
- ・身体障害者福祉センター
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業。

「管内社会福祉協議会の事業実施状況」は、統計・資料編を参照。

### 3 健康危機管理対策

(1) 目的 管内における健康被害の発生予防、拡大防止を図る。

(2) 根拠 沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要綱、  
中部福祉保健所健康危機管理対策実施要綱

(3) 事業内容

- ・管内健康危機管理連絡会議(1回実施)
- ・健康危機管理所内対策会議(1回実施)
- ・健康危機管理ワーキングチーム会議(6回実施)
- ・高病原性インフルエンザの発生に備えた連絡会(2回実施)
- ・高病原性インフルエンザ対策保健所活動マニュアル  
素案策定保健所間会議(3回実施)

(4) 管内健康危機管理連絡会議

市町村、医療機関等と連携し、患者の人命の救助及び被害の拡大の防止を適切かつ円滑に推進するため、連絡会を開催し健康被害の発生時に備える。

ア 第1回連絡会議

(ア) 議題等

- a 沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画について
- b 茨城県での高病原性鳥インフルエンザ防疫対応について

(イ) 参加団体数 28

医療機関 2、消防機関 8、市町村 10、警察署 4、教育機関 2  
家畜保健衛生所 2

(ウ) 質疑等

- ・県は、タミフルの備蓄量が底をついた時、他県から借りるのを含めて検討して欲しい。
- ・茨城県の事例から、高病原性鳥インフルエンザ防疫対応について、それらを想定しての早めの対策が必要である。
- ・関係機関の情報は一箇所に集め、そこに集まる情報は全ての機関で共有することが大切である。
- ・マップが出来たら、シュミレーションを行い各機関の動きを確認し、対応が出来るようにした方が良い。

#### 4 関係機関・団体との連絡調整等の状況

##### (1) 民生委員・児童委員活動状況

###### ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

平成18年3月31日現在

	定数	委嘱数	充足率 (%)	委嘱内訳				(再掲) 新任 民生委員
				男性		女性		
				人数	%	人数	%	
うるま市	171(10)	167(9)	97.7(90.0)	35(6)	21.0(66.7)	132(3)	79.0(33.3)	0
沖縄市	153(10)	146(10)	95.4(100)	43(4)	29.5(40.0)	103(6)	70.5(60.0)	1
宜野湾市	130(10)	126(10)	96.9(100)	36(5)	28.6(50.0)	90(5)	71.4(50.0)	0
<b>市部計</b>	454(30)	439(29)	96.7(96.7)	114(15)	26.0(51.7)	325(14)	74.0(48.3)	1
恩納村	20(2)	20(2)	100(100)	4(0)	20.0(0)	16(2)	80.0(100)	0
宜野座村	12(2)	11(2)	91.7(100)	5(1)	45.5(50.0)	6(1)	54.5(50.0)	1
金武町	22(2)	20(2)	90.9(100)	5(2)	25.0(100)	15(0)	75.0(0)	0
読谷村	62(3)	61(3)	98.4(100)	18(1)	29.5(33.3)	43(2)	70.5(66.7)	1
嘉手納町	26(2)	26(2)	100(100)	9(1)	34.6(50.0)	17(1)	65.4(50.0)	1
北谷町	48(3)	39(2)	81.3(66.7)	9(2)	23.1(100)	30(0)	76.9(0)	0
北中城村	29(2)	29(2)	100(100)	3(1)	10.3(50.0)	26(1)	89.7(50.0)	1
中城村	28(2)	27(2)	96.4(100)	8(0)	29.6(0)	19(2)	70.4(100)	0
<b>郡部計</b>	247(18)	233(17)	94.3(88.9)	61(8)	26.2(47.1)	172(9)	73.8(52.9)	4
<b>計</b>	701(48)	672(45)	95.9(93.8)	175(23)	26.0(51.1)	497(23)	74.0(51.1)	5

( )の数字は主任児童委員数で再掲

イ 民生委員・児童委員活動状況

平成17年度

		恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在宅福祉	140	0	12	185	58	141	367	40
	介護保険	35	5	13	62	35	92	33	16
	健康・保健医療	34	5	48	140	19	151	68	20
	子育て・母子保健	80	0	9	45	4	74	65	9
	子どもの地域生活	53	90	57	219	7	90	89	113
	子どもの教育・学校生活	26	2	70	223	62	201	109	63
	生活費	58	1	26	82	71	38	60	14
	年金・保険	27	0	15	22	8	1	6	7
	仕事	14	0	13	53	14	12	20	10
	家族関係	19	1	21	67	23	31	10	20
	住居	7	3	11	11	9	6	9	14
	生活環境	23	1	17	33	5	17	25	12
	日常的な支援	79	0	194	470	20	52	171	84
	その他	130	20	86	952	66	105	277	127
	計	725	128	592	2,564	401	1,011	1,309	549
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	236	11	188	1,037	132	394	667	145
	障害者に関すること	229	5	203	242	101	123	155	109
	子どもに関すること	127	92	125	521	85	352	272	202
	その他	133	20	76	764	83	142	215	93
	計	725	128	592	2,564	401	1,011	1,309	549
その他の活動件数	調査・実態把握	112	26	74	400	502	408	294	244
	行事・事業・会議への参加協力	439	240	237	2,131	1,007	2,054	987	903
	地域福祉活動・自主活動	562	210	239	2,998	946	2,224	803	1,612
	民児協運営・研修	172	229	160	1,092	798	790	842	426
	証明事務	62	50	40	198	35	101	67	27
	要保護児童の発見の通告・仲介	23	17	5	12	2	19	17	21
訪問回数	訪問・連絡活動	804	109	501	2,120	3,227	5,078	1,991	3,061
	その他	374	265	168	1,694	2,588	965	1,167	1,504
連絡回数調整	委員相互	168	50	111	2,483	525	1,959	847	509
	その他の関係機関	552	21	132	909	579	1,173	699	386
活動日数		1,452	873	1,156	6,870	3,576	5,538	3,644	3,659



ウ 地域福祉関係機関・団体との連絡調整等の状況

中部福祉保健所は、管内市町村の福祉活動を側面より支援する立場から、次のような事業を推進し、関係機関・団体等との連絡調整に努めてきた。

平成 17 年度

事 項	事 業 の 実 施 状 況												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ア 内 容	管内民生・児童委員との連絡会の開催 計(18回)			3	1	4	2	1	2	1	4		
	民生委員・児童委員活動について (3回)			1		1					1		
	介護予防について (3回)					1	2						
	母子・寡婦・福祉について												
	児童福祉について (3回)			1	1	1							
	生活保護について (2回)			1				1					
	知的障害者福祉について (1回)										1		
	精神保健福祉について (2回)								1		1		
	その他について (4回)					1			1	1	1		
	イ 研 修 会	新任民生・児童委員研修会											
主任児童委員の研修会													
中部地区民児協会長・副会長研修会													
民生・児童委員会長研修													
ウ	中部地区民児協との連携及び協力	←											→
エ	管内社会福祉協議会の運営指導	←											→
オ	管内社会福祉協議会の指導監査(8回)					2	2	2	2				
カ	管内町村社会福祉協議会事務局長等会議の開催												
キ	その他・地域福祉推進のための企画	←											→

## 5 所内実習生受け入れ状況

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容	
医学	国立琉球大学 医学部 医学科	①6/20 ②7/4 ～8 ③7/11 ～15 ④8/22 ～26	①半日 ②5日 ③5日 ④5日	①14人 ②6人 ③2人 ④6人	衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にする事によって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の業務</li> <li>・ケーススタディ（グループ演習）</li> <li>・家庭訪問見学</li> <li>・生活環境課施設見学</li> <li>・生活保護について等</li> </ul>	
		保健	保健学科	①9/12 ～14 ②9/15 ～20	①3日 ②3日	①6人 ②6人	地域看護学で学んだ理論や方法を、地域住民の生活場面において体験し、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得する。
県立看護大学	①7/19 ～22 ②7/25 ～28			①4日 ②4日	①10人 ②10人	地域における多様なヘルスニーズを持つ個人・家族及び地域集団の健康問題のとらえ方及び解決方法、QOLの向上・健康増進に向けた福祉保健所における地域保健看護活動の基本的な知識及び方法・技術について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション</li> <li>・個別支援・集団支援</li> <li>・地域ケア支援体制</li> </ul>
栄養	佐賀県 西九州大学	6/13 ～6/17	5日	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>①栄養指導業務の企画について学ぶ。</li> <li>②事業実施のための方法や事業評価について学ぶ。</li> <li>③特定給食施設における給食管理 栄養改善上必要な指導について学ぶ。</li> <li>④地域住民への公衆栄養活動が行える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設オリエンテーション</li> <li>・公衆衛生業務について</li> <li>・地域保健活動における保健所と市町村の役割と連携について</li> <li>・事業の企画・立案について</li> <li>・栄養指導業務の実際</li> <li>・実習課題（健康教育の媒体作成・発表）</li> </ul>	
	福岡県 九州女子大学	6/13 ～6/17	5日	2人	保健所の性格を知り、その活動と実際、特に栄養士の活動内容及び栄養行政の概要を把握することを目的とする。		
福祉	沖縄国際大学 社会学科	8/3 ～8/17	11日	4人	社会福祉援助技術現場実習を目的とする。	社会福祉援助技術現場実習	
	筑紫女学園大学 人間福祉学科	8/3 ～8/18	12日	1人	社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者としての資質養成の機会とする。		
	大庭学園	沖縄福祉保育専門学校	8/3 ～8/12	8日	1人	社会福祉の現場における実態を出来るだけ知り、福祉サービスの状況について、その方法を学ぶ等。	社会福祉実習
		ソーシャルワーク専門学校	8/3 ～8/16	10日	7人	社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者に必要な「専門知識」「専門援助技術」及び関連知識について理解を深める。	社会福祉援助技術現場実習
総合学習	宮里小学校 6年生	9/7	1h	4人	国語「みんなで生きる町」の学習で身近な公共施設についてユニバーサルデザインの観点から見直し、直接調べ、まとめ発表することに取り組むため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接公共施設の造りを調べる</li> <li>・職員へのインタビュー</li> <li>・写真撮影</li> </ul>	
ヘルパー研修	三幸福祉カレッジ	9/15	1日	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関の見学を通して、その役割、機能を理解する。</li> <li>・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健と福祉の業務説明</li> <li>・施設案内</li> </ul>	
	沖縄中央学園	12/20	1日	10人			
臨床医研修	県立中部病院	H17.5 ～H18.3	各3日 ～5日	28人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。	
	琉球大学医学部 附属病院	11/1 ～11/30	30日	1人			

## 6 企画及び調整機能業務

### (1) 所内会議

#### ア 課長等会議及び企画調整会議

目的：所の業務の総合的企画調整や効率的・効果的な行政推進を図ることを目的とする

根拠：行政組織規則、中部福祉保健所所内会議設置要綱第3条、第4条

会議構成メンバー：

所長、副所長、各課長、企画調整班長、また、月の最終の月曜日は全班長も参加、なお、必要に応じて関係職員も参加

内容：業務日程調整に関する事

業務の総合的企画、調整に関する事

その他、組織の運営管理に関する事

統合基本計画及び事業計画の進捗管理に関する事

所内プロジェクト会議の進捗管理に関する事

各種協議会及び所内会議のあり方に関する事

実績：開催回数 49回

#### イ 所内プロジェクト会議

##### (ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

目的：所内情報ネットワークの構築を目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条(1)ア

内容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討

実績：開催回数5回 会議参加 実数11人

##### (イ) 福祉保健所活動概況等検討プロジェクト会議

目的：統合に伴い「中部福祉保健所」の概況を、各課の担当が共通の認識で迅速に作成できることを目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条(1)イ

内容：中部福祉保健所活動概況の検討

### (2) 市町村支援

目的：市町村の保健・福祉活動が円滑に実施できるように、市町村に対する専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対する研修を積極的に推進する

根拠：地域保健法第8条

#### ア 市町村長との連絡会議

会議構成メンバー：管内11市町村長、中部市町村会事務局  
所長、副所長、企画調整班

内容：

1回目 平成16年度中部地区保健医療協議会の報告について  
介護保険制度改革に向けて

～中部圏域市町村事務のあり方研究会の発足について～

2回目 平成17年度中部地区救急医療協議会の報告について  
人材育成に関するアンケート結果報告

一般健康診断の廃止について

実績：開催回数 2 回（市町村長 実人員 11 人、延人員 21 人）

#### イ 新任保健担当者研修会

目的：新しく保健担当者となった職員及び新採用保健師が、地域保健事業に関する知識を深め市町村及び保健所における役割等を理解し、お互いが連携を密にし保健事業の円滑な推進を図る

対象者：保健事業新任担当者及び新採用保健師（非常勤者含む）、前年度本研修に参加できなかった者、その他希望者

内容：福祉保健所の組織と概要、効果的な公衆衛生活動に向けて、各種保健事業（母子保健、老人保健、介護予防、精神保健福祉、健康づくり）、施設案内、効果的な個別支援をめざして、情報交換等

実績：開催日数 2 日間（実人数：22 人、延人員：38 人）

#### ウ 地域保健（福祉）リーダー研修会

目的：市町村の地域保健（福祉）に従事するリーダーを対象に、市町村における効果的な職場内教育体制の確立やリーダーのスキル向上を図る

対象者：地域保健（福祉）に従事する管内市町村保健（福祉）主管課長、係長 保健師歴 15 年以上

内容： 部下を育てる日常的な指導・育成方法  
チームがうまくいく方法  
部下が動く不思議な力

実績：開催日数 2 日間（実人数：19 人、延人員：33 人）

#### エ 保健師リーダー研修会

目的：市町村の地域保健（福祉）に従事する保健師リーダーを対象に、個別支援などの対応について、市町村で現任教育が出来る研修体制の確立やリーダーのスキル向上を図る

対象者：地域保健（福祉）に従事する管内市町村保健（福祉）主管課長、係長 保健師歴 15 年以上

内容： 初回面接時の対応 ～新人が初回面接でとまどわないために～  
関係機関から支援依頼があった時の対応  
事例検討会の持ち方、保健師育成で困っていること等

実績：開催日数 3 回（実人数：9 人、延人員：18 人）

#### （3）職員研修会

目的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。

根拠：「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」3-3）のAに基づき実施

対象者：中部福祉保健所の全職員

内容：第 1 回 文書管理システムについて  
第 2 回 個人情報保護とプライバシー  
第 3 回 児童虐待防止研修報告  
第 4 回 接遇研修

実績：開催回数 4 回（延人員：148 人）